

私立幼稚園を取り巻く現状と課題について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
淵 上 孝

全日本私立幼稚園連合会 平成27年度 第2回都道府県政策担当者会議
平成28年1月28日(木)

目 次

1. 子ども・子育て支援新制度の概要(私立幼稚園関係) 2
2. 私立幼稚園の新制度への移行状況 11
3. 平成28年度予算案について 27
4. 幼児教育無償化の段階的取組について 44
5. 平成28年度当初予算(案)(幼児教育関係)の概要 47
6. 公定価格の見直しについて (平成27年度補正、平成28年度) 55
7. 一時預かり事業(幼稚園型)における 担当職員の資格要件の緩和について 63
8. 私立幼稚園を取り巻く環境の変化等 67
9. 幼稚園教育要領について 92

1. 子ども・子育て支援新制度の概要 (私立幼稚園関係)

子ども・子育て支援新制度(H27.4.1施行)のポイント

◆制度創設の背景・趣旨

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化。
 - 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要。
- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・ 各施設がこれまでの経験を踏まえながら、より充実した活動ができるよう支援。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化（学校及び児童福祉施設としての位置づけ）
- ③ 「地域子ども・子育て支援事業」の創設（地域子育て支援拠点、一時預かり等）
 - ・ 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューを設定
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える

子ども・子育て支援新制度の全体像

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業（新規）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新制度によって、私立幼稚園は何が変わるのか？

(注：各私立幼稚園が新制度に移行するかどうかを選択)

○公費による運営費支援が義務化、市町村には幼児教育の機会を保障する義務

※従来の私学助成・就園奨励費補助(予算補助)→施設型給付(義務的経費)による安定的な運営が可能に

※園には応諾義務が発生(=正当な理由がなければ入園を拒否できない)

※市町村には、幼児教育の受け皿を確保する義務(例えば、認定こども園化を検討)

○保育料は、所得に応じ、市町村が決定

※従来は、園ごとに一律の保育料+所得に応じた就園奨励費補助(キャッシュバック)の仕組み

※市町村が定める保育料とは別に、より手厚い教育を行うための対価として、上乘せ保育料を求められる場合もある

○幼児教育の質の向上を図る

※3歳児を中心に幼稚園教諭や保育士配置を改善

※幼稚園教諭や保育士の賃金等の処遇を改善

※保幼小接続の推進 など

○建学の精神に基づき、幼児教育を行う学校であることは不変

※園と保護者の直接契約の関係も不変

※保護者は、各園の教育方針や内容、上乘せ保育料などを理解した上で、園に直接申し込む

新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・認定・指導監督等 (認可・認定) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け ○幼稚園型(幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※¹ ○その他の利用者: 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※¹ ○私学助成(特別補助)※² 	<ul style="list-style-type: none"> ○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除き申し込みを拒んではならない。 *公正な方法による選考は可能。 ○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収(特定保育料)、実費徴収が可能。
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 ○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※² ○私学助成(特別補助)※² 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定
従前どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育を提供する機関 	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が認可・指導監督 	/	<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成(一般補助・特別補助) ○幼稚園就園奨励費(保護者向け) 	<ul style="list-style-type: none"> ○建学の精神に基づく選考 ○利用者負担は設置者が設定

※¹ 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

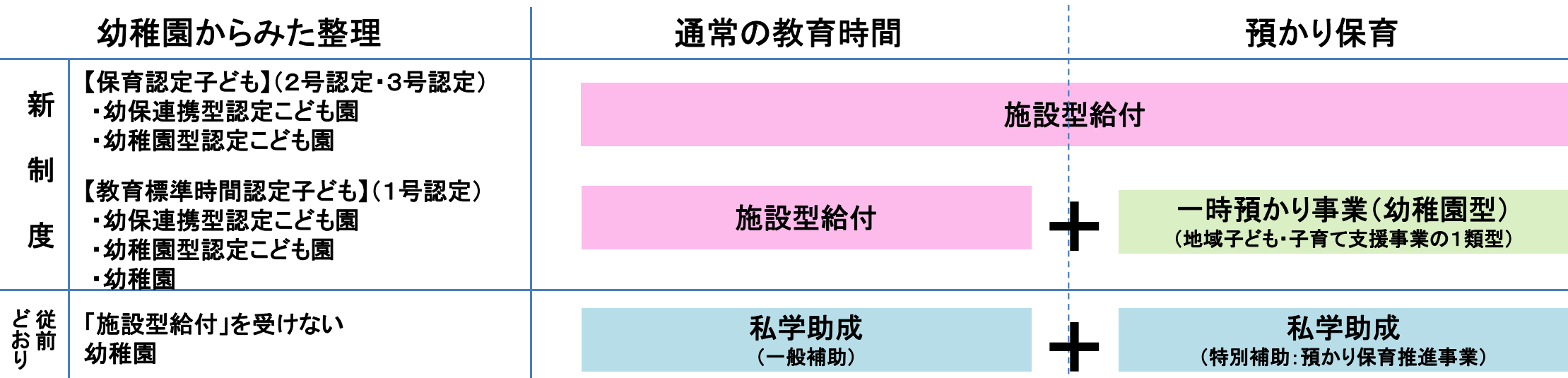
※² 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組に対する補助。

施設型給付等の支給を受ける子どもの認定区分

○ 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住地市町村が認定（区分、事由、保育必要量）を行い、利用施設・事業者が施設型給付等を法定代理受領する。

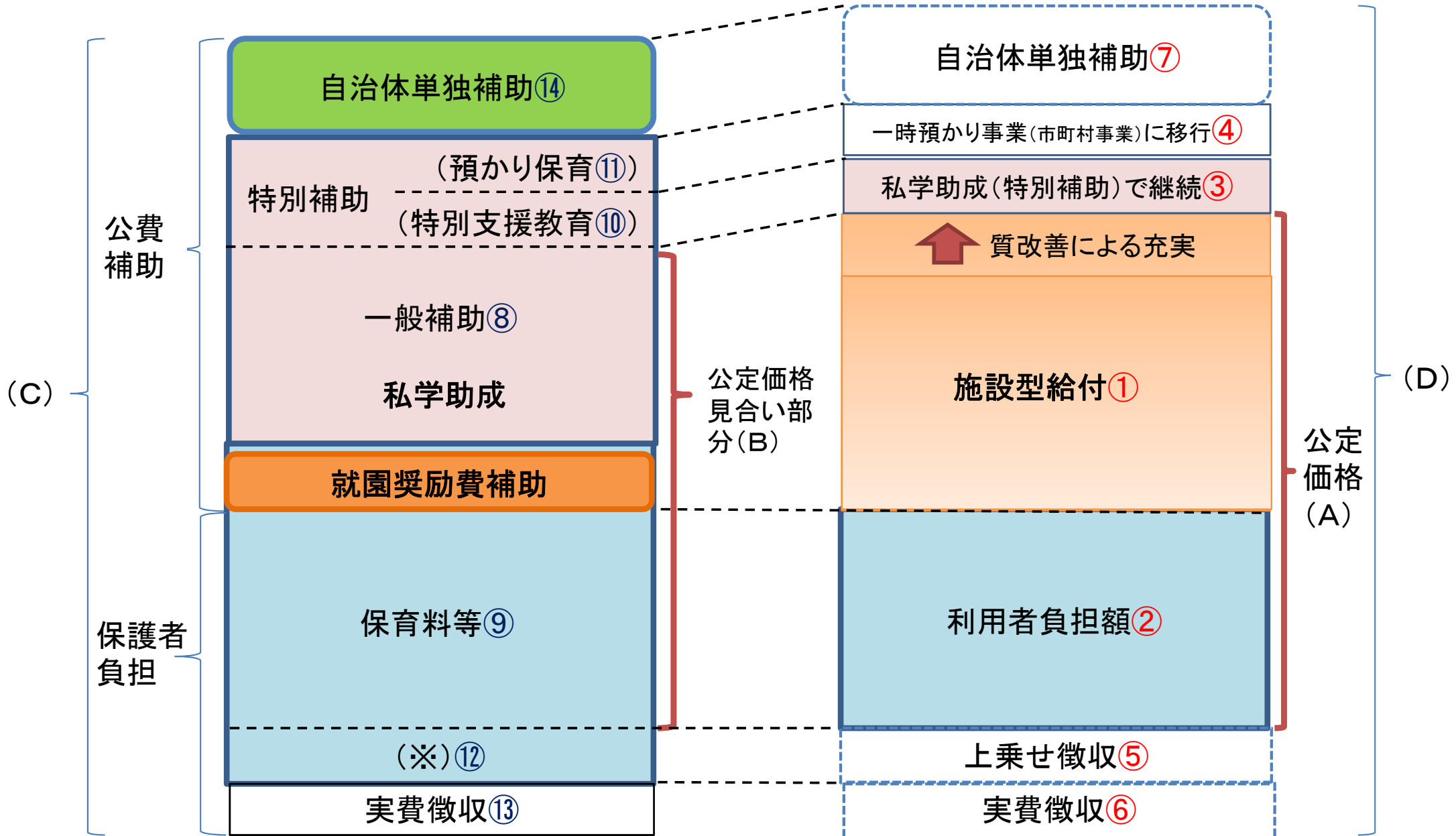
認定区分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により <u>家庭において必要な保育を受けることが困難</u> であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)の対象となる。



新制度との収入比較【私立幼稚園（認定こども園含む）】（イメージ）

（新制度移行前） （新制度移行後）



※現行の保育料等が全国平均よりも高い水準の私立幼稚園のイメージ

※公定価格の試算の際には、公定価格試算ソフト (<http://www.youho.go.jp/shisansheetY.html> に掲載) をご活用下さい。

質改善による単価の比較(例示)

※実際の改善状況は個々の施設等で異なるものであり、一定の前提条件の下での例示であることに留意。

<幼稚園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○180人(私立幼稚園の平均的な規模)とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4歳以上児	30:1	122人	68.1%
3歳児	20:1	54人	29.8%
満3歳児		4人	2.1%
合計		180人	100.0%

地域区分：その他地域

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価(⑤)	58,020千円	58,586千円	☆事務負担への対応(非常勤職員週2日)を基本額へ組み込み	58,473千円
処遇改善(⑥)	5,386千円(10%)	7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	7,001千円
加算部分1(⑦~⑬)	16,440千円	21,538千円	・副園長・教頭配置加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	21,375千円
加算部分2(⑭~⑳)	59千円	2,110千円	・施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	2,109千円
合計	79,905千円	89,235千円	・増加額:9,329千円(B-A)	88,960千円

質改善による仮単価の比較(例示)

※実際の改善状況は個々の施設等で異なるものであり、一定の前提条件の下での例示であることに留意。

<認定こども園> 公定価格の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○180人(認定こども園の平均的な規模)とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児 (20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児 (6:1)※	20人	3人	17人	11.1%
乳児 (3:1)	5人	5人		2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

- ・地域区分：その他地域
- ・保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

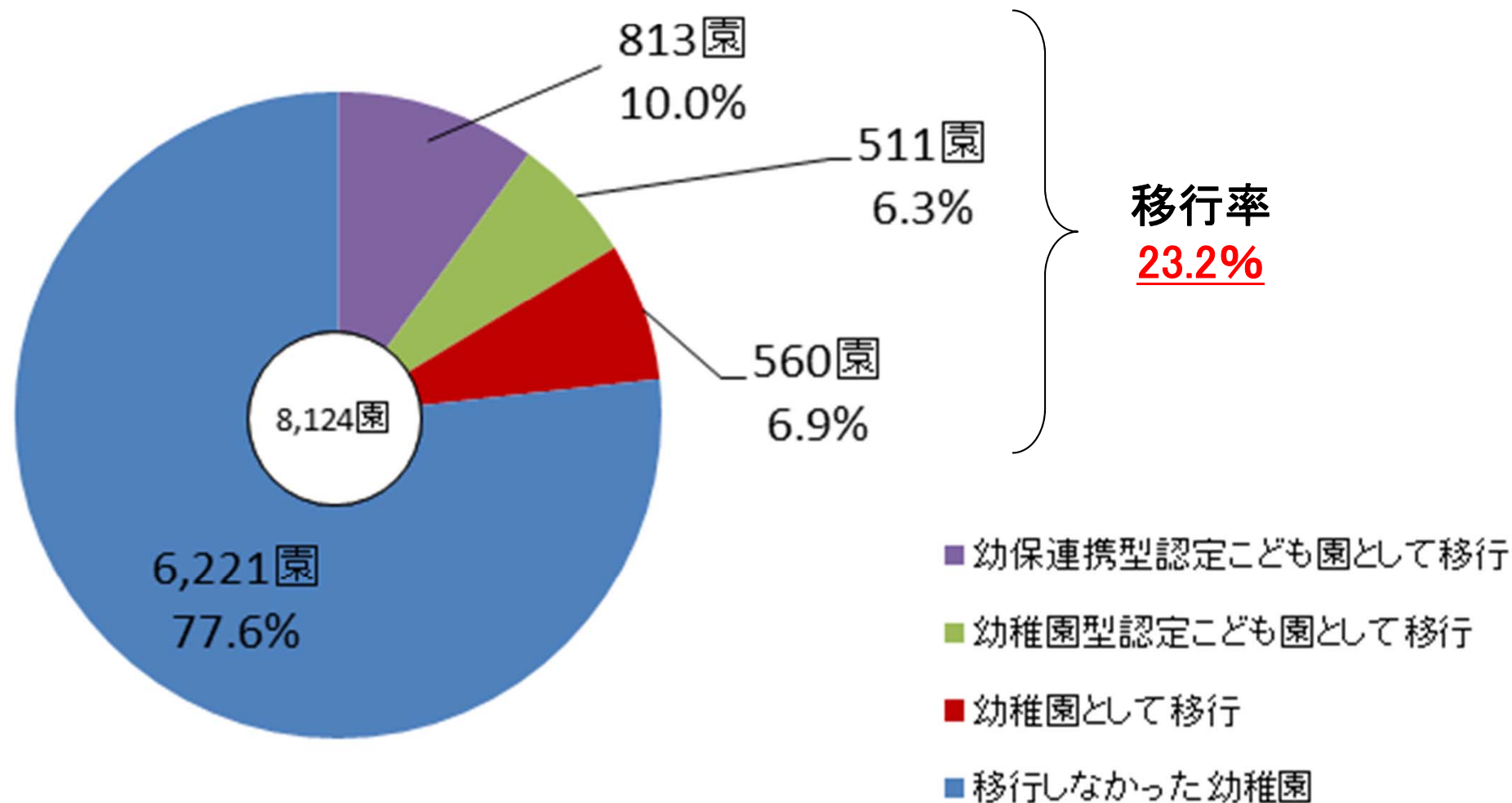
※1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

項目	金額 A (質改善前)	金額 B (27年度単価)	備考 ☆:「質の改善」事項	参考:金額 (仮単価)
基本分単価 (1号:⑤、2・3号:⑥)	86,722千円	92,929千円	☆事務負担への対応(非常勤職員週2日)、 保育標準時間に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配)、研修代替職員の配置(年間2日)、子育て支援活動費	91,065千円
処遇改善 (1号:⑥、2・3号:⑦)	7,794千円(10%)	10,914千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ☆質改善により、3%の改善を実施	10,656千円(13%)
加算部分1 (1号:⑦~⑭、2・3号:⑧~⑬)	20,381千円	25,214千円	・副園長・教頭配置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ☆3歳児配置改善加算を追加	25,006千円
加算部分2 (1号:⑰~⑳、2・3号㉑~㉓)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、施設関係者評価加算 ☆療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加	1,707千円
合計	115,978千円	130,763千円	・増加額:14,785千円(B-A)	128,434千円

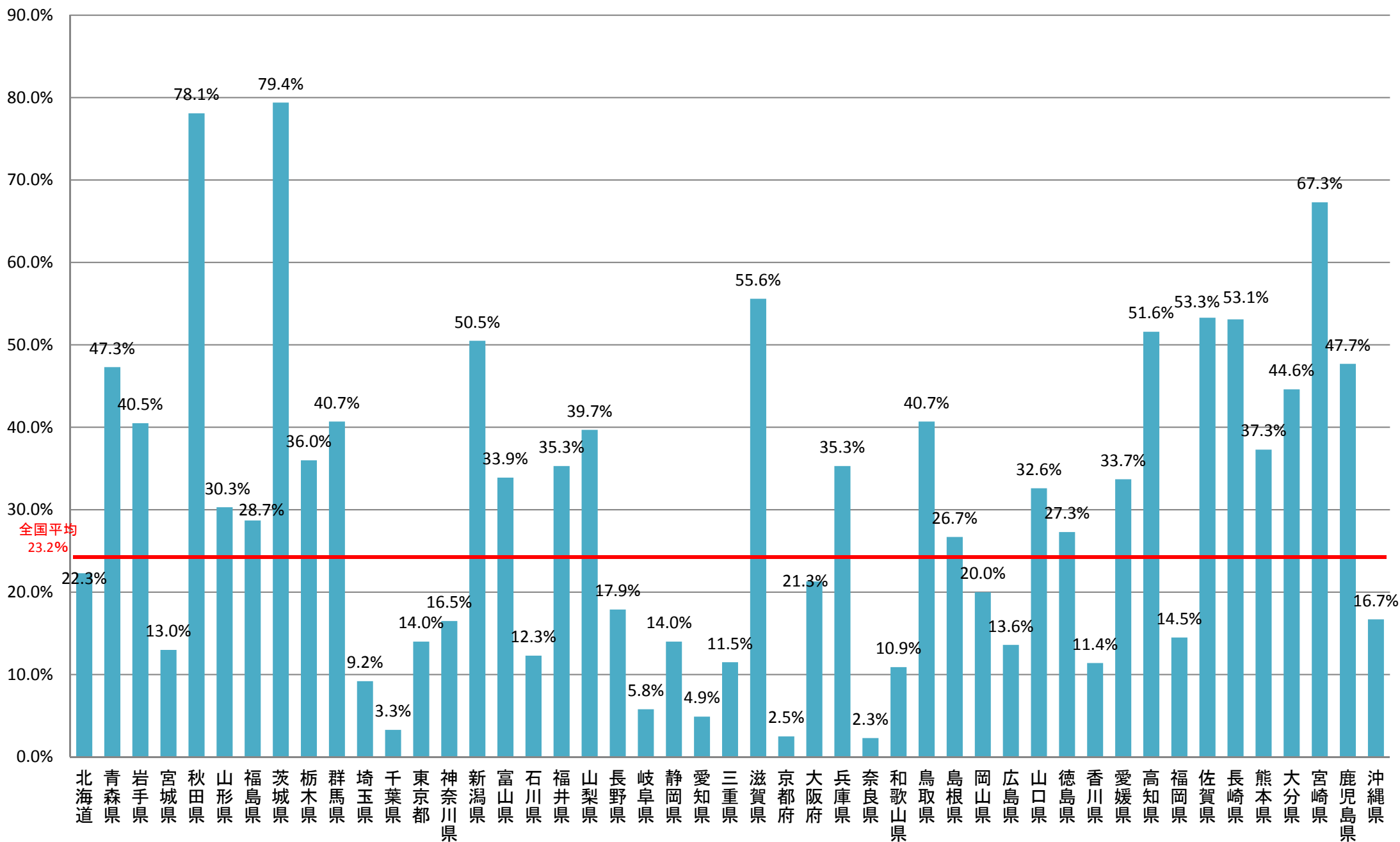
※上記とは別途、既存の幼保連携型認定こども園については、施設長に係る経過措置を設定

2. 私立幼稚園の新制度への移行状況

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況(平成27年4月1日現在)

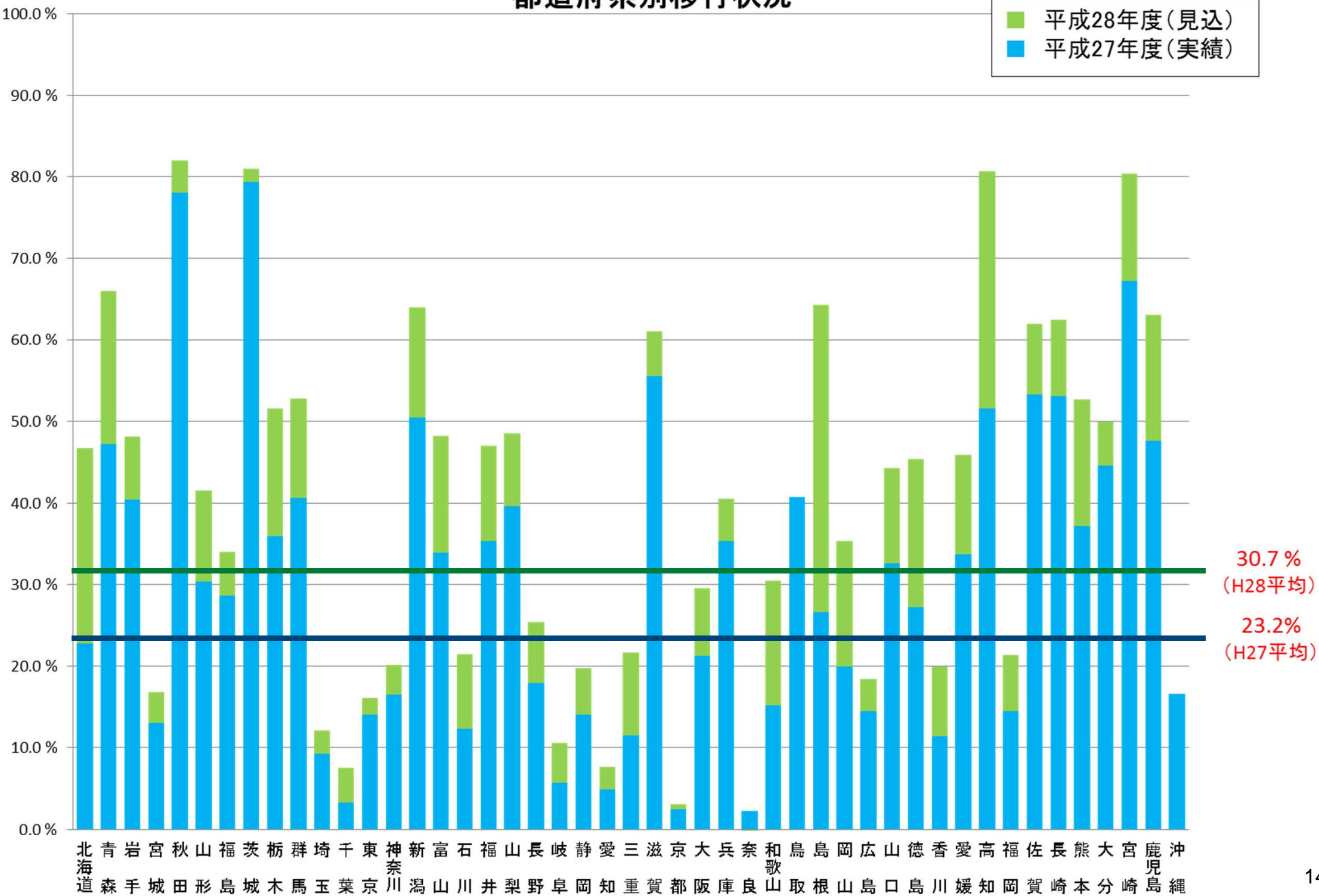


各都道府県における私立幼稚園の移行率(平成27年4月1日現在)



都道府県別移行状況

■ 平成28年度(見込)
■ 平成27年度(実績)



30.7% (H28平均)

23.2% (H27平均)

平成27年10月21日
子ども・子育て会議資料

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 移行状況について

平成27年10月21日

1. 平成28年度の新制度への移行状況

平成28年4月における私立幼稚園の新制度への移行状況は、①私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査（平成27年7月27日公表）、②今般実施した私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査（2ページ参照）を踏まえると以下のような見込み。

（対象私立幼稚園数※¹ 8,110 園）

1. 平成28年度までに新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	2,486 園	30.7 %
2. 移行を検討中の園	4,465 園	55.1 %
① 平成29年度以降、新制度へ移行（移行する方向で検討中を含む）	881 園	10.9 %
② 状況により判断したい	3,584 園	44.2 %
3. 将来的にも移行する予定はない	924 園	11.4 %
4. 無回答・休園等	235 園	2.9 %

※¹ 対象施設数は、平成27年3月31日時点の私立幼稚園数から廃園等を除いたもの。

※² 四捨五入により合計が一致しないことがある。

<参考>平成27年度における新制度への移行実績※（対象私立幼稚園数 8,124 園）

（対象私立幼稚園数 8,124 園）

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,124 園	100.0 %
2. 新制度に移行した私立幼稚園	1,884 園	23.2 %
3. 新制度に移行しなかった私立幼稚園	6,221 園	76.6 %
4. 廃園した私立幼稚園	19 園	0.2 %

※ 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果
（平成27年7月27日子ども・子育て会議（第25回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第28回）合同会議にて公表）

2. 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について

I. 調査の趣旨

国及び地方公共団体の平成28年度予算案を検討するに当たって、現在、私学助成や幼稚園就園奨励費の対象となっている私立幼稚園が、平成28年度にどの程度、新制度の対象となるのかを把握する。

II. 調査内容

- ・ 私立幼稚園の平成28年度及び平成29年度以降における新制度への移行の意向
- ・ 新制度への移行を検討するに当たっての懸案事項 等

III. 調査方法

- ・ 各私立幼稚園の意向を市区町村がとりまとめ、都道府県を通じて、国に提出
- ・ 調査対象 新制度に移行していない全ての私立幼稚園 (6,218 園)
- ・ 調査時点 平成27年7月3日 調査依頼、8月12日 〆切
- ・ 回収率 96.2 % (5,983 園 / 6,218 園)

※ 本調査結果は、あくまで調査時点における各施設の新制度への移行等に関する意向をとりまとめたものであり、その後の状況等により変わっている可能性がある。

IV. 調査結果

① 平成28年度における新制度への移行に関する意向

(対象私立幼稚園数 6,218 園)

1. 平成28年度に新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	594 園	9.6 %		
(1)	① 新制度に移行する	389 園	6.3 %	
	② 新制度に移行する方向で検討中	205 園	3.3 %	
(2)	① 認定こども園となって移行	(ア) 幼保連携型認定こども園	160 園	2.6 %
		(イ) 幼稚園型認定こども園	146 園	2.3 %
		(ウ) 類型は検討中	9 園	0.1 %
	② 幼稚園のまま移行	232 園	3.7 %	
	③ 認定こども園か幼稚園のまま移行するかは検討中	47 園	0.8 %	
2. 平成28年度に新制度に移行しない（移行しない方向で検討中を含む）	5,389 園	86.7 %		
① 平成29年度以降、新制度に移行（移行する方向で検討中を含む）	(ア) 新制度に移行する	317 園	5.1 %	
		(イ) 新制度に移行する方向で検討中	564 園	9.1 %
	② 平成29年度以降、新制度に移行するか状況により判断	(ア) 状況により判断	1,667 園	26.8 %
		(イ) 現時点では移行予定はないが、状況により判断	1,917 園	30.8 %
		③ 将来的にも新制度に移行する予定はない	924 園	14.9 %
	3. 無回答・休園等	235 園	3.8 %	

※ 四捨五入により合計が一致しないことがある。

② 新制度への移行を検討するに当たって懸案と考えている点（複数回答可）

(i) 2. ②「平成29年度以降、新制度に移行するか状況により判断」を選択した私立幼稚園

(対象私立幼稚園数 3,584 園)

新制度の仕組みが十分に理解できない	1,719 園	48.0 %
市区町村との関係構築に不安がある	908 園	25.3 %
保護者の理解が得られるか不安である	1,396 園	39.0 %
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	2,226 園	62.1 %
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	1,749 園	48.8 %
施設の収入の面で不安である	2,314 園	64.6 %
新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある	2,518 園	70.3 %
その他	861 園	24.0 %

(ii) 2. ③「将来的にも新制度に移行する予定はない」を選択した私立幼稚園

(対象私立幼稚園数 924 園)

新制度の仕組みが十分に理解できない	294 園	31.8 %
市区町村との関係構築に不安がある	159 園	17.2 %
保護者の理解が得られるか不安である	208 園	22.5 %
応諾義務や利用調整の取り扱いに不安がある	458 園	49.6 %
所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組みに不安がある	283 園	30.6 %
施設の収入の面で不安である	330 園	35.7 %
新制度への移行に伴う事務の変更や負担増大等に不安がある	459 園	49.7 %
その他	347 園	37.6 %

※ その他の主な事項

- ・ 建学の精神や園独自の教育方針・理念に基づいた教育を行えるか不安
- ・ 移行に伴う施設・設備の整備やそれに伴う費用負担について不安
- ・ 教職員の質の確保、勤務環境について不安
- ・ 0～2才児の保育やそれに伴う経営が不安 等

③. 小規模保育事業等※1

(対象私立幼稚園数※2 5,621 園)

小規模保育事業等を幼稚園で併設して実施を希望 (実施する方向で検討中を含む)	866 園	15.4 %
平成28年度に新制度に移行 (移行する方向で検討中を含む)	54 園	1.0 %
平成28年度に新制度に移行しない (移行しない方向で検討中を含む)	812 園	14.4 %

※1 家庭的保育事業を含む。

※2 対象私立幼稚園 (5,621 園) の内訳

：平成28年度に幼稚園のまま新制度に移行する (移行する方向で検討中を含む) と回答した幼稚園
(1. (2) ②の232 園)

：平成28年度に新制度に移行しない (移行しない方向で検討中を含む) と回答した幼稚園
(2. の5,389 園)

3. 新制度の円滑実施に向けた主な課題（私立幼稚園関係）

移行を希望する園の円滑移行、移行した園における新制度の定着に当たって課題となっている事項について、今回の意向調査において把握した情報や個別に地方自治体や関係事業者から聞き取った主な内容をまとめると、以下のとおり。（地域によって状況が異なる部分もあり、各地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要）

I. 地方自治体・事業者への周知等

地方自治体・事業者に対する周知が必ずしも十分に浸透しておらず、制度運用が円滑に進んでいない部分がある。また、市町村との関係構築や保護者の理解が得られるかについて不安を感じている園が多い。

〈考えられる対応〉

- 自治体や事業者との情報交換・意見交換の継続実施
- 現場の意見・要望を踏まえたきめ細かな対応（FAQの更新や助言等）
- 公定価格に関するFAQの更新等を通じた加算認定等の速やかな実施、本来支払うべき額に基づく給付の早期実施の促進 等

II. 事務負担の軽減

移行に当たっての事務手続、移行後における毎月の施設型給付の請求（特に各種加算の取扱い、広域利用の場合の複数市町村への請求）等に係る事務の負担が過重となっている。

〈考えられる対応〉

- 請求事務の簡素化等の検討
- 施設所在市町村による事務の一括対応の促進
- 移行準備に係る事務経費の補助（平成28年度概算要求） 等

Ⅲ. 収入面での不安への対応

私学助成の水準の高い園を中心に減収等に対する不安が強く、移行の懸案要因となっている。

〈考えられる対応〉

- 平成28年度予算における所要額の確保
- 地方自治体における単独補助の充実 等

Ⅳ. 有資格者不足への対応

有資格者（幼稚園教諭・保育士）の確保が困難であるため、一時預かり事業の実施や、施設型給付における加配加算の確保等が困難となっている。

〈考えられる対応〉

- 一時預かり事業や施設型給付における加算等に係る資格要件等の緩和の検討（子育て支援員の更なる活用等）
- 私学助成（預かり保育補助）から一時預かり事業への移行が困難な場合の私学助成の継続 等

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果概要

1 調査の趣旨及び調査方法

- 新制度施行時点における各市区町村の施設型給付及び一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況を把握。
- 平成27年4月時点の全市区町村(1,742自治体)の状況を都道府県が調査し、国に提出(7月27日公表)。

2. 主な調査項目及び結果概要

(1) 教育標準時間認定子ども(1号認定こども)に係る施設型給付関係

① 施設型給付の設定額

国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%
未設定	280自治体	16.1%

国の定める基準と異なる額を設定している自治体はなかった。

② 利用者負担額

政令で定める額と同額	334自治体	19.2%
政令で定める額より低額(※)	1,185自治体	68.1%
未設定	222自治体	12.6%

※ 低額にした理由: 保育所等とのバランス(52.1%)、新制度に移行しない幼稚園とのバランス(29.3%)、公立施設とのバランス(21.6%) 等

(2) 一時預かり事業関係

① 一時預かり事業(幼稚園型)の実施状況

私立幼稚園を対象に実施	505自治体	29.0%
公立幼稚園のみ実施	258自治体	14.8%
実施していない(※)	978自治体	56.2%

自市区町村内に新制度に移行した私立幼稚園がある301自治体のうち、260自治体(86.4%)で一時預かり事業(幼稚園型)を実施。

② 一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価額

国の示した額と同額	499自治体	98.8%
国の示した額より高額	3自治体	0.6%
国の示した額より低額	3自治体	0.6%

※ 実施していない理由: 域内に私立幼稚園がない(35.8%)、事業者からの希望がなかった(29.5%)、私学助成により対応(2.2%) 等

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について

平成27年8月31日
内閣府、文部科学省、厚生労働省
事務連絡

フォローアップ調査結果により、各都道府県及び市区町村において、限られた準備期間や情報の中で、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)への円滑な移行に向けた取組が着実に実施されていることが確認できました。

フォローアップ調査等を踏まえ、各市区町村において、希望する私立幼稚園の新制度への円滑な移行等、新制度の更なる適正な実施を確保するために御留意頂きたい点について、下記のとおり整理しました。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村に周知いただくとともに、新制度担当部局及び私立幼稚園所管部局で緊密に連携を図りつつ、市区町村への適切な助言、支援等をお願いします。

新制度では、市区町村は、地域のニーズや保護者の選択等に応じて教育・保育の提供体制を確保する責務を有しており(子ども・子育て支援法第3条第1項参照)、こうした観点からも、私立幼稚園の円滑な移行は重要な課題であります。今後とも引き続き、都道府県及び市区町村における体制整備を図るとともに、施設型給付及び一時預かり事業の実施並びに必要な予算の確保等を適切に行っていただくようお願いします。

記

1. 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付について

(1) 施設型給付の額の設定について

フォローアップ調査結果では、全国1,741自治体のうち1,461自治体(83.9%)において、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の額(公定価格のうちの「地方単独費用部分」)を国の定める基準と同額に設定していました。このことは、新制度の目指す良質かつ適切な教育を提供するため、適切なことと考えています。

一方、280自治体(16.1%)が施設型給付の額を未設定でした。この額については、法律上、各市区町村が定めることとなっており、自市区町村内に私立幼稚園が存在しない場合でも、自市区町村の教育標準時間認定子どもが、他市区町村の私立幼稚園を利用する場合や、私立保育所を利用する場合(特別利用保育)などには設定が必要となります。このため、各市区町村においては、改めて設定が必要な場合に該当するか否かを確認のうえ、設定が必要な場合には、速やかに設定をお願いします。

なお、この額については、国の公定価格が、職員配置等を踏まえた必要な費用の実態に基づき標準的な給付水準として設定している趣旨にかんがみ、基本的には、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示第49号)(以下「公定価格告示」という。)に基づき設定するようお願いしてきましたが、国の定める公定価格と同じ額とする場合、具体的には、例えば、「公定価格告示別表二に定める額に千分の二百七十五を乗じた額とする」などの定めとすることが考えられますので、併せてお知らせします。

(2) 施設型給付の額の明示化について

各市区町村において公定価格のうちの「地方単独費用部分」の額を定めた場合、当該額は、施設等からの施設型給付費の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定の際に必要なものであり、当該額を対外的に明示することが必要ですので、対応をお願いします。なお、対外的に明示する方法については、各市区町村において適切な方法で対応をお願いします。

2. 教育標準時間認定子どもに係る利用者負担額について

(1) 利用者負担額の設定について

フォローアップ調査結果では、全国1,741自治体のうち、1,519自治体(87.2%)において教育標準時間認定子どもに係る利用者負担額が設定されていましたが、222自治体(12.6%)において利用者負担額が未設定でした。この額は、教育標準時間認定子どもがいる場合は、利用施設の公私等を問わず、設定が必要となるものですので、各市区町村においては、速やかに設定をお願いします。

(2) 利用者負担額の自治体独自の軽減について

フォローアップ調査結果では、全国1,741自治体のうち、1,185自治体(68.1%)が子ども・子育て支援法施行令で定める国基準額よりも低額な利用者負担額を設定していました。平成27年3月31日付け通知(子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(通知)(府政共生第347号、26文科初第1462号、雇児発0331第19号))では、「異なる認定区分、特定教育・保育施設等の区分、公立施設と私立施設との間のバランスや現行の負担額等に留意のうえで設定」していただくようお願いしてきたところですが、今度とも、このような観点で適切な額となるよう、引き続き必要な見直し等をしていただくようお願いします。

なお、国として、基礎的データ収集の一環として、保育認定子どもに係る利用者負担も含めた利用者負担の軽減状況を調査しているところですので、引き続き、協力方をお願いします。

3. 一時預かり事業について

(1) 新制度移行園があるが、一時預かり事業(幼稚園型)を実施していない場合

フォローアップ調査結果では、新制度移行園がある301自治体のうち、260自治体(86.4%)で一時預かり事業(幼稚園型)が実施されていましたが、41自治体(13.6%)で一時預かり事業(幼稚園型)が実施されていませんでした。

当該事業を実施していない理由として、「事業者から実施希望がなかった」と回答した自治体が多数にのぼりましたが、私立幼稚園の約95%で預かり保育が行われている現状や、一時預かり事業(幼稚園型)は私学助成(預かり保育補助)の受け皿となる事業であることを踏まえ、改めて事業者の意向を確認するなど、事業化の必要性を再度検討し、必要な場合は事業化をお願いします。また、「保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる」と回答した自治体がありましたが、私立幼稚園を利用する保護者の一時預かりニーズが、通園していない保育所等で満たされているのか否かを改めて確認のうえ、地域のニーズを満たす保育の提供をお願いします。

また、私学助成の預かり保育補助の継続実施は、国としては、経過措置と考えており、新制度移行園は基本的に一時預かり事業(幼稚園型)に移行して当該事業を実施していただくことを想定していますので、事業者に対してこの旨を再度周知するとともに、各市区町村において、私立幼稚園が円滑に一時預かり事業(幼稚園型)に移行できるよう、事業実施体制を整備するなどの取組をお願いします。この際、私学助成による預かり保育補助の実施基準(人員配置等)や補助額は、一時預かり事業(幼稚園型)とは異なる部分がありますので、私立幼稚園が事業に円滑に移行できるよう、個別具体的な支援、助言等を行っていただくようお願いします。

(2) 一時預かり事業(幼稚園型)の利用料を市区町村において設定している場合

フォローアップ調査結果では、一時預かり事業(幼稚園型)を私立幼稚園で実施している505自治体のうち、418自治体(82.8%)で各園の利用料設定を認めている一方、27自治体(5.3%)では市区町村が利用料を設定していました。これまで私立幼稚園の預かり保育の保育料を各園が設定してきたことを踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市区町村において適切に判断していただくようお願いします。

(3) 一時預かり事業(一般型)の事業化について

幼稚園において在園児以外の子どもを対象に預かりを実施する場合は、基本的に、一時預かり事業(一般型)を、幼稚園型とは別途、委託又は補助することとしていますが、フォローアップ調査結果では、一時預かり事業(一般型)を私立幼稚園で実施している市区町村は167(9.6%)となっています。しかしながら、

- ・一時預かり事業(一般型)は、全国的に見ても、そのニーズが増えており、引き続き事業の拡大を図る必要があること
- ・私立幼稚園における子育て支援の取組として、未就園児やその家庭への支援が活発になってきており、事業者側の事業意欲も高いこと
- ・主に想定される利用者は、保育認定を受けていない子どもであり、今後、幼稚園等に通園する子どもが多くを占めることが想定され、私立幼稚園等が実施することが継続的な支援につながる面があることなどから、市区町村においては、一時預かり事業(一般型)の私立幼稚園に対する事業の実施を検討していただくようお願いします。

また、フォローアップ調査結果では、「私立幼稚園から実施希望がなかった」ため、一時預かり事業(一般型)を私立幼稚園で実施していないと回答した自治体がありましたが、幼稚園における在園児以外に対する一時預かりの実施形態については新制度の施行直前まで国の方針が固まらなかったこともあり、事業者、自治体の双方に対して制度の周知が行き届いていない可能性があることから、引き続き制度の周知に努めていただくようお願いします。

3. 平成28年度予算案について

平成28年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成28年度の増収額 8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合 2分の1に3.1兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね 1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈28年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合 2分の1

（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

○消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.37兆円

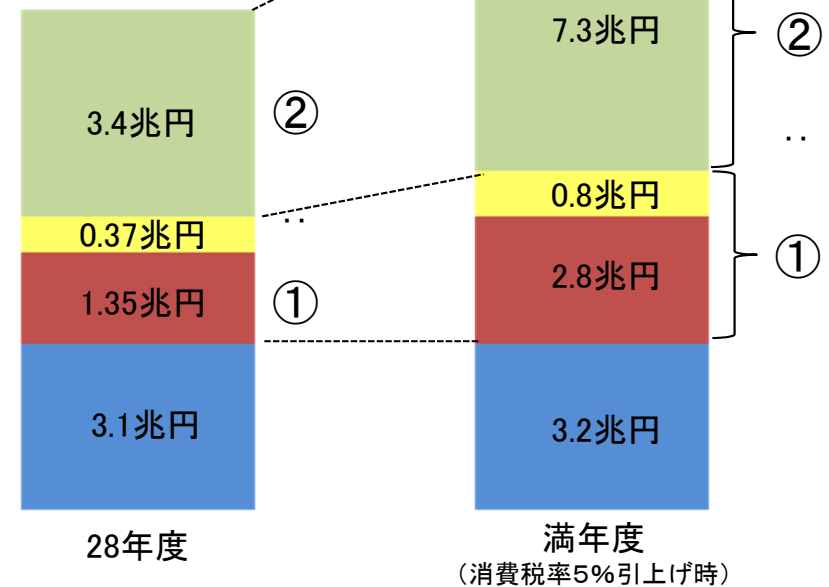
○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

（参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
 - 消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増
 - 社会保障の充実
 - 基礎年金国庫負担割合1/2
- 《14兆円》
- 《8.2兆円》



（注1）金額は公費（国及び地方の合計額）である。

（注2）上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

平成28年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成28年度 予算案 <small>(注1)</small>	平成28年度		(参考) 平成27年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	5,593	2,519	3,074	4,844	
	社会的養護の充実	345	173	173	283	
	育児休業中の経済的支援の強化	67	56 <small>(注4)</small>	11	62	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904
		・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	422	298	124	392
		地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724	
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,051	
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	390	195	195	236	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充等	2,244	1,412	832	1,864
		被用者保険の拠出金に対する支援	210	210	0	109
高額療養費制度の見直し		248	217	31	248	
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化		218	109	109	221	
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,089	1,044	1,044	2,048	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	32	32	0	20	
合計		15,295	7,955	7,340	13,620	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.29兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.53兆円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」等(0.11兆円)の財源をあわせて一体的に確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1億円)は各省庁に計上。

平成28年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成28年度予算（案）においても引き続き全て実施。

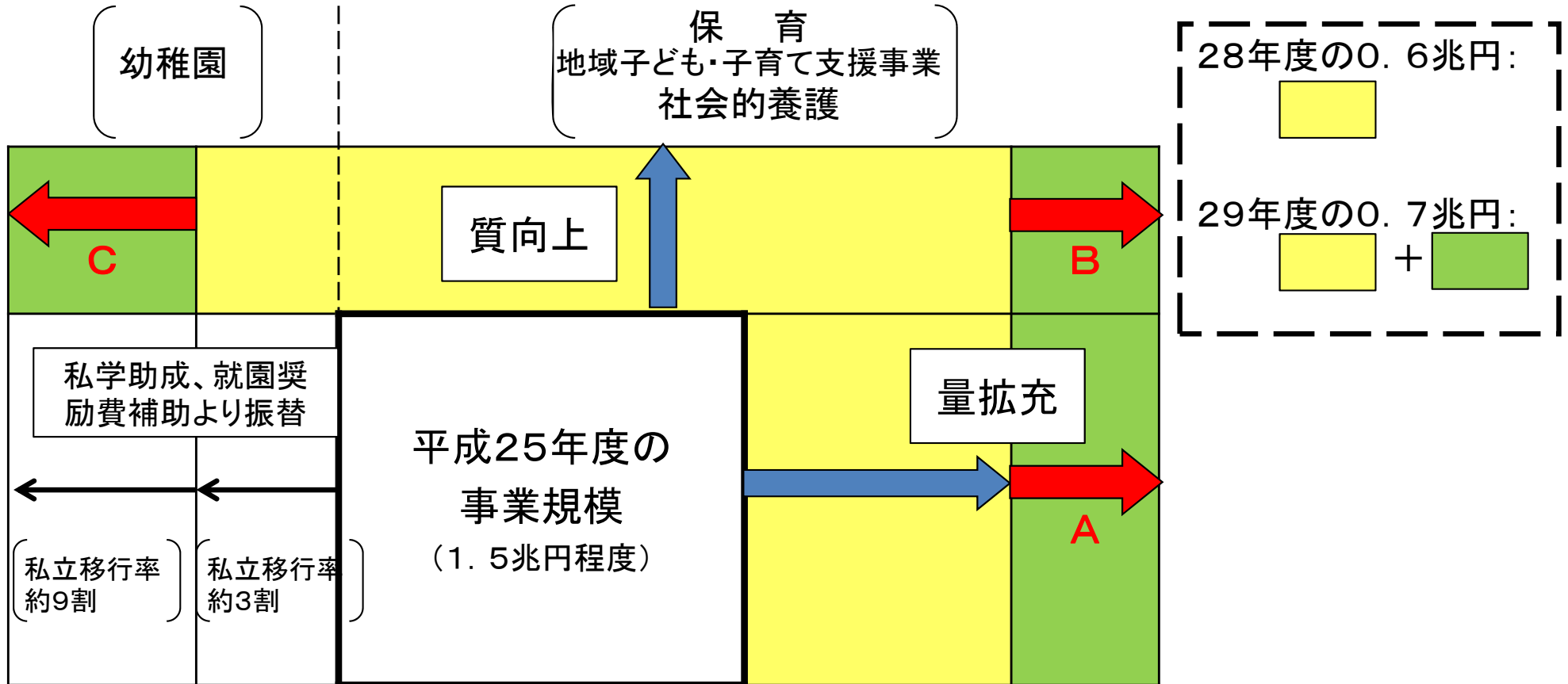
	量的拡充	質の向上
所要額	3,719億円	2,220億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など
量的拡充・質の向上 合計 5,939億円		

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

平成28年度予算案における「0.6兆円程度」と「0.7兆円の範囲で実施する事項」の関係

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」は、待機児童解消加速化プラン等を踏まえ、29年度の所要額として整理されたもの。
- 28年度予算案の「0.6兆円程度」は、
 - ① 各市町村の事業計画を踏まえた28年度の「量の拡充」に対応
 - ② 「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施するための所要額として確保されたもの。

- 28年度の「0.6兆円程度」により、「0.7兆円の範囲内で実施する事項」の「質の向上」をすべて実施できる主な要因は、
 - ① 保育サービス等の「量拡充」の途上であり、29年度所要額より少ないこと(図A部分)
 - ② 移行見込みの調査結果に基づき、私立幼稚園の新制度への移行率を3割程度としていること
 - ③ ①・②に伴い「質向上」の所要額が少ないこと(図B・C部分)



* 29年度の私立移行率9割は仮置き。
各年度予算は意向調査等に基づき設定。

平成28年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成27年度予算)

2兆1,383億円

→

(平成28年度予算案)

2兆2,593億円

1兆5,262億円

→

1兆6,091億円【うち年金特別会計】

1. 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規、拡充】(一部社会保障の充実)

21,790億円(21,381億円)

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実【一部新規、拡充】(一部社会保障の充実)

7,636億円(7,205億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付【一部新規、拡充】

6,500億円(6,119億円)

○ 子どものための教育・保育給付費負担金【拡充】 6,428億円(5,959億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

《主な充実の内容》

◇賃借料加算の充実

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

◇幼稚園教諭、保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた幼稚園教諭、保育士等の待遇改善(例:保育士平均+1.9%)を平成28年度の公定価格にも反映する。

◇チーム保育推進加算の創設等

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上等を図る。

◇多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減(幼児教育の段階的無償化を含む)

○ 子どものための教育・保育給付費補助金

72億円(160億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【新規】 **【3.8億円】**

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格【補助額：2,200円、双生児の場合は加算（補助額：9,000円）】でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

③ 子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及（再掲）【新規】 **【27億円】**

- ・ 病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援する。
- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する。

4. 少子化対策の総合的な推進等

2億円(2億円)

◆子ども・子育て支援新制度全国総合システム運営経費 **0.4億円(0.4億円)**

保護者の選択に資する施設・事業者情報や、支給認定状況等の新制度の施行状況を一元的に管理するとともに、地方自治体において適正かつ円滑に事務が実施できるよう、平成26年度に開発した市町村、都道府県及び国の間で情報のやり取りを行う電子システムについて、平成28年度以降も引き続き着実な運用を図るための経費(国庫債務負担行為経費(H26~H30))。

◆子ども・子育て支援新制度について、円滑な実施を図るために必要な広報・啓発活動などに要する経費 **0.9億円(1億円)**

広く国民一般の理解促進を図るため、全国各ブロックで一般向けフォーラムを開催するとともに、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなど、広報・啓発活動を行うための経費。

◆ECEC Network事業への参画 **0.07億円【新規】**

OECDIにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費。

◆子ども・子育て会議経費 **0.1億円(0.1億円)**

子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て会議、基準検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行状況のフォローアップ等を行う。

◆子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進経費 **0.2億円(0.3億円)**

子ども・子育て支援法に基づく給付等について、実施状況や、在り方等、調査・検討等を行い、実施状況等を把握するための経費。

◆教育・保育施設等における事故検討会に要する経費 **0.03億円【新規】**

教育・保育施設等における事故の防止については、子どもの健やかな育ちの場を確保することや、働くものが安心して子育てができる環境を整備する観点から重要であるため、事故の再発防止策を検討するための経費。

◆業務管理体制指導監督経費 **0.02億円【新規】**

子ども・子育て支援法第55条の規定により業務管理体制の整備に関する事項について届け出を行った事業者に対し、業務管理体制指導監督を実施する経費。

平成28年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成27年度予算額)

7,975億円 →
914億円 →

(平成28年度予算案)

9,294億円
987億円

【子どものための教育・保育給付費
負担金等の内閣府予算を含む】
【うち厚生労働省予算】

1. 待機児童解消等の推進に向けた取組

709億円(754億円)

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

◆保育所等の整備支援

534億円(554億円)

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助するとともに、防音対策を必要とする保育所等の防音壁設置に係る費用の一部を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

- ① 保育所緊急整備事業(※)
- ② 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ③ 小規模保育整備事業(※)【新規】

(参考)【平成27年度補正予算】(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の整備支援

383億円

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

○ 防音対策のための補助

9億円

近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等(既存園を含む。)の防音壁設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図る。

◆小規模保育等改修費支援等

174億円(200億円)

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所等の設置に要する経費について、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力的に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育所等の設置促進を図る。

- ① 賃貸物件による保育所改修費等支援事業(※)
- ② 小規模保育改修費等支援事業(※)
- ③ 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業(※)
- ④ 認可化移行改修費等支援事業(※)
- ⑤ 家庭的保育改修費等支援事業(※)
- ⑥ 保育所設置促進事業【新規】

土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援する。

(参考)【平成27年度補正予算】(待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等)

○ 保育所等の改修支援

118億円

賃貸物件等の既存建物を改修することにより、保育所又は小規模保育事業所の設置に要する経費について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととする。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力的に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の設置促進を図る。

※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

2. 保育の量拡大を支える保育士の確保

206億円(77億円)

保育士確保のための保育士資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げの更なる支援や若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備や学生の実習支援など、保育人材確保対策を強力的に支援する。

◆保育の量拡大を支える保育士の確保

206億円(77億円)

○ 保育士確保対策

① 保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】

従来から保育士・保育所支援センターにおいて実施している、潜在保育士への就職支援、保育所に勤務する保育士等への相談支援、保育所の潜在保育士活用支援等の実施に加え、更なる保育士確保策の推進を図るため、都道府県が保有する保育士登録簿を活用して把握した潜在保育士に対し、定期的な求人情報や就職説明会等の案内を行うための費用の一部を補助することにより、保育所等への就職に向けたアプローチを積極的に行う。

- ② 保育士宿舎借り上げ支援事業
- ③ 保育体制強化事業
- ④ 保育士養成施設に対する就職促進支援事業

○ 保育士資格取得と継続雇用の支援

- ① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ② 保育士資格取得支援事業
- ③ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ④ 保育士修学資金貸付事業 ※平成27年度補正予算に計上
- ⑤ 保育士試験追加実施支援事業
- ⑥ 保育士試験による資格取得支援事業
- ⑦ 保育補助者雇上強化事業【新規】

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を支援。

⑧ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【新規】

公立保育所のOB・OGやソーシャルワークの専門職等を活用し、保育所等に勤務する経験年数の短い保育士に対し、保育現場におけるスキルアップや保護者対応等、当該保育士へ助言指導を行うため、保育所等への巡回支援を行う。

また、保育所等におけるICT化の推進、保育士の業務負担軽減及び保育所等の事業運営の高度化を図るための保育事業者に対する助言指導、保育事故防止や保育の質確保に関する助言指導等を行うため、保育所等への巡回相談を行う。

⑨ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業【新規】

保育所等の施設間や小規模保育事業所と連携施設となる保育所間等において、保育士等の人材交流や実地派遣研修を実施し、キャリアアップによる定着促進を図る。

また、指定保育士養成施設の学生を受け入れる際に、実習指導に当たる保育士等が研鑽を積むことにより、保育士等の更なるキャリアアップを図るとともに、質の高い実習体験による実習生の保育所等への就職意欲の促進を図る。

○ 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修

- ① 保育の質の向上のための研修事業
- ② 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ③ 保育所保育士研修等事業
- ④ 保育士試験合格者に対する実技講習【新規】

実務経験のない保育士試験合格者を対象に、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習の実施。

⑤ 保育実習指導者に対する講習【新規】

指定保育士養成施設の学生に対し、保育所等において実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修の実施。

(参考)【平成27年度補正予算】 (保育人材確保のための取組の推進等)

○ 保育所等におけるICT化の推進

148億円

保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、負担となっている保育以外の業務について、ICT化推進のための保育システム(指導計画やシフト表の作成等)の購入に必要な費用を支援する。

また、保育所等における事故防止や事故後の検証のため、子どもの見守りのためのカメラの設置に必要な費用を支援する。

○ 保育士修学資金貸付等事業による保育士確保策の強化

566億円

保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付により、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件満たした場合に返還免除。)

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10 ※補助率をこれまでの3/4から9/10に引き上げる

3. 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進

《内閣府予算の再掲》

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行に+0.1%)、法定する。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)とする。

◆企業主導型保育事業運営費補助金

設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

◆企業主導型保育事業整備費助成金

事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、平成29年度末までに約5万人程度の受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。

◆企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

多様な働き方をしている労働者を念頭に、子育てしやすい環境づくりのため、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育ての両立支援による離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する。

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格【補助額:2,200円; 双子児の場合は加算(補助額:9,000円)】でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するため、その利用料の一部を助成する。

4. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

《内閣府予算の再掲》

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

◆子どものための教育・保育給付

○ 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

○ 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※ 平成28年度予算(案)における充実等

- ① 賃借料加算の充実
- ② 保育士等の待遇改善
- ③ チーム保育推進加算の創設
- ④ 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)

◆地域子ども・子育て支援事業（保育関係）

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 病児保育事業【一部新規】
- ④ 一時預かり事業
- ⑤ その他(多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業)

◆認可を目指す認可外保育施設への支援等

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

- ① 認可化移行運営費支援事業
- ② 幼稚園長時間預かり保育事業

5. 認可外保育施設への支援

21億円(20億円)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用及び設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助することのほか、以下の事業により財政支援を行う。

◆認可を目指す認可外保育施設への支援

10億円(10億円)

認可外保育施設が保育所または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

- ① 認可化移行調査費等支援事業
- ② 認可化移行移転費等支援事業

◆認可外保育施設の衛生・安全対策

0.2億円(0.2億円)

認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な経費を一部助成することにより、利用児童の衛生及び安全を確保する。

◆事業所内保育施設への支援

4.1億円(5.1億円)

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

6. その他の保育の推進

21億円(22億円)

◆民有地マッチング事業

0.3億円(0.3億円)

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

◆広域的保育所等利用事業【一部新規】 **2億円（1億円）**

近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する。

また、新たに各保育所等で合同保育を実施するに当たり、都市部においては園庭の確保が困難であることを踏まえ、保育所等から遠距離にある公園の利用を可能にするため、送迎バス等により公園までの児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業を実施する。

◆保育環境改善事業 **0.8億円（0.8億円）**

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

◆家庭支援推進保育事業 **8億円（8億円）**

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

◆事故情報の集約等 **0.04億円（0.05億円）**

保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。

◆子どもの預かりサービスに係る安全確保業務 **0.08億円（0.07億円）**

子どもの預かりサービスの安全性を確保するため、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。

◆ベビーシッター派遣事業 ※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業に移行 **- 円（0.8億円）**

◆子育て支援員研修 **7億円（7億円）**

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

◆子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進 **3億円（4億円）**

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

◆ECEC Network事業への参画【新規】 **0.3億円**

OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

社会的養護の充実（一部社会保障の充実）

（平成27年度予算額）

1,181億円

→

（平成28年度予算案）

1,271億円

◆社会的養護の充実（一部新規）

1,271億円（1,181億円）

- 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行う。
- 一時保護所における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。
- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、家庭的養護の推進を図る。また、里親や養育者の住居において数名の子どもの養育を行うファミリーホームへの委託について、児童家庭支援センター等の里親支援機関を活用した支援体制の構築を図る。
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設と併せ、退所児童等アフターケア事業の拡充を図ることにより、児童養護施設退所者等の自立支援を推進する。

平成28年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(平成27年度予算額)
443億円

(平成28年度予算案)
382億円

→
〔平成28年度安心こども基金(平成28年度まで延長)約100億円〕

1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進(多子世帯への保育料軽減の強化)

323億円(306億円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成27年7月22日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

◇多子世帯の保護者負担軽減 14億円

年収約360万円未満相当の世帯について、現行では小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料の無償化を完全実施。

◇ひとり親世帯等の保護者負担軽減 3億円

市町村民税非課税世帯は保育料を無償化し、年収約270万円から約360万円未満相当の世帯は第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

2. 幼児教育の質の向上

3億円(0.3億円)

◆幼児教育の質向上推進プラン

2.2億円(0.3億円)

①幼児教育の推進体制構築事業【新規】

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

②幼児期の教育内容等深化・充実調査研究【新規】

幼児教育に係る教職員の研修等をはじめとした資質向上、幼児教育にふさわしい評価の在り方の検討等に関する調査研究を実施する。

◆幼稚園教育要領の改訂

0.1億円【新規】

中央教育審議会における審議を踏まえ、幼稚園教育要領の改訂や解説書の作成等を着実に実施する。

◆ECEC Network事業の参画

0.4億円【新規】

OECDにおいて計画されている①幼児教育・保育の従事者に関する調査、②幼保小接続に関する調査、③幼児教育・保育の学習効果に関する調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

平成28年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

3. 幼児教育の環境整備の充実

56億円(137億円)

[平成28年度安心子ども基金(平成28年度まで延長)約100億円]

◆認定こども園等への財政支援

51億円(135億円)

認定こども園の新設・園舎の耐震化に必要な施設整備費を支援するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

※認定こども園の整備を図ることを目的とし平成20年度から都道府県に造成している安心子ども基金について、終期を平成28年度末まで延長し、同基金と一体となって認定こども園の施設整備を図る(平成28年度安心子ども基金 約100億円)。

◆私立幼稚園の施設整備の充実

5億円(2億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設のアスベスト対策等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

4. 幼児教育無償化の段階的取組について

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算（案）所要額 国費：100億円（公費：214億円）

●多子世帯の保育料負担軽減

○ **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

年齢制限により第2子以降の
負担軽減が限定的

年収約360万円未満相当世帯は
第2子以降の
負担軽減を完全実施

年齢	例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
小3 小1	第1子 小学校3年生	
(5歳)	第2子 保育料半額	第1子 保育料満額
(4歳)		
(3歳)	第3子 無償	第2子 保育料半額
(2歳)		第3子 無償
(1歳)		
(0歳)		

年齢	例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
小3 小1	対象外 小学校6年生 (第1子) ※小4以上はカウントしない	
(5歳)	第1子の扱い 保育料満額 (第2子)	第1子 保育料満額
(4歳)		
(3歳)	第2子の扱い 保育料半額 (第3子)	第1子の扱い 保育料満額 (第2子)
(2歳)		第2子の扱い 保育料半額 (第3子)
(1歳)		
(0歳)		

年齢	例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
(小1~)	第1子	第1子
(5歳)	第2子 保育料半額	
(4歳)		
(3歳)	第3子 無償	第2子 保育料半額
(2歳)		第3子 無償
(1歳)		
(0歳)		

※多子計算に係る年齢制限を撤廃

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

● 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ **第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化**

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○ 1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	第1子	第2子		
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	16,100円	8,050円	15,100円(1,000円引き下げ) 7,550円(上記の半額)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)

○ 2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)		現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
	第1子	第2子		
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	16,500円	8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	27,000円	13,500円	27,000円(基準額表どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)

5. 平成28年度当初予算(案) (幼児教育関係)の概要

幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進（幼稚園就園奨励費補助）

平成27年度予算額	30,562百万円
平成28年度予算額（案）	32,272百万円

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。
- 平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）】
 幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

1.多子世帯の保護者負担軽減

所要額 14億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）世帯について、多子計算に係る年齢制限（小学校3年生を上限）を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

- 多子計算の年齢制限撤廃：
 （現行）小学校3年生を上限に子供の数を計算。
 →（改正）年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。

【例：年収約360万円未満相当世帯の3人兄妹の場合】

（現行）	（改正）
14歳の長男 中学3年生 （カウント対象外）	⇒ 第1子扱い （カウント対象）
5歳の長女 幼稚園年長組 第1子扱い	⇒ 第2子扱い （保育料満額→保育料半額）
3歳の次男 幼稚園年少組 第2子扱い	⇒ 第3子扱い （保育料半額→無償）



2.ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 3億円

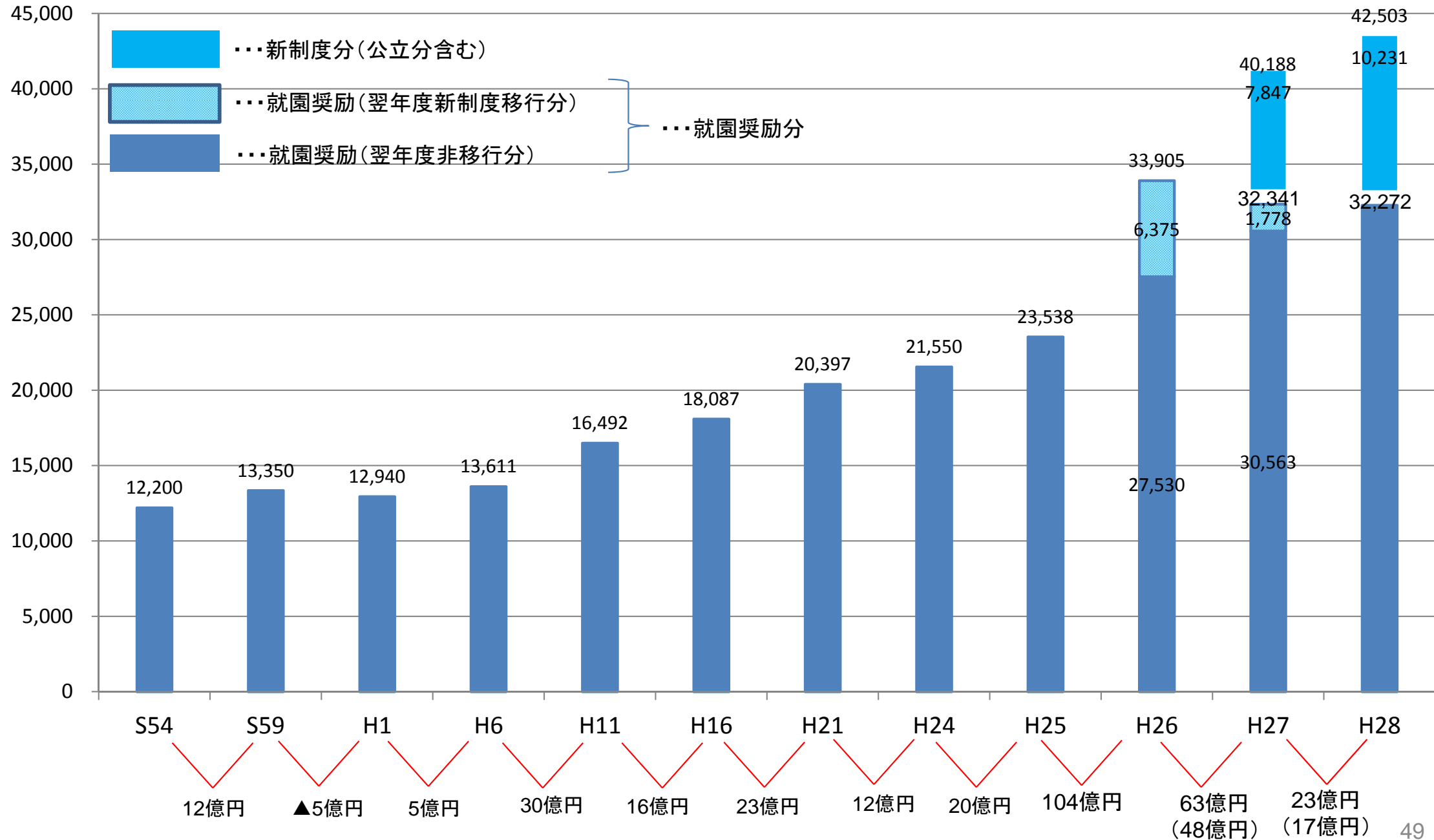
市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子供について、保護者負担額の軽減措置を実施。

階層区分		現行		ひとり親世帯等	
		補助単価	保護者負担額(月額)	補助単価	保護者負担額(月額)
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子	272,000円	3,000円	→ 308,000円	0円(無償化)
	第2子	290,000円	1,500円	→ 308,000円	0円(無償化)
第Ⅱ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円(無償)に引き下げ。					
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	115,200円	16,100円	→ 217,000円	7,550円
	第2子	211,000円	8,050円	→ 308,000円	0円(無償化)
第Ⅲ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円(月額)に、第2子は0円(無償)に引き下げ。					

※ 補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。他の階層の補助単価は前年同額。
 ※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
 ※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

幼稚園就園奨励費補助金等予算額推移（抜粋）

（単位：百万円）



※平成28年度予算額には、公立分の所要額を推計値として含んでいる。

幼児教育の推進体制構築事業

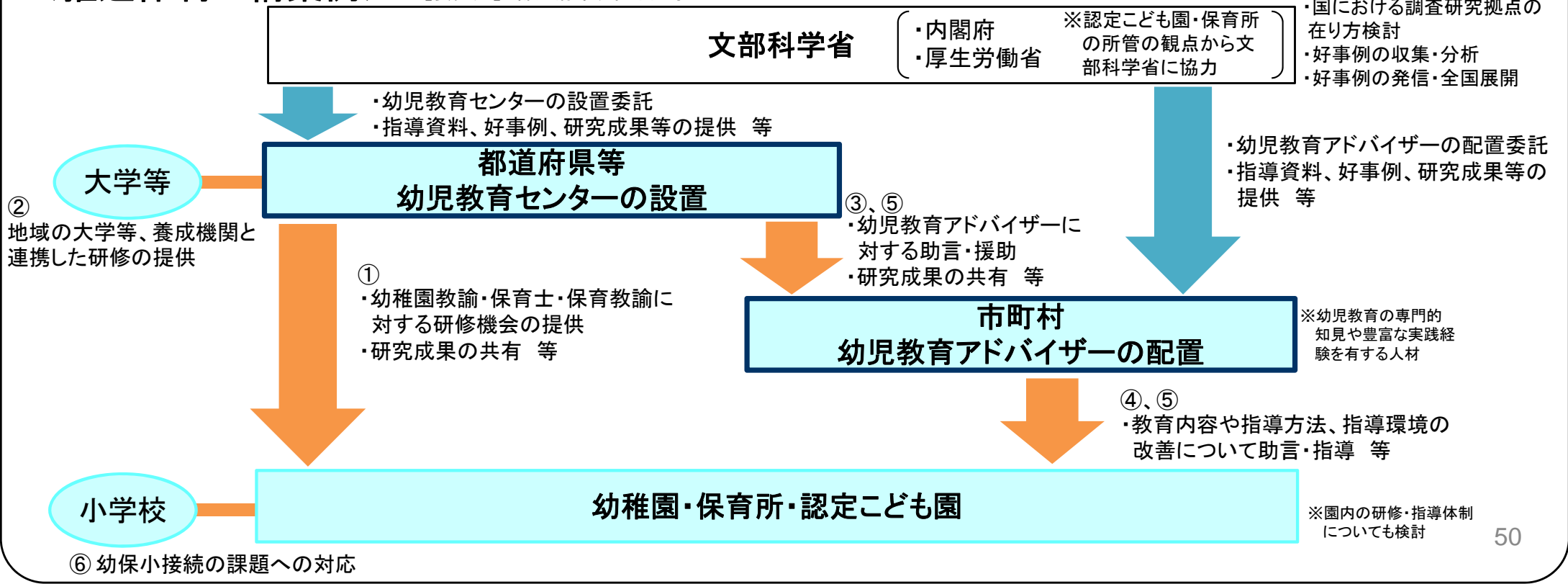
平成28年度予算額(案)
203百万円(新規)

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**
- **幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。****

- ① 都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方
- ② 研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
- ③ 都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方
- ④ 市町村による域内の幼児教育施設への助言・指導の在り方
- ⑤ 助言・指導を行う人材の育成方法
- ⑥ 幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等

< 推進体制の構築例 >

【委託先】 都道府県、市町村等



<背景・目的>

平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっており、現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる、①幼児教育・保育の従事者に関する調査、②幼保小接続に関する調査、③幼児教育・保育の学習効果に関する調査が計画されている。

これらの事業への参加により、現在は収集されていない、全国規模かつ国際比較可能な、教職員の活動実態や子供の学習成果に関するデータなど、質の高い学校教育・保育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

<調査の概要>

①幼児教育・保育従事者調査(ECEC-Staff Survey) 2015-2019年

各国の教員政策の立案に資するため、教職員の保有資格、活動内容、勤務時間等を調査し、国際比較を行う。(いわゆる幼児教育版TALIS)

②幼保小接続に関する調査(transition) 2015-2016年

各国の幼保小接続の取組を特に①教授法、②教職員、③成育環境に着目して分析し、円滑で質の高い接続のために必要な要素や方法を明らかにする。

③幼児教育・保育学習効果調査(ECEC-Outcome Survey) 2015-2019年

質の高い幼児教育を実現するため、幼児教育・保育を通じて幼児にどのような力が身に付いているか、どのような力を身に付けることができるかを明らかにし、それらを測定する指標を開発し、国際比較調査を行う。(いわゆる幼児教育版PISA)

※拠出金については、内閣府、厚生労働省と按分して負担

※国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所が負担

※Staff Surveyに係る拠出金等についてはOECD/TALIS(国際教員指導環境調査)事業経費に計上(25百万円)

認定こども園等への財政支援

平成28年度予算額（案） 5,136百万円（13,484百万円）
〔平成28年度安心こども基金（平成28年度延長）約100億円〕

認定こども園施設整備交付金 3,003百万円

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助（新增改築、大規模改修等）
 - ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分（いわゆる幼稚園部分）
 - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
 - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。



幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。（改築、増改築等）
 - ・私立幼稚園の耐震化経費
- 補助率：国1/2、事業者1/2

※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



教育支援体制整備事業費交付金 2,133百万円

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 補助率：認定こども園の場合…国1/2、事業者1/2
その他幼稚園 …国1/3、事業者2/3



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 補助率：国1/2、事業者1/2
※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 補助率：国1/2、事業者1/2

平成28年度 私立幼稚園施設整備費補助の概要

前年度予算額 173百万円
平成28年度予算額(案) 501百万円

事業の概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

補助対象施設

学校法人立幼稚園等



対象の事業

1. 耐震補強工事
(耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化)
 2. 新築・増築・改築事業
(新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築)
 3. アスベスト等対策工事
 4. 屋外教育環境整備
 5. エコ改修事業
- ※下線部分は耐震化等関係事業

補助率

- 【1/2以内】
 - ・地震による倒壊等の危険性が高い(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事
- 【1/3以内】
 - ・上記以外
(非構造部材、新増改築事業、耐震補強工事、耐震改築工事、エコ改修等)

幼児教育指導者養成研修（平成28年度より新規）

開催日程（予定） 平成28年11月30日～12月2日（3日間）

開催場所 独立行政法人教員研修センター（茨城県つくば市）

研修の背景・必要性

- 幼児教育の重要性の高まり
- 子ども・子育て支援新制度施行（平成27年度）による質の高い幼児教育の全国的な提供の必要性

本研修の対象者（予定）

- 都道府県・指定都市・中核市の幼児教育担当指導主事、教育センターの研修担当指導主事等
- 都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当者
- 幼稚園、保育所、認定こども園の教職員であって、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等として活動を行う予定である者 等

実施する研修内容（予定）

- 幼児教育の最新の動向・知見等を踏まえつつ、指導助言を通じて、各園における教員の指導のレベルをあげるために必要となる知識
- 県内（域内）の市町村等の幼児教育担当者の育成に係る際に必要となる知識

本研修の受講者は、各地域の研修の企画・立案を担い、指導者として各地域での研修を充実することにより、全国での幼児教育の質の向上を図ることが期待される。

※ 研修の対象者、研修内容については検討中のため変更の可能性があること。

※ 詳細については、追って、独立行政法人教員研修センターから、各都道府県等に連絡する本研修実施要項を参照されたいこと。

6. 公定価格の見直しについて (平成27年度補正、平成28年度)

①平成27年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱いについて

(公定価格の算定方法)

- 公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

(平成27年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定)

- 公定価格の人件費の額の根拠となる、国家公務員の給与については、平成27年人事院勧告に伴い以下のとおり改定が行われる。
 - ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
 - ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分 等

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- 平成27年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成27年度単価を改定予定。
(保育士及び幼稚園教諭等人件費 平均+1.9%程度)
- 本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成28年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

(実施時期)

平成27年4月1日(遡及適用)

<参考例・保育所における人件費の改定>

	格付け	本俸基準額※3		人件費（年額）※4	
		平成27年度 当初	平成27年度 改定後	平成27年度 当初	平成27年度 改定後
所 ※1	長 (福)2-33	251,500円	253,300円 (+1,800円)	約467万円	約470万円 (+0.6%)
主任保育士 ※2	(福)2-17	231,744円	234,498円 (+2,754円)	約431万円	約439万円 (+1.9%)
保育士	(福)1-29	197,268円	199,920円 (+2,652円)	約363万円	約370万円 (+1.9%)
調理員	(行二)1-37	168,100円	170,600円 (+2,500円)	約299万円	約305万円 (+2.0%)

※1 所長は設置した場合の加算

※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定

※3 主任保育士・保育士は俸給額とは別途、特別給与改善費を加味

※4 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定

<平成27年人事院勧告のポイント（公定価格単価改定関係抜粋）>

俸給表

行政職俸給表（一）

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.20月に改定（現行4.10月）
民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応の具体的な取扱いについて

1. 対応方針（案）

- 平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応については、平成27年度においては補正予算により財源を確保した上で、4月1日に遡及して新単価を適用することとなるが、自治体および事業者の事務負担の軽減により、早期の追加支給を図る観点から、平成27年度中においては以下のとおり取り扱うものとする。
 - ・ 国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式に代えて、すべての平成27年度公定価格項目について、2. に掲げる引き上げ率を平成27年度当初の単価に一律に乗じたものを新単価とする取り扱いとする。
 - ・ これにより、各事業所の公定価格収入は、平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応がなかったとした場合の収入額から、2. に掲げる引き上げ率だけ増加する結果となる。
 - ・ 2. に掲げる引き上げ率については、各公定価格項目の積算上の人件費から機械的に算出されるものである。
- 上記の取扱いは、平成27年度中に限った取扱いであり、平成28年度の単価については国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定を実施する（資料2-2参照）。

2. 平成27年度中の公定価格単価の引き上げ率

- 1号の施設型給付に係る公定価格 1. 49%
- 2・3号の施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格 1. 29%

②賃借料加算の充実

○概要

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

○見直し後の単価例

(保育所：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
20人	6,500円	1,560千円
21人～30人	4,500円	1,620千円



見直し後単価	見直し後 年額
16,800円	4,032千円
11,700円	4,212千円

(小規模保育事業A型：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
6人～12人	4,100円	590千円
13人～19人	5,200円	1,186千円



見直し後単価	見直し後 年額
21,500円	3,096千円
27,300円	6,224千円

③チーム保育推進加算の創設

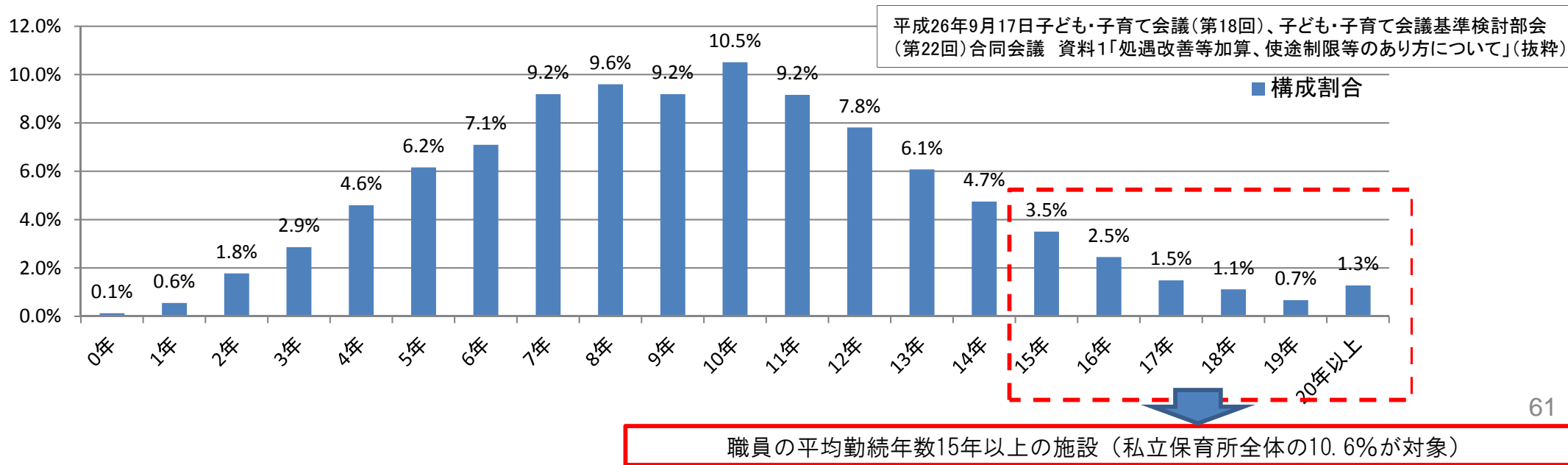
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数) を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



④私立幼稚園の新制度移行に係る課題への対応について

○趣旨

特に大規模園における公定価格の設定や、事務負担の大きさが、新制度移行に当たっての課題として事業者や地方公共団体から指摘されていることも踏まえ、1号認定子どもに係る公定価格の設定を見直し、希望する園が新制度へ円滑に移行できるような環境整備を行うとともに、移行した園における幼児教育の質の向上を図るため、下記の通り、現行の公定価格にかかる水準の見直しを行う。

○措置の概要

1. チーム保育加配加算の加算上限を緩和

現行の算定上限		見直し後の算定上限	
利用定員※	算定上限数	利用定員※	算定上限数
～45人	1人	～45人	1人
46人～150人	2人	46人～150人	2人
151人～240人	3人	151人～240人	3人
241人～270人	3.5人	241人～270人	3.5人
271人～300人	4人	271人～300人	5人
301人～450人	5人	301人～450人	6人
451人～	6人	451人～	8人

※利用定員は3歳以上の合計

2. 大規模園において非常勤事務職員及び非常勤講師を新規に加配できる加算を設定

- ・新制度に係る事務に対応するため、特に事務負担が大きい大規模園に対して非常勤事務職員を1名加配する。
- ・きめ細かな教育・保育の提供のため、大規模園に対して追加で1名の非常勤講師を加配する。

7. 一時預かり事業（幼稚園型）における 担当職員の資格要件の緩和について

一時預かり事業(幼稚園型)における担当職員の資格要件の緩和について

○趣旨

有資格者(幼稚園教諭・保育士)の確保が困難であるため、一時預かり事業(幼稚園型)の実施が困難となっているという指摘を踏まえ、一定の質の担保を前提として、担当職員の資格要件を緩和することにより、地域や保護者のニーズに合わせた一時預かり事業(幼稚園型)の実施を促進する。

○現行の資格要件

- ・保育士、幼稚園教諭普通免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)
- ・ただし、担当職員の1/2以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者

○資格要件の緩和案

1. 子育て支援員の更なる活用(有資格者の必要数削減)

有資格者の割合を引き下げ、担当職員の1/3以上は保育士又は幼稚園教諭免許状所有者とする。

(例)満3歳・3歳児25人、4歳児以上40人の場合、

(現行)配置が必要な職員数 3人
うち、有資格者 2人



(緩和後)配置が必要な職員数 3人
うち、有資格者 1人

2. 小学校教諭免許状、養護教諭免許状所有者の活用

教育・保育に関して一定の知見を有する小学校教諭、養護教諭を配置可能とする。

3. 幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生の活用

幼稚園教諭教職課程及び保育士養成課程を履修中で、教育・保育に関して一定の知見を有する学生を配置可能とする。

○今後のスケジュール案

平成27年度中に児童福祉法施行規則等について所用の改正を行い、平成28年4月1日から実施予定。

(参考1)新制度の円滑実施に向けた主な課題

※子ども・子育て会議(平成27年10月21日)資料1から一部抜粋

3. 新制度の円滑実施に向けた主な課題(私立幼稚園関係)

移行を希望する園の円滑移行、移行した園における新制度の定着に当たって課題となっている事項について、今回の意向調査において把握した情報や個別に地方自治体や関係事業者から聞き取った主な内容をまとめると、以下のとおり。(地域によって状況が異なる部分もあり、各地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要)

I.地方自治体・事業者への周知等

(略)

II.事務負担の軽減

(略)

III.収入面での不安への対応

(略)

IV.有資格者不足への対応

有資格者(幼稚園教諭・保育士)の確保が困難であるため、一時預かり事業の実施や、施設型給付における加配加算の確保が困難となっている。

<考えられる対応>

- 一時預かり事業や施設型給付における加算時に係る資格要件の緩和の検討(子育て支援員の更なる活用等)
- 私学助成(預かり保育補助)から一時預かり事業への移行が困難な場合の私学助成の継続

等

(参考2) 現行の一時預かり事業(幼稚園型)について

※赤枠内が今回の緩和案に関する部分

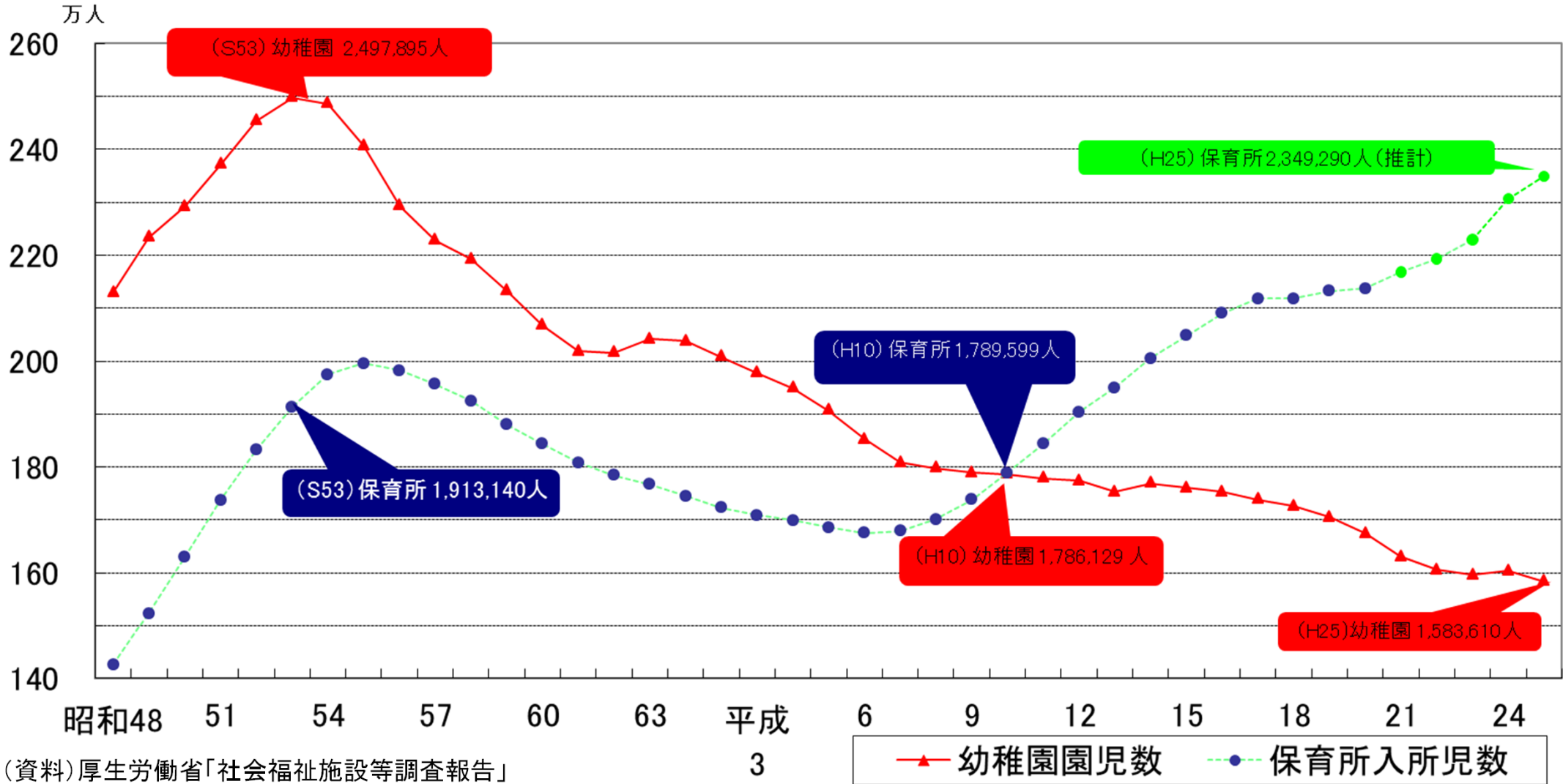
		「幼稚園型」の要件等									
実施主体	市町村(子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施)										
実施場所	幼稚園又は認定こども園										
対象児童	<p>主に在籍園児(教育標準時間認定(1号認定)の子ども)</p> <p>※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象</p> <p>※園児以外の子どもについては、一時預かり事業(一般型)により対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一施設において、幼稚園型(園児を対象)と一般型(園児以外を対象)を併せて実施可能 (この場合、それぞれの種類の基準を満たすことが必要) ・ただし、園児以外の子ども利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子どもの一時預かりを併せて実施することも可能 										
職員	職員数	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> <p>※算出される数が1人の場合でも2人以上配置</p> <p>上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合かつ、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可 (※ 職員は常勤・非常勤を問わない)</p>	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1	
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1							
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1								
資格	<p>保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者 (ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭)</p>										
設備・面積	保育室等	<p>認可保育所と同じ</p> <table border="1"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほふく室</td> <td>3.3㎡/人</td> </tr> </table> <p>など</p> <p>※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可</p>	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		ほふく室	3.3㎡/人
2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人									
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人									
	ほふく室	3.3㎡/人									
補助単価 (1人当たり日額)	<p>○在籍園児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本分: 平日の教育時間前後(標準的には4時間(*)/日の実施を想定)及び長期休業日 <ul style="list-style-type: none"> - 年間延べ利用者数2,000人超 400円 (*各園の教育時間によって異なる) - 年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円(10円未満切り捨て) ・休日分: 土日祝日等(標準的には8時間/日の実施を想定) 800円 ・長時間加算: 標準4時間/日(休日は標準8時間/日)を超える場合に加算 100円 <p>○園児以外の子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8時間/日以下の利用 800円 ・長時間加算: 8時間/日を超える場合に加算 100円 										
実施形態	<p>利用者の居住市町村が園に委託等して実施(当該市町村域外に所在する園も含む)することを基本とする (関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可) ※施設型給付と同様の形態</p>										

8. 私立幼稚園を取り巻く環境の変化等

(1)これまでの状況

幼稚園・保育所園児比較

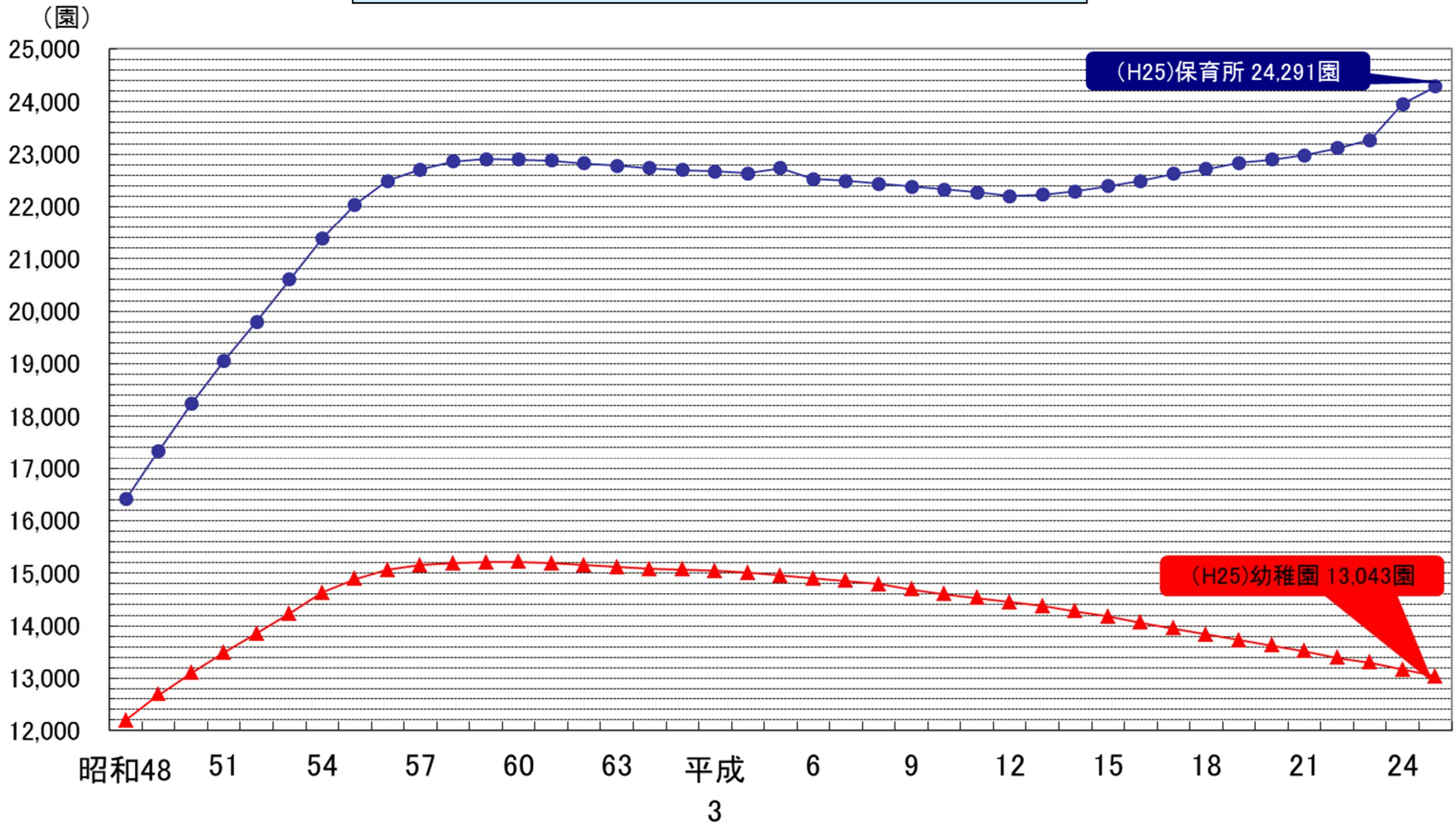
○幼稚園児数は、昭和53年の2,497,895人をピークに減少し、平成10年を境に保育所児数と逆転している。
 ○保育所児数は、昭和55年までは増加し、一旦減少したものの、平成25年には2,349,290人(推計)と過去最大となっている。



(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」

※平成21年以前の保育所入所児数については、本調査の回収率が100%でないため、集計率を基に文部科学省で算出した推計値を使用。
 ※東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、本調査の対象に含まれていない。
 文部科学省(文部省)「学校基本調査報告書」

幼稚園・保育所施設数比較



(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」

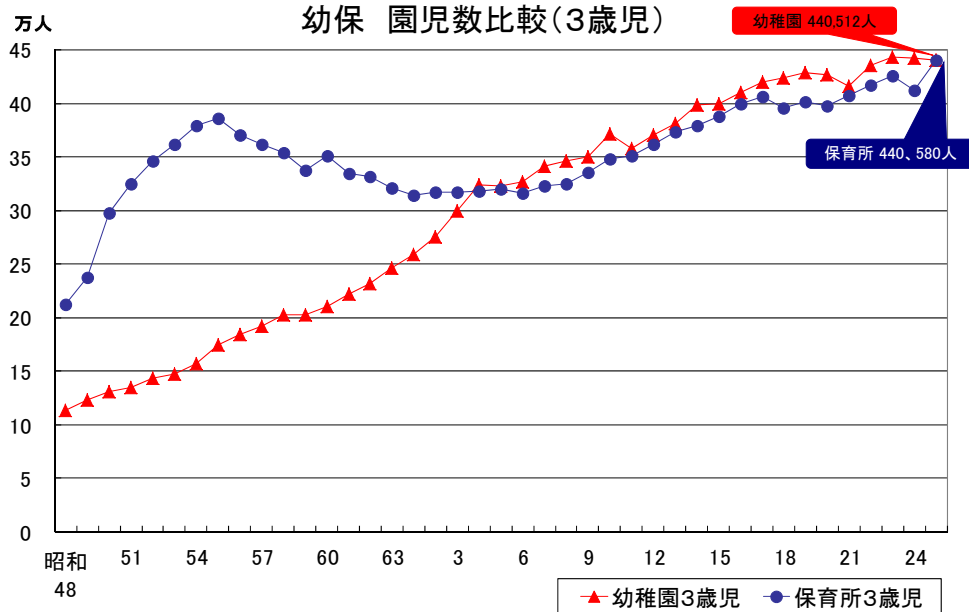
※平成21年以降の保育所施設数については、同調査における調査対象施設数を用いた。

※東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、本調査の対象に含まれていない。

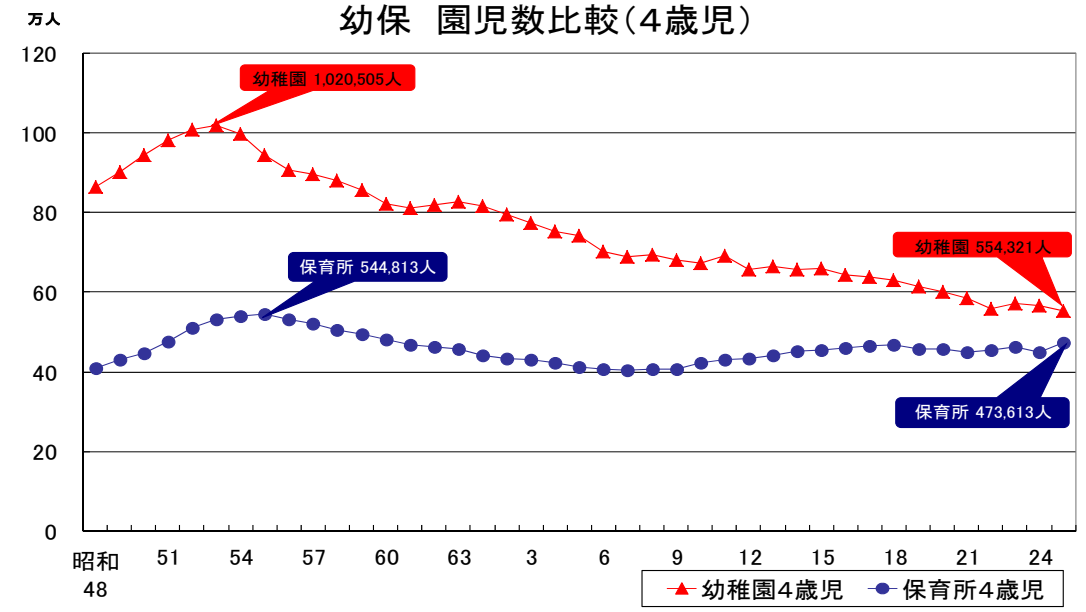
文部科学省(文部省)「学校基本統計」

▲ 幼稚園数 ● 保育所数

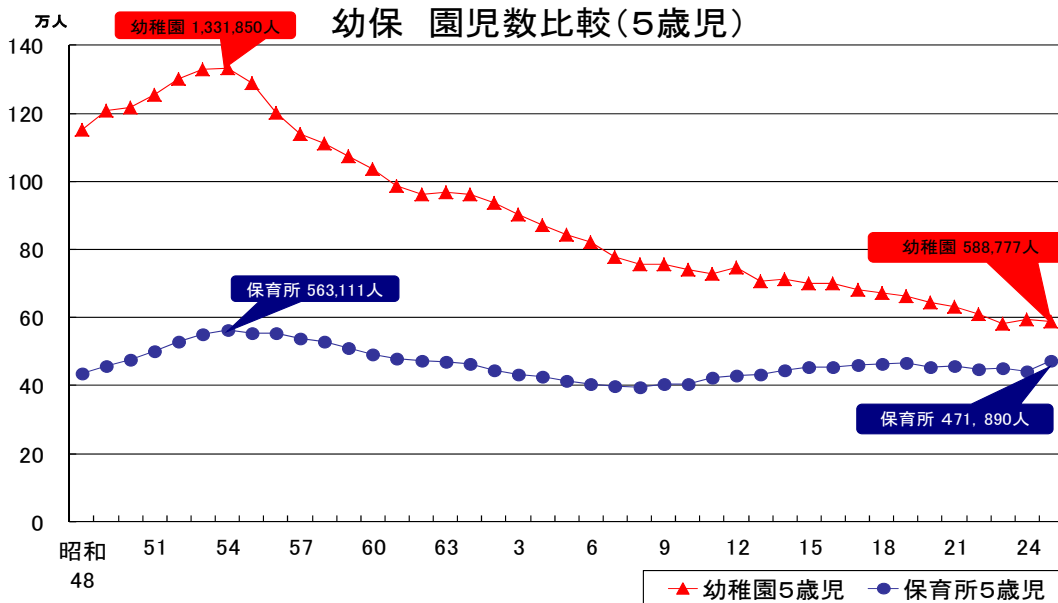
幼稚園・保育園児比較(年齢別)



(資料)厚生労働省(厚生省)「社会福祉施設等調査報告」 ※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
文部科学省(文部省)「学校基本統計」



(資料)厚生労働省(厚生省)「社会福祉施設等調査報告」 ※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
文部科学省(文部省)「学校基本統計」による。



(資料)厚生労働省(厚生省)「社会福祉施設等調査報告」 ※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
文部科学省(文部省)「学校基本統計」

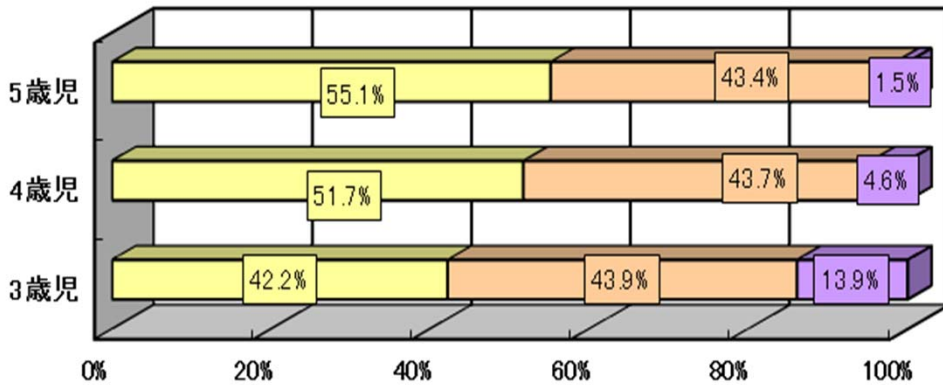
- ▲ 幼稚園児
- 保育園児

(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」
 ※保育所入所児数の年齢別数は、10月1日現在の満年齢であり、学年齢単位の入所児数ではない。
 ※平成21年以降の保育所入所園児数については、本調査の回収率が100%でないため集計率を基に文部科学省で算出した推計値を使用。
 ※東日本大震災の一部の被災地域に所在する施設は、本調査の対象に含まれていない。

文部科学省(文部省)「学校基本統計」

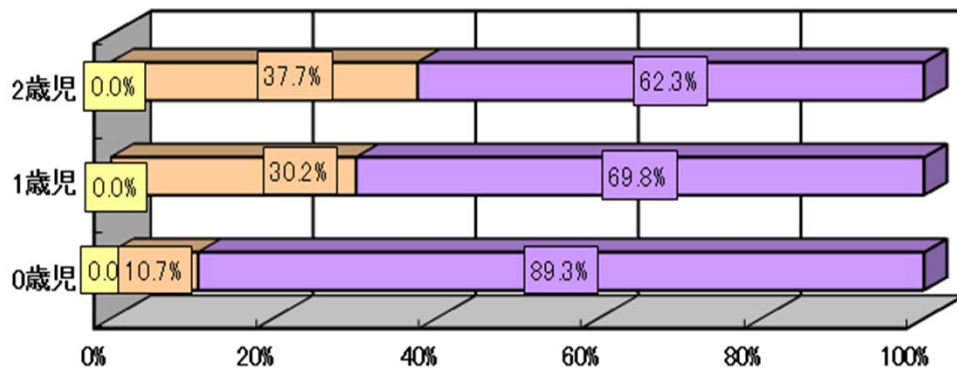
幼稚園就園率・保育所入所率の現状（平成25年度）

【3～5歳児】＜学年齢別＞



	幼稚園 在園者数	幼稚園 就園率	保育所 在所児数	保育所 入所率	推計未就園児数	未就園率	該当年齢人口
0歳児	0人	0.0%	112,000人	10.7%	932,000人	89.3%	1,044,000人
1歳児	0人	0.0%	322,000人	30.2%	745,000人	69.8%	1,067,000人
2歳児	0人	0.0%	394,000人	37.7%	650,000人	62.3%	1,044,000人
3歳児	440,988人	42.2%	459,000人	43.9%	145,012人	13.9%	1,045,000人
4歳児	554,896人	51.7%	469,000人	43.7%	49,104人	4.6%	1,073,000人
5歳児	589,330人	55.1%	464,000人	43.4%	15,670人	1.5%	1,069,000人
合計	1,585,214人	25.0%	2,220,000人	35.0%	2,536,786人	40.0%	6,342,000人
うち0～2歳児	0人	0.0%	828,000人	26.2%	2,327,000人	73.8%	3,155,000人
うち3～5歳児	1,585,214人	49.7%	1,392,000人	43.7%	209,786人	6.6%	3,187,000人

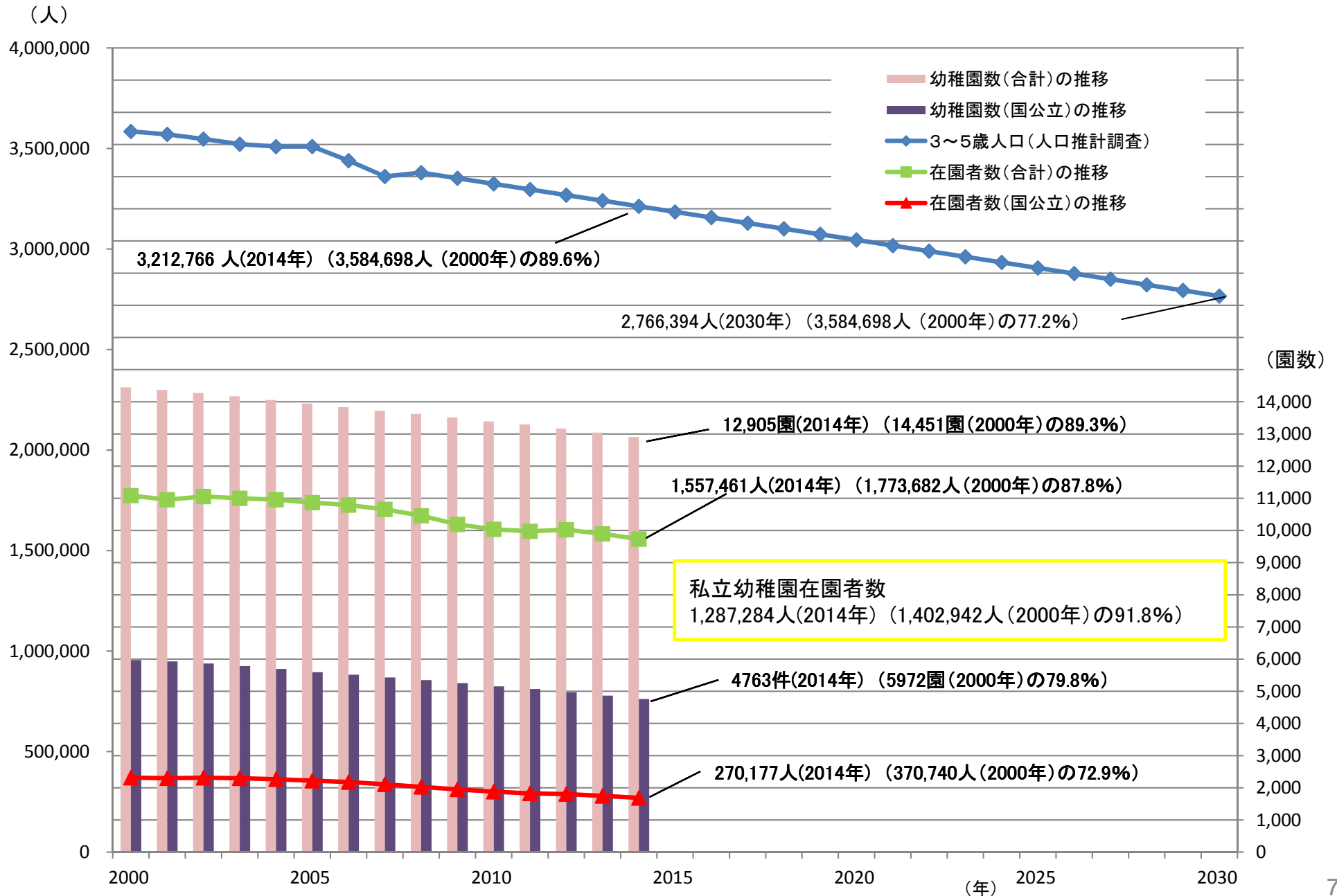
【0～2歳児】



□ 幼稚園就園率 □ 保育所入所率 □ 未就園率

※保育所の数値は平成25年の「待機児童数調査」(平成25年4月1日現在)より。
 4・5歳は「社会福祉施設等調査」(平成25年10月1日現在)の年齢別割合を乗じて推計。
 ※幼稚園の数値は平成25年度「学校基本統計」(平成25年5月1日現在)より。
 なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部を含む。
 ※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成24年10月1日現在)より。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育所在所児数を差し引いて推計したものである。
 ※「待機児童数調査」、「社会福祉施設等調査」については、東日本大震災の影響により調査を実施していないところがある。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

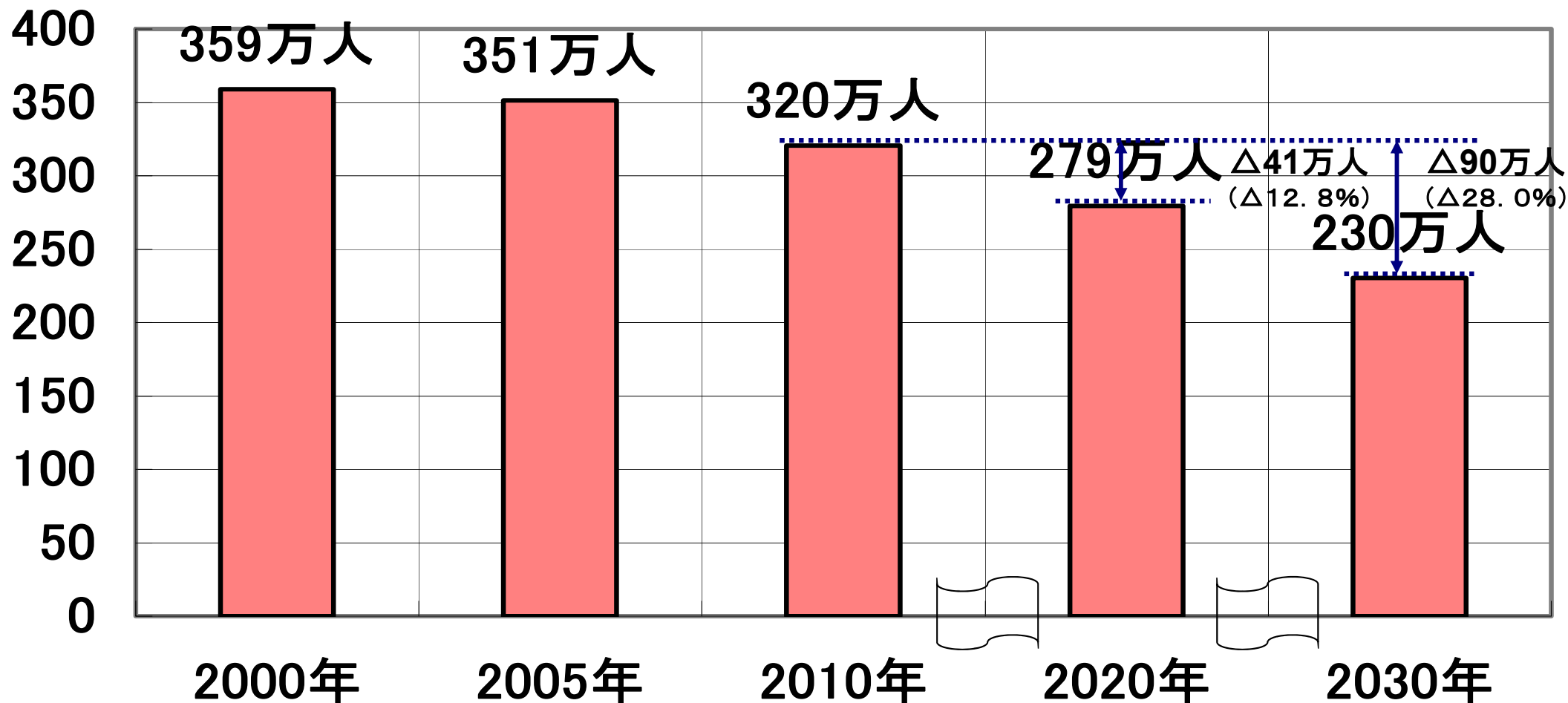
3～5歳人口の将来推計と幼稚園数・園児数の推移



(出典) 3～5歳人口:「日本の将来推計人口」(H24,18,14)、園数・園児数:「学校基本調査」(各年度)

人口推計に基づく将来の3～5歳児について(中位推計)

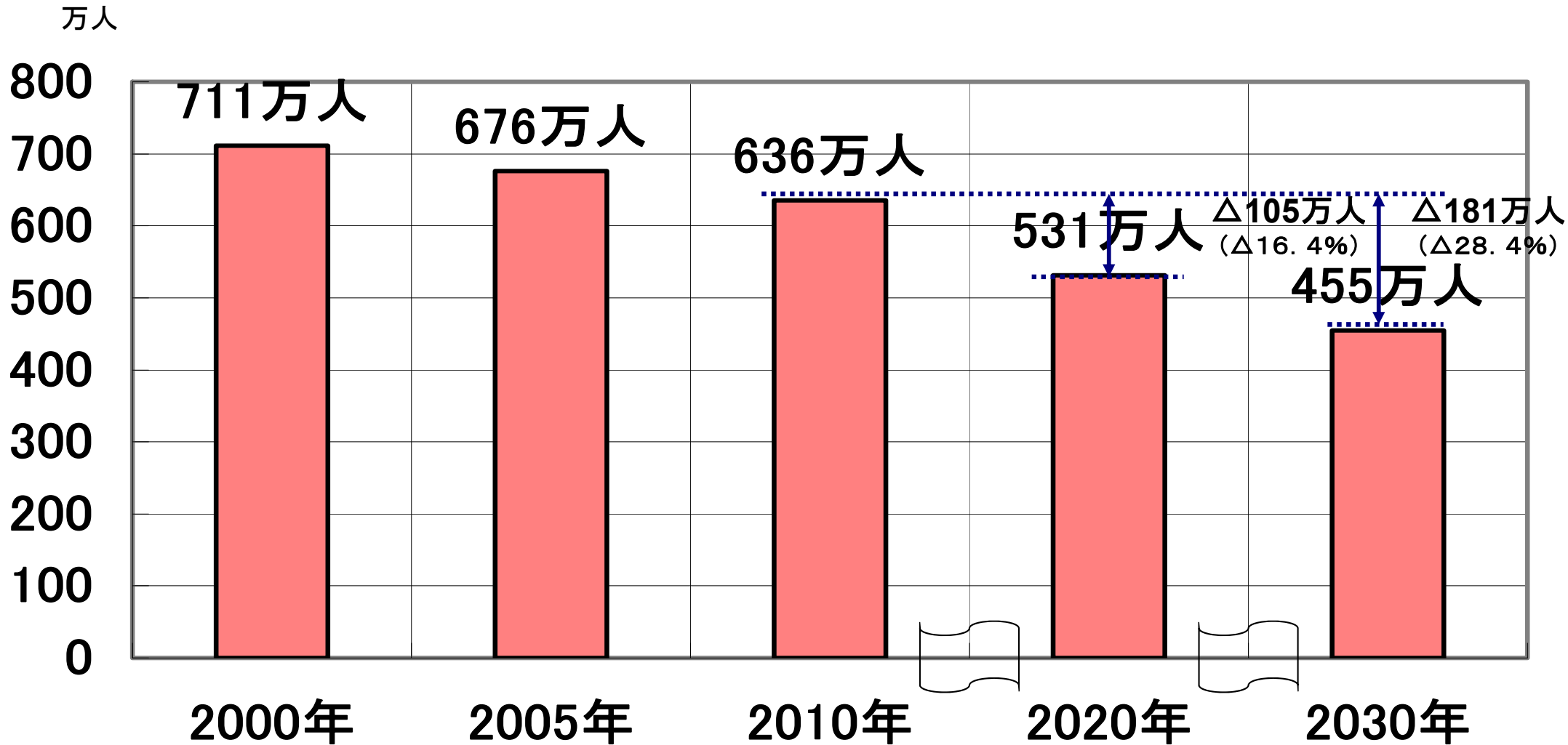
該当年齢人口全体の推計(3～5歳)



(出典)2000年, 2005年, 2010年については国勢調査による。2020年, 2030年については「日本の将来推計人口(出生中位、死亡中位)」(H24. 1国立社会保障・人口問題研究所)による。(各年10月1日時点)

人口推計に基づく将来の0～5歳児について(中位推計)

該当年齢人口全体の推計(0～5歳)

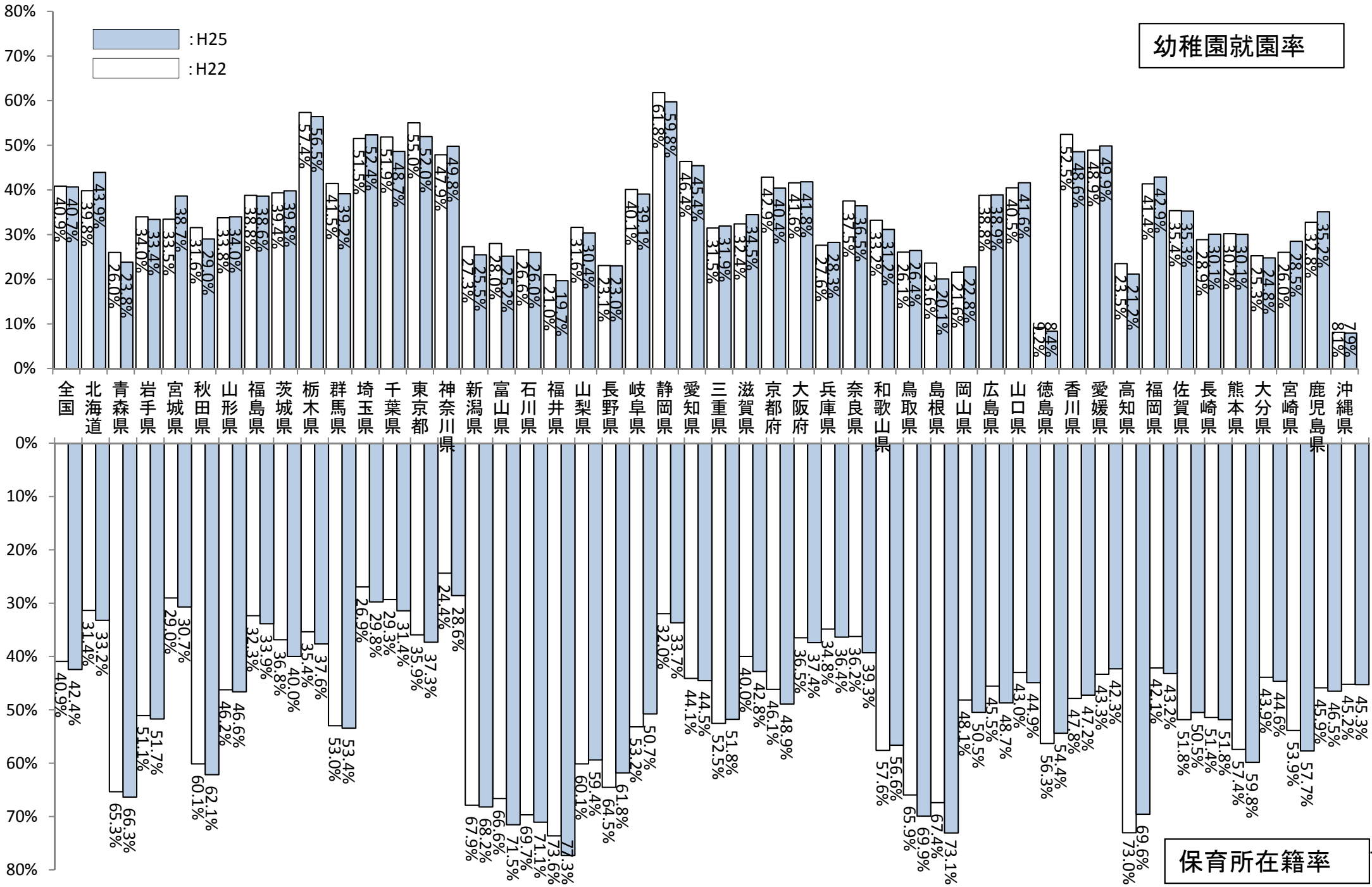


(出典) 2000年, 2005年, 2010年については国勢調査による。2020年及び2030年の該当年齢人口については、「日本の将来の人口推計(出生中位、死亡中位)」(H24. 1国立社会保障・人口問題研究所)に基づき学齢計算。(各年10月1日時点)

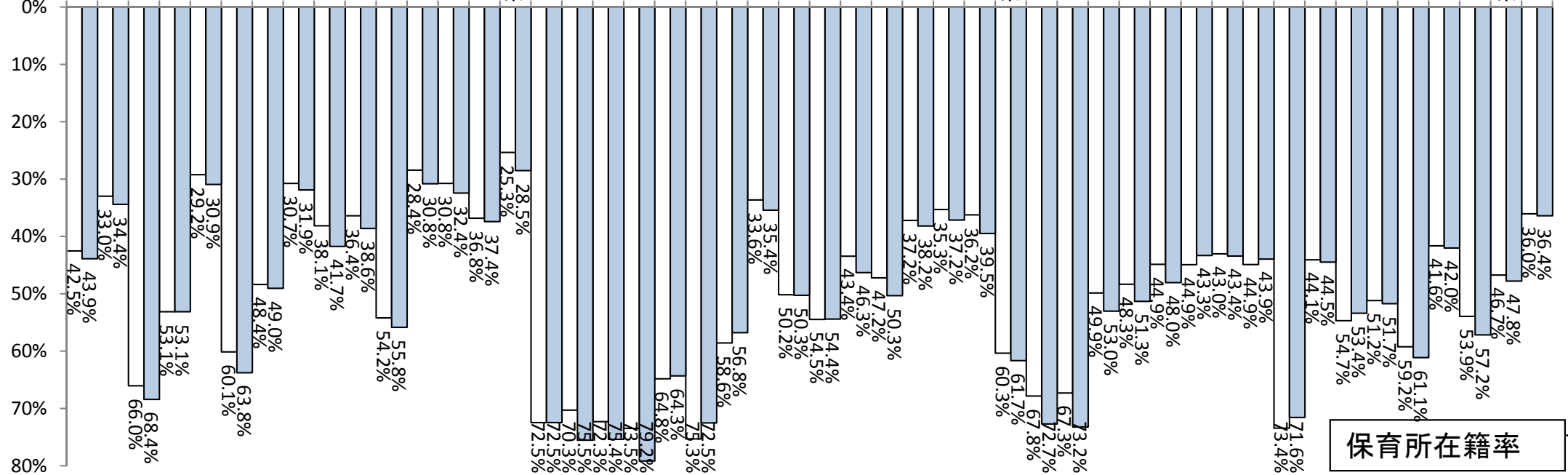
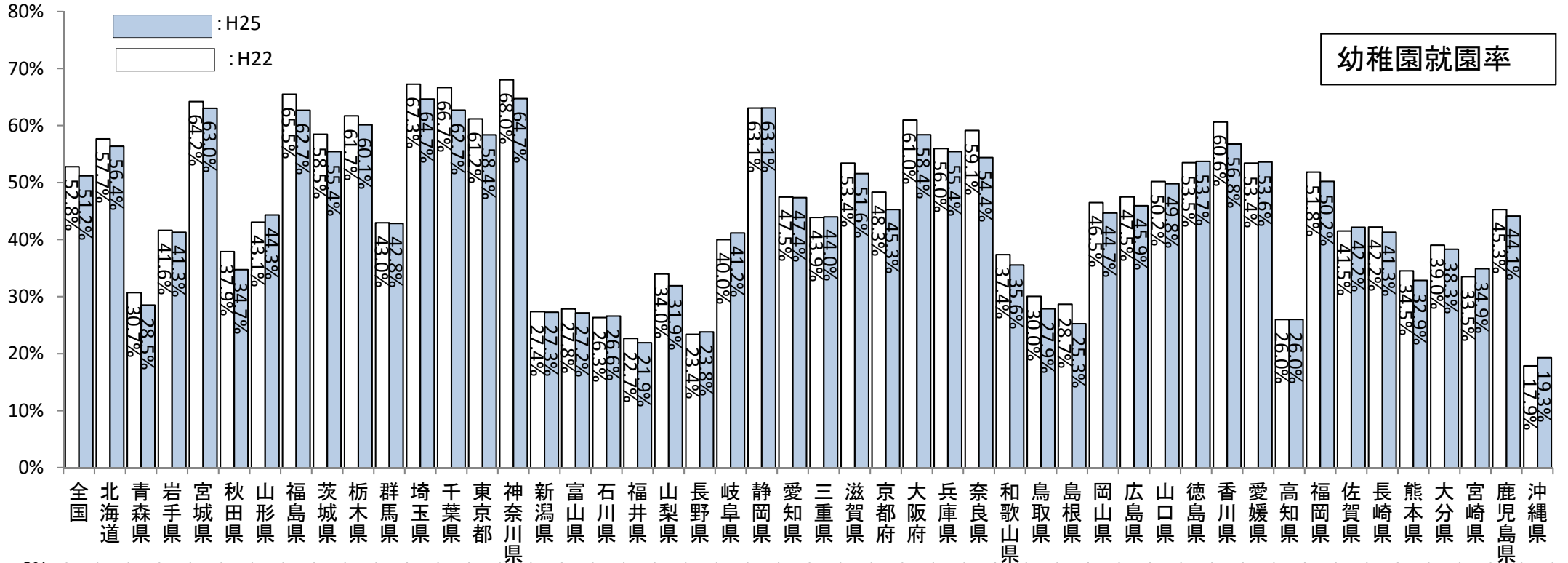
都道府県別幼児教育・保育の普及状況(3歳児)

幼稚園就園率

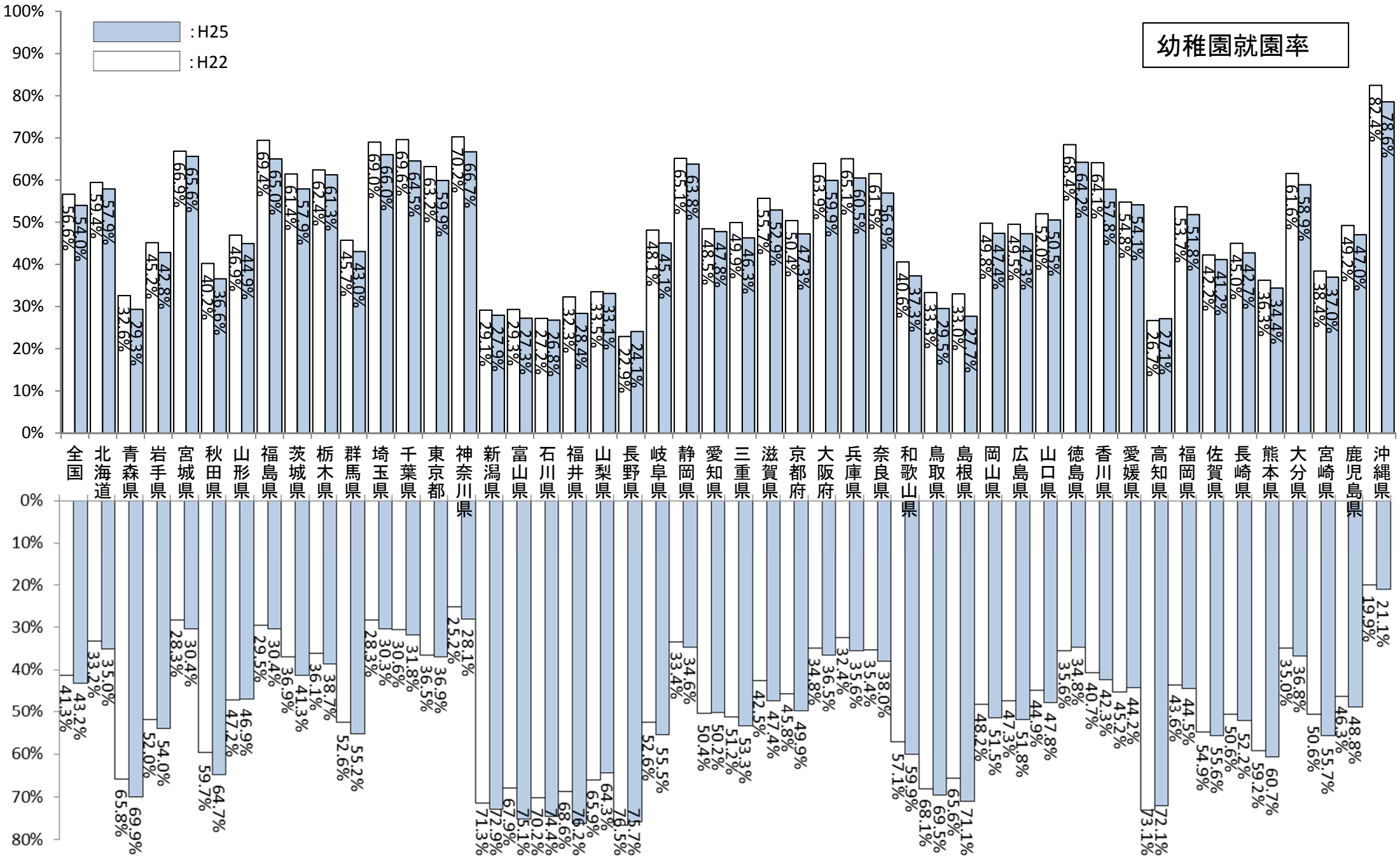
保育所在籍率



都道府県別幼児教育・保育の普及状況(4歳児)



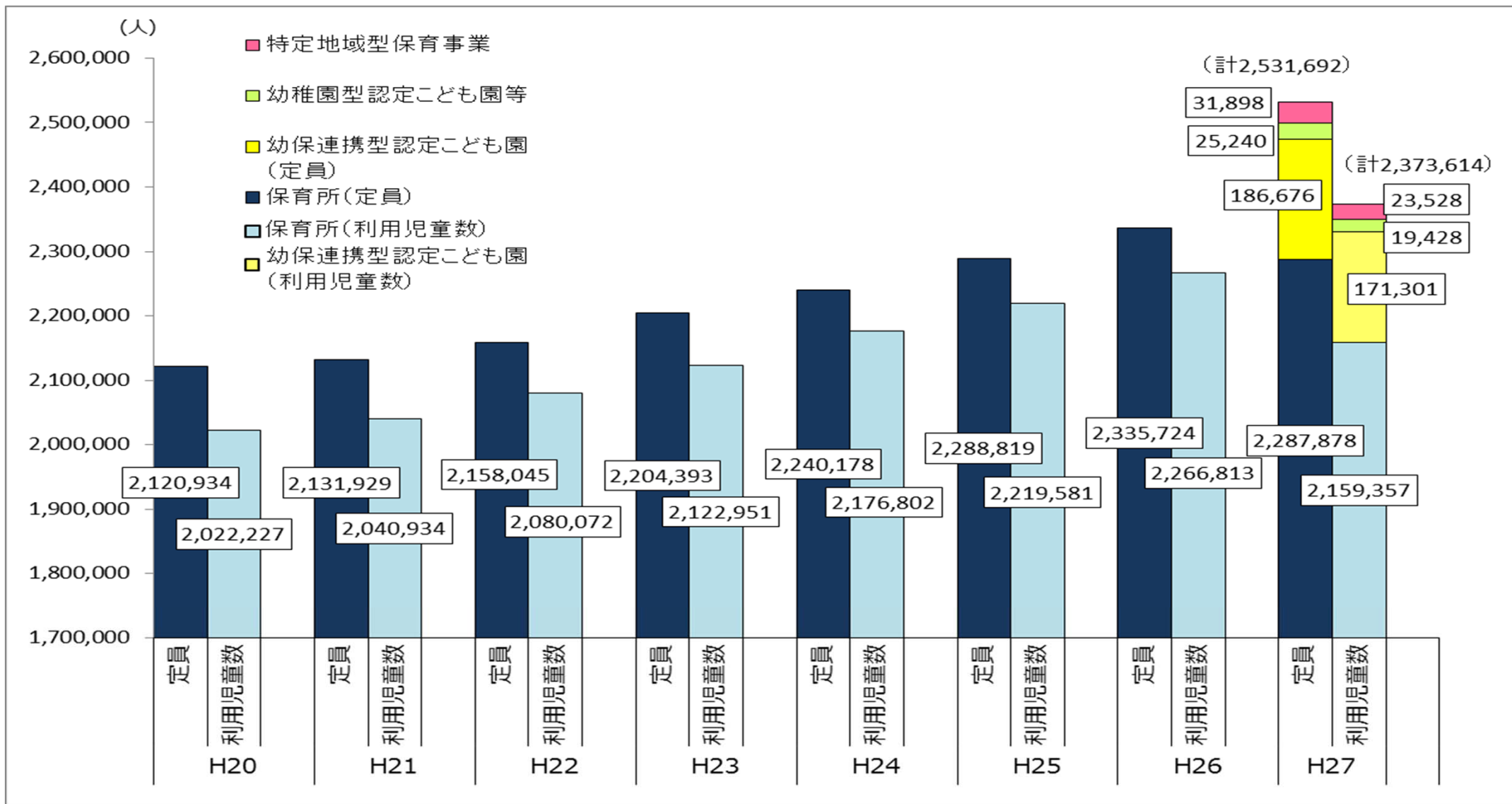
都道府県別幼児教育・保育の普及状況(5歳児)



(2) 待機児童対策としての保育所等の増設状況

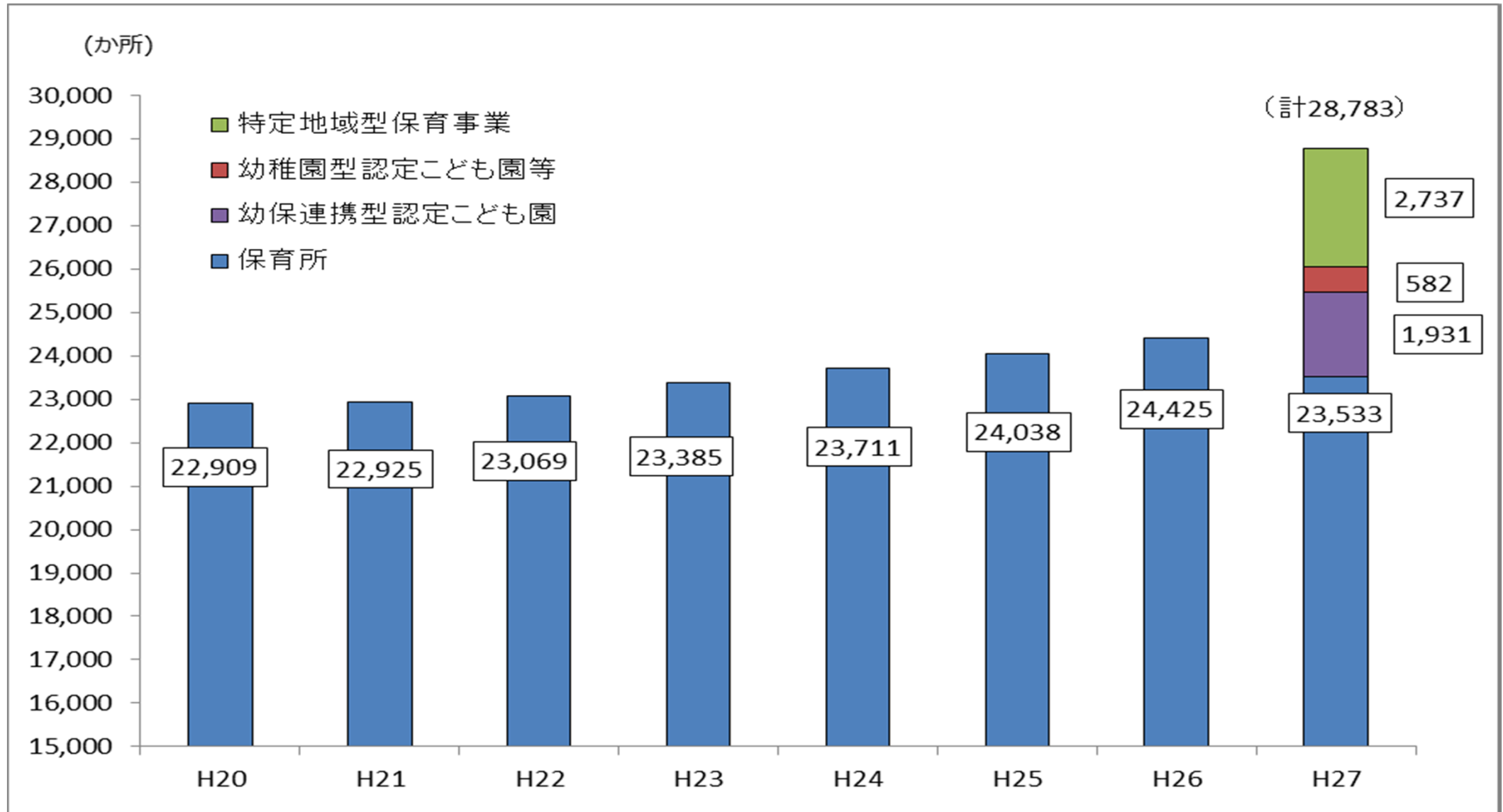
保育所等定員数及び利用児童数の推移

- 保育所等定員数及び利用児童数は、長期的に増加傾向。
- 平成27年度の保育所等定員（保育所及び幼保連携型認定こども園（2・3号認定）の定員）は約247万人（前年比13.9万人加）、利用児童数は約233万人（前年比6.4万人増）。



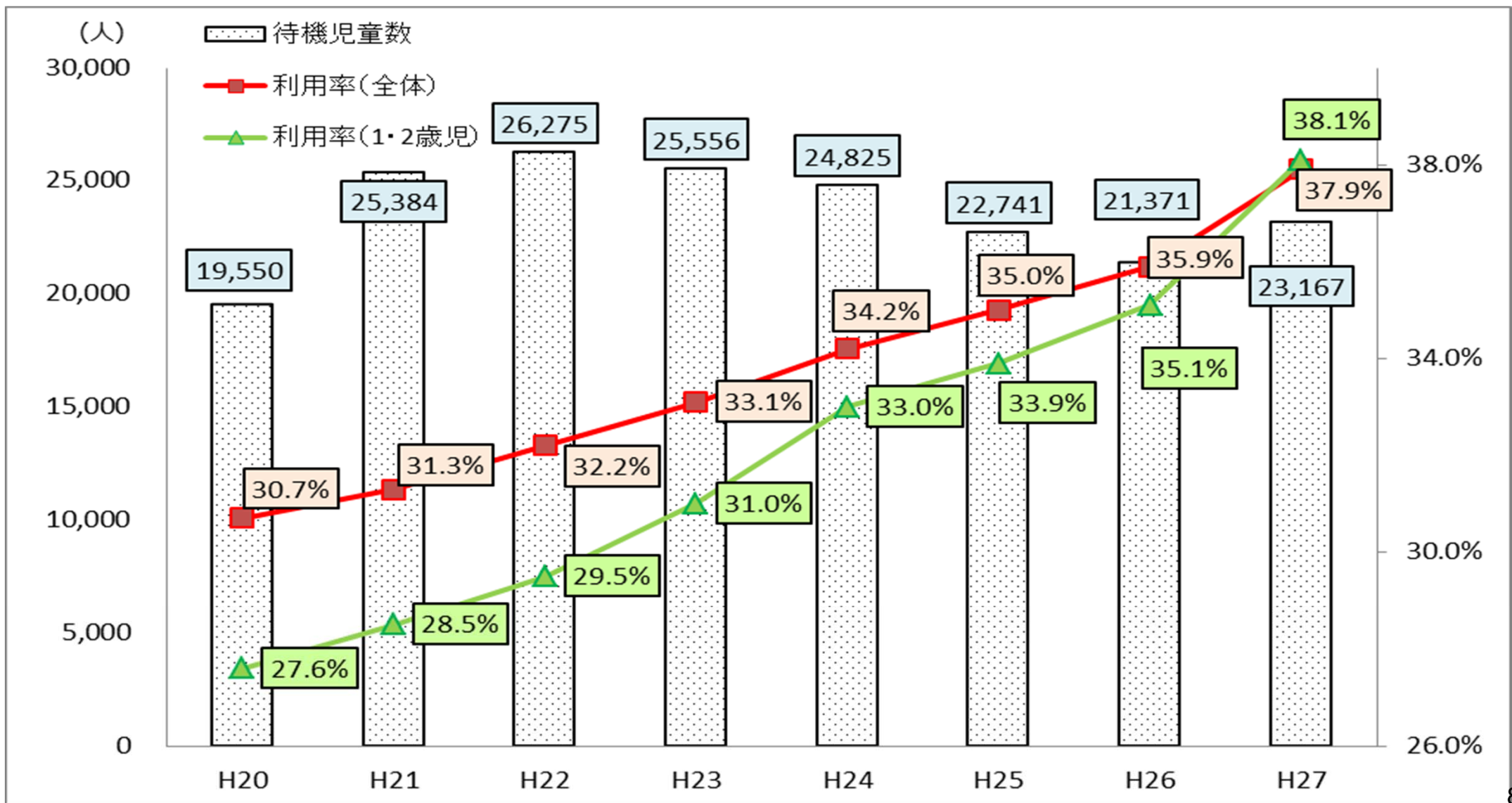
保育所等数の推移

- 保育所等数は、長期的に増加傾向。
- 平成27年度の保育所等数（保育所及び幼保連携型認定こども園の数）は、25,464か所（前年比1,039か所増）。



保育所等利用率の推移

- 保育所等利用率（就学前児童のうち、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業を利用する子どもの割合）は、長期的に増加傾向。
- 平成29年度に、1・2歳児で46.5%、3歳以上児で48.5%とすることを目標。



年齢区分別の保育所等利用児童の割合

①保育所及び幼保連携型認定こども園のみ

		平成27年4月		平成26年4月	
3歳未満児(0～2歳)		892,772人	(28.8%)	858,957人	(27.3%)
	うち0歳児	123,657人	(12.1%)	119,264人	(11.4%)
	うち1・2歳児	769,115人	(36.9%)	739,693人	(35.1%)
3歳以上児		1,437,886人	(45.6%)	1,407,856人	(44.5%)
全年齢児計		2,330,658人	(37.2%)	2,266,813人	(35.9%)

この差分が小規模保育等を利用する児童

②全体（幼稚園型認定こども園等、地域型保育事業を含む）

		平成27年4月		平成26年4月	
3歳未満児(0～2歳)		920,840人	(29.7%)	—	—
	うち0歳児	127,562人	(12.5%)	—	—
	うち1・2歳児	793,278人	(38.1%)	—	—
3歳以上児		1,452,774人	(46.0%)	—	—
全年齢児計		2,373,614人	(37.9%)	—	—

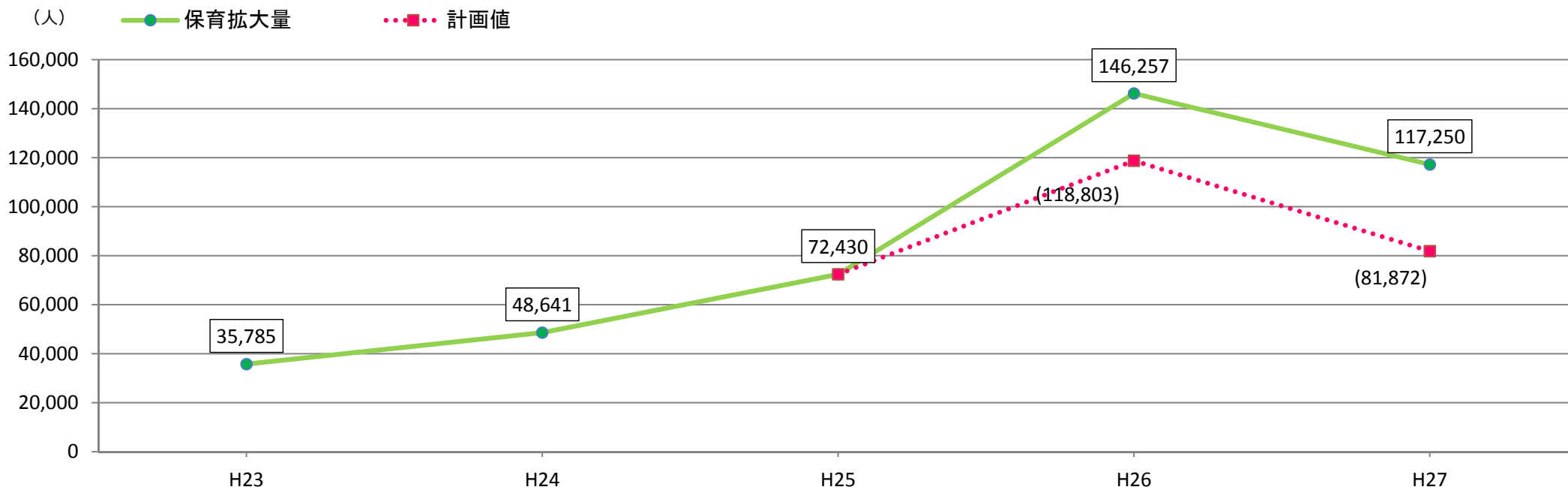
【参考】年齢区分別の就学前児童数

		平成27年4月	平成26年4月
3歳未満児(0～2歳)		3,103,000人	3,151,000人
	うち0歳児	1,020,000人	1,042,000人
	うち1・2歳児	2,083,000人	2,109,000人
3歳以上児		3,155,000人	3,161,000人
全年齢児計		6,258,000人	6,312,000人

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育拡大量の推移について

- 平成25・26年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人、平成27年度の保育拡大量の見込みは、約11.7万人。
- 平成28・29年度分を合わせると、平成25～29年度の合計は、約45.6万人と、待機児童解消加速化プランの当初の目標値（40万人）（※）を上回る水準となる見込み。
（※）25～44歳の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、目標を「50万人分」に見直したところ。

保育拡大量の推移



* 平成27年度保育拡大量は、平成27年5月29日時点で把握した各市区町村における27年度末の実績見込み。

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	平成25～29年度 合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)					

保育拡大量の施設・事業ごとの内訳（平成26年度）

◆平成26年度の保育拡大量

	認可保育所 (注1)	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H26→H27	▲ 13,505	138,920	8,812	437	21,774	▲ 1,447	2,194	13	▲ 7,300	▲ 3,641	146,257

単位(人)

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

◆平成27年4月1日の保育の受け皿

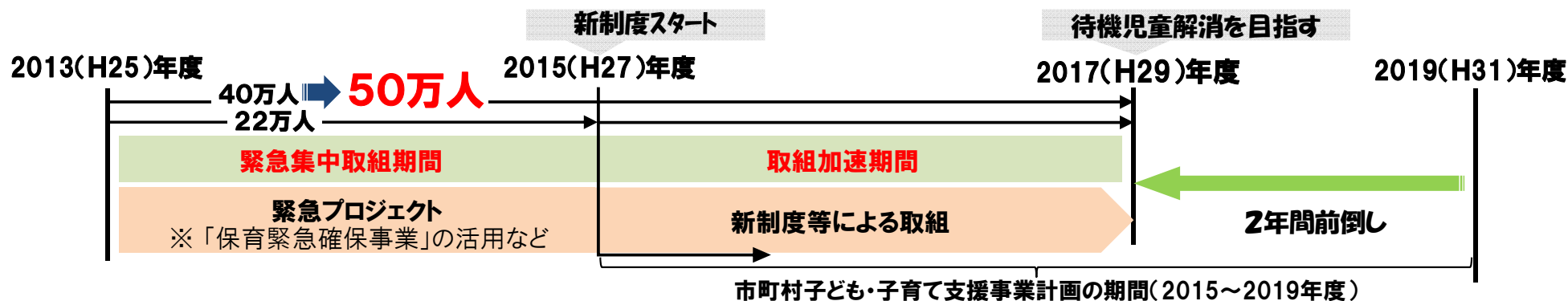
	認可保育所 (注1)	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独事業 のいわゆる保育室	その他	合計
H27	2,260,534	184,873	20,502	2,715	25,445	4,285	5,147	13	46,227	77,640	2,627,381

単位(人)

(注1) 保育所型認定こども園の保育所部分を含む

待機児童解消加速化プラン

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに**40万人分**の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき取り組んでいるところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計**約21.9万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は**約45.6万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、**25～44歳の女性の就業率上昇**が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から**50万人分**とすることとする。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

1・2歳児の保育所等利用率の推移

(平成26年4月) (平成27年4月) (平成29年度末)
50万人分確保時の利用率

1、2歳児 : 35.1% → 38.1% → 48.0%

< 【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年) >

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

		認定こども園	小規模保育事業（A型・B型）	小規模保育事業（C型）・家庭的保育事業	一時預かり事業（一般型）
事業の根拠法令		認定こども園法	児童福祉法	児童福祉法	児童福祉法
事業実施の要件		都道府県知事による認可・認定	市町村長による認可	市町村長による認可	都道府県知事への届出（or 市町村からの受託）
対象者		3号認定子ども	3号認定子ども	3号認定子ども	主として家庭で保育を受けている子ども ※ 3歳未満児の3号認定以外の子どもの定期利用については、一時預かりという事業の性格から制限が必要
保育・預かり時間		11時間開園・土曜日開園が原則 （幼稚園型は地域の実情に応じて設定） ※ 11時間（短時間認定児の場合は8時間） を超えた場合は延長保育事業で対応	11時間開所・土曜日開所が原則 ※ 11時間（短時間認定児の場合は8時間） を超えた場合は延長保育事業で対応	11時間開所・土曜日開所が原則 ※ 11時間（短時間認定児の場合は、8時間） を超えた場合は延長保育事業で対応	開所時間等の制限は特段なし ※ 一日の預かりニーズに応じて対応
受入可能人数		制限なし	6～19人	小規模保育（C型）：6～10人 （新制度施行より5年間は6～15人） 家庭的保育：1～5人	制限なし
運営基準	設備面	〔園舎・保育室等〕 0歳・1歳児→乳児室（1.65㎡/人）、 ほふく室（3.3㎡/人） 2歳児→保育室（1.98㎡/人） 〔園庭（代替地不可）〕 2歳児→3.3㎡/人	〔保育室等〕 0歳・1歳児→乳児室・ほふく室（3.3㎡/人） 2歳児→保育室・遊戯室（1.98㎡/人） 〔屋外遊戯場（代替地可）〕 2歳児→3.3㎡/人 ※ 各市町村が上記を参酌して基準を設定	〔保育室等〕 0～2歳児→9.9㎡ （3人を超える場合は、+3.3㎡/人） 〔屋外遊戯場（代替地可）・庭〕 2歳児→3.3㎡/人 ※ 各市町村が上記を参酌して基準を設定	〔保育室等〕 0歳・1歳児→乳児室（1.65㎡/人）、ほふく室 （3.3㎡/人） 2歳児→保育室・遊戯室（1.98㎡/人） 〔屋外遊戯場〕 なし
	人員面	〔職員資格〕 幼保連携型→保育教諭（幼稚園教諭+保育士資格、5年間はいずれかで可） 幼稚園型→保育士 〔配置数〕※ 園長が必置 0歳児→3：1 1・2歳児→6：1	〔職員資格〕 A型→保育士 B型→1/2以上保育士（保育士以外には研修） 〔配置数〕 0歳児→（3：1）+1 1・2歳児→（6：1）+1	〔職員資格〕 家庭的保育者（※）+家庭的保育補助者 ※ 市町村が行う研修を終了した保育士、 保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者 〔配置数〕 0～2歳児→3：1 （補助者を置く場合 5：2）	〔職員資格〕 1/2以上保育士（保育士以外には研修） 〔配置数〕 0歳児→3：1 1・2歳児→6：1 ※ 最低2人の配置が必要だが、幼稚園職員等の支援が可能な場合は1人で可
	食事	自園調理、調理室が必要 ※ 食事を提供する園児が20人未満の場合には調理設備で可	自園調理（連携施設等からの搬入可）、調理設備が必要	自園調理（連携施設等からの搬入可）、調理設備が必要	食事を提供する場合、外部搬入可、調理設備が必要

保育内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従う（幼稚園型は、同要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に従う）	保育所保育指針に準ずる	保育所保育指針に準ずる	保育所保育指針に準ずる	
財政支援	給付 【参考1】	〔施設型給付〕 地域・定員・年齢の区分に応じた給付	〔地域型保育給付〕 地域・定員・年齢の区分に応じた給付	〔地域型保育給付〕 地域・定員・年齢の区分に応じた給付	〔子ども・子育て支援事業〕 年間延べ利用児童数に応じた補助
	施設整備費等 【参考2】	○保育所等整備交付金 補助率：国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4） （幼稚園型は、国 1/2、事業者 1/2） ※ 本事業により施設整備補助を受けない場合、施設型給付の減価償却費加算を適用。 ○教育支援体制整備事業費交付金 （遊具等の整備費用を支援） 補助率：国 1/2、事業者 1/2	○小規模保育改修費等支援事業 補助率：国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4） ※ 賃借料については平成 27 年 4 月 1 日以降に新規契約したものに限る。 ※ 本事業により賃借料補助を受けない場合、地域型保育給付の賃借料加算を適用。 ※ 本事業により自己所有建物を改修していない場合、地域型保育給付の減価償却費加算を適用。	○小規模保育改修費等支援事業 補助率：国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4） ○家庭的保育改修費等支援事業 補助率：国 1/2、市町村 1/2 （待機児童解消加速化プラン参加自治体は、国 2/3、市町村 1/3） ※ 賃借料については平成 27 年 4 月 1 日以降に新規契約したものに限る。 ※ 本事業により賃借料補助を受けない場合、地域型保育給付の賃借料加算を適用。 ※ 本事業により自己所有建物を改修していない場合、地域型保育給付の減価償却費加算を適用。	○一時預かり事業【開設準備経費】 補助率：国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
利用者負担	政令の上限額の範囲で市町村が設定	政令の上限額の範囲で市町村が設定	政令の上限額の範囲で市町村が設定	市町村 or 事業者が設定	
付随事業としての位置付け	可（寄附行為への記載が望ましい） ※ 幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設を設置する場合等	可	可	可	

(注1) 学校法人が実施する小規模保育事業の数は、91(A型:77、B型:13、C型:1) (平成27年4月1日現在)

(注2) 上記のほか、私立幼稚園(新制度に移行していない園を含む)が、小規模保育事業等に係る「連携施設」(保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う施設)としての設定を受けることにより、0～2歳児に対する保育に関わることも可能。

【参考1】給付・補助額の比較

〔認定こども園〕

- (ケース) 160人の幼稚園に、「3号：19人(1・2歳児15人、0歳児4人)」を追加する場合の公定価格の増加額
(「19人」は、小規模保育と比較するために仮定した人数であり、実際の受入可能人数に制限はない)
- ※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
 - 増加額：38,721,200円(幼稚園年額：81,343,920円 ⇒ 認定こども園年額：120,065,120円)
 - ※ 上記額は、施設型給付費と利用者負担を合わせた額

〔小規模保育事業(A型)〕

- (ケース) 「3号：19人(1・2歳児15人、0歳児4人)」で実施する場合の公定価格の額
- ※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
 - 年額：33,342,790円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔小規模保育事業(B型)〕

- (ケース) 「3号：19人(1・2歳児15人、0歳児4人)」で実施する場合の公定価格の額
- ※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
 - 年額：28,795,510円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔小規模保育事業(C型)〕

- (ケース) 「3号：10人」で実施する場合の公定価格の額
- ※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
 - 年額：20,563,800円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔家庭的保育事業〕

- (ケース) 「3号：5人」で実施する場合の公定価格の額
- ※ 地域区分は「その他地域」、保育標準時間と保育短時間の比率は「7：3」と仮定
 - 年額：10,775,400円 ※ 地域型保育給付費と利用者負担を合わせた額

〔一時預かり事業(一般型)〕

- (ケース) 1日当たり平均利用児童数19人(年間延べ利用児童数：19人×220日＝4,180人)の場合の基準額
- 年額：8,700,000円(3,900人以上の単価)
 - ※ 基幹型施設加算：1,010,000円(土日祝日の開所、及び1日9時間以上の開所を行う場合)
 - ※ 上記額は、公費負担額であり、利用者負担は別途徴収

(参考) 1日当たり平均利用児童数10人(年間延べ利用児童数：10人×220日＝2,200人)の場合の基準額

- 年額：5,360,000円(2,100人以上2,700人未満の単価)

【参考2】施設整備費等の比較

〔認定こども園：施設整備費〕

(ケース1) 幼保連携型認定こども園の保育部分の定員が20名以下の補助基準額 ※ 基準額はB地域・標準の加算等は除いたもの。

○ 補助基準額：88,400,000円

※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

(ケース2) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の定員が20名以下の補助基準額 ※ 基準額はB地域。

○ 補助基準額：62,000,000円

※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

〔小規模保育事業（A型・B型・C型）：改修費等〕

○ 補助基準額：1事業所当たり 22,000,000円

※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

〔家庭的保育事業：改修費〕

○ 補助基準額：保育所で行う場合 1か所当たり 22,000,000円

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400,000円

※ 補助基準額の原則1/2を国、1/4を市町村が負担

〔一時預かり事業（一般型）〕

○ 補助基準額：改修費等 1か所当たり4,000,000円

礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ 補助基準額の1/3を国、1/3を都道府県、1/3を市町村が負担

【参考3】平成28年度予算案

○ 以下の事業について、厚生労働省の平成28年度予算案に盛り込まれているところ。

・ **小規模保育整備事業【新規】（保育所等整備交付金の内数）**

小規模保育事業所の整備（創設・増築・老朽改築等）に要する費用の一部を支援。

○ 公定価格において、賃借料加算の単価を実勢に対応した水準に見直す（内閣府予算に計上）。

（例）小規模保育事業A型：A地域：都市部、定員区分13人～19人の場合

単価（子ども1人当たり月額）：5,200円⇒27,300円、施設当たり年額：1,186千円⇒6,224千円

【参考4】私立幼稚園において活用可能な子ども・子育て支援事業（主なもの）

○ **地域子育て支援拠点事業**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ **利用者支援事業**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

○ **放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）**

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

9.幼稚園教育要領について

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、**学びの質や深まりを重視することが必要。**また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善**
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**
2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、
既存の教科・科目等の目標・内容の見直し
3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
 - 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

① 幼児教育

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、**幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体として検討する必要がある。**
- 具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等の**いわゆる非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されている**ことを踏まえ、**小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ることや、幼児教育にふさわしい評価の在り方を検討**するなど、**幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が求められる。**
- また、例えば、幼児が音声の響きやリズムに気付くこと、生活に必要な言葉を分かったり使ったりすること、生活の中で様々な色、形などに気付いたり感じたりすること、場面に応じ体の諸部位を十分に動かすことなどが、小学校以降の生活や学習の基盤につながると指摘されていることも踏まえ、今後の検討において、専門的・具体的に議論を深めていくことが求められる。その際、**幼児一人一人に応じた対応**を行うことや、**日々の活動が小学校以降の生活や学習の基盤につながっていることを幼稚園の教員が再認識し、意図的に取り組む**ことなども求められる。
- そうした幼児教育の改善・充実を図る中で、**小学校教育との接続を一層強化していくことが重要**である。幼児教育と小学校教育の円滑な接続を支援するため、**幼児と児童の交流の推進、指導資料・教材等の開発、幼稚園と小学校の教員の人事交流や教員・行政担当者の研修をはじめとした教員等の資質能力の向上、教育委員会等における幼児教育の推進体制の充実**などの**条件整備が求められる。**
- そのほか、子供の発達の連続性を踏まえた幼児教育を充実するために、子供一人一人の多様性への配慮や学校と家庭、地域との連携強化の観点から、**幼稚園における子育ての支援等**について、**具体的な留意事項の在り方等に関する検討を行う必要がある。**
- なお、**幼児期の教育については、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で担われている**ことを踏まえ、**これらの全ての施設における全体としての教育の質を確保することが求められる。**

幼児教育部会における検討事項について（案） （教育課程企画特別部会 論点整理より）

平成27年10月23日
教育課程部会
幼児教育部会第1回
配付資料

[1]新しい幼稚園教育要領が目指す姿について

—幼児期に育みたい資質・能力と幼稚園教育要領の構造化の方向性から—

○論点整理に示された育成すべき資質・能力の基本的な考え方を踏まえ、幼児教育の特性に配慮した幼児期において育みたい資質・能力をどう明確化するか。

○アクティブ・ラーニングの視点に立って、幼児期における指導方法をどのように充実するか。

[2]幼稚園教育における改訂の具体的な方向性について

—教育課程の基本的な枠組みと、小学校教育との接続から—

○幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をどのように明確化するか。

○幼児期にふさわしい評価の在り方についてどのように考えるか。

○幼児教育の特性等に配慮した内容をどのように改善・充実していくか。

○幼児教育と小学校教育との接続を一層強化していくための支援方策をどのように進めるべきか。

○幼稚園における子育ての支援の在り方をどのように捉え、進めるべきか。

○幼稚園教育の目的や目標を達成するために、幼稚園におけるカリキュラム・マネジメントをどのように確立すべきか。

等

①幼児期において育みたい資質・能力について(論点1)

○ 前回の幼児教育部会における議論や幼児教育の特性を踏まえ、小学校の各教科等における教育の前倒しと受け取られないようにしつつ、幼児期において育みたい資質・能力の明確化を図るには、どのような工夫が必要か。

②幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化について(論点2)

○前回の幼児教育部会の議論や幼児教育の特性を踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図る際、以下の視点から改善すべき点はないか。

・論点整理「育成すべき資質・能力について」を踏まえた視点

・平成22年以降の幼児を取り巻く環境の変化、幼児の育ちの変化、今後の社会の質的な変化、国際社会における幼児教育に対する認識の高まり、いわゆる非認知的能力の重要性の指摘、新しい時代と社会に開かれた教育課程(論点整理)等を踏まえた視点

・幼稚園教育要領における5領域との関係や、要領全体とのバランスの視点

・「前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性が確保されることが重要である。」と論点整理において提言されていることを踏まえた、小学校教育からの視点

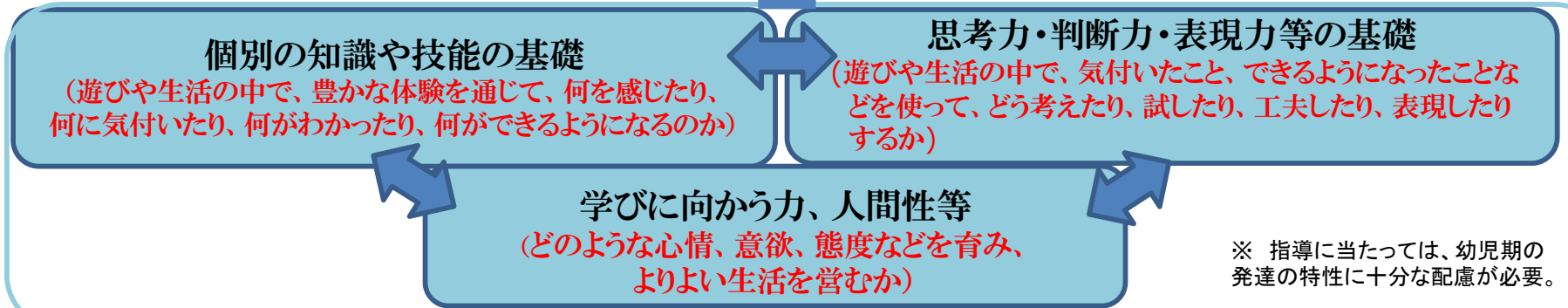
・「次期改訂に向けての課題」(論点整理抜粋P5～6)を踏まえた視点

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質の育成を期す

教科横断的・総合的に育成すべきさまざまな資質・能力

小学校以上	個別の知識や技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか)	学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)
-------	--------------------------------------	--	---

幼稚園



※ 指導に当たっては、幼児期の発達の特性に十分な配慮が必要。

幼児期の終わりまでに育てほしい姿

- (イ)健康な心と体 (ロ)自立心 (ハ)協同性 (ニ)道徳性の芽生え (ホ)規範意識の芽生え
- (ヘ)いろいろな人とのかかわり (ト)思考力の芽生え (チ)自然とのかかわり (リ)生命尊重、公共心等
- (ヌ)数量・図形、文字等への関心・感覚 (ル)言葉による伝え合い (ヲ)豊かな感性

遊びを通しての総合的な指導

領域

- ・健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う
- ・他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う
- ・周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う
- ・経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う
- ・感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする

アクティブ・ラーニングの視点に立った深い学び、対話的な学び、主体的な学びの実現

カリキュラム・マネジメント

①幼稚園における子育ての支援の在り方について

- 現在、子育ての支援については、学校教育法第二十四条「幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。」と規定されている。
- また、幼稚園教育要領においては、第1章 総則 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など及び第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に規定されているところ。
- 近年、我が国においては少子化の急速な進行、核家族化の進行等による子育て不安、孤立感の高まりや共働き世代の増加など社会の労働環境の変化、地域における連帯感の希薄化等による家庭や地域の教育力の低下等により、家庭、地域と学校教育がより連携強化を図っていくことが、ますます必要となっている。特に、幼児教育は学校教育の中で、家庭や地域との結び付きが強い学校種である。
- 「教育課程企画特別部会 論点整理」においては、「教育課程の基準となる学習指導要領及び幼稚園教育要領も、各学校が「社会に開かれた教育課程」を実現していくことに資するものでなければならない」と提言されている。
また、「子供の発達の連続性を踏まえた幼児教育を充実するために、子供一人一人の多様性への配慮や学校と家庭、地域との連携強化の観点から、幼稚園における子育ての支援等について、具体的な留意事項の在り方等に関する検討を行う必要がある。」と提言されている。
- これらを踏まえ、幼稚園における子育ての支援について、具体的にどのような留意事項を設けていくべきか。

②幼稚園における「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」(いわゆる「預かり保育」)の充実について

○ 現在、「預かり保育」については、学校教育法第二十五条「幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二條及び第二十三條の規定に従い、文部科学大臣が定める。」と規定されていることを踏まえ、幼稚園教育要領において、第1章 総則 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など及び第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に規定されている。

○ 「預かり保育」は、通常の前教育時間の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、幼稚園が、当該幼稚園の園児のうち希望する者を対象に行う教育活動であり、我が国の子育て環境の変化等から、その要望は年々高まっており、実施率も増えてきている。

○ これらを念頭に置きながら、「預かり保育」について、例えば、教育課程に基づく活動との関連性など、学校教育法や幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園の教育活動として適切な活動となるよう、充実すべき点や留意事項として加えるべき点はないか。その際、「幼稚園が「社会に開かれた教育課程」を実現していくことに資するという観点から、考慮すべき点はないか。

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う 教育活動（いわゆる預かり保育）及び 子育ての支援 関係資料

- ・ 預かり保育・子育ての支援に関する規定
- ・ 幼稚園教育要領における預かり保育に関する規定
- ・ 幼稚園教育要領における子育ての支援に関する規定
- ・ 幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）
- ・ 幼児教育実態調査
（幼稚園における子育て支援活動実施状況）

※以下、幼稚園教育要領の引用部分を除き、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」を「預かり保育」と表記。

預かり保育・子育ての支援に関する規定

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 2 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 3 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 4 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 5 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

幼稚園教育要領における預かり保育に関する規定

幼稚園教育要領（平成10年告示）における預かり保育に関する規定

第3章 指導計画作成上の留意事項

2 特に留意する事項

- (6) 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については、適切な指導体制を整えるとともに、第1章に示す幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、また、教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などに配慮して実施すること。

幼稚園教育要領（平成20年告示）における預かり保育に関する規定

第1章 総則

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮すること。また、以下の点にも留意すること。
- (1) 教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとなるようにすること。その際、教育課程に基づく活動を担当する教師と緊密な連携を図るようにすること。
 - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
 - (3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。
 - (4) 地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活リズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。
 - (5) 適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うようにすること。

幼稚園教育要領における子育ての支援に関する規定

幼稚園教育要領（平成10年告示）における子育ての支援に関する規定

第3章 指導計画作成上の留意事項

2 特に留意する事項

- (5) 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

幼稚園教育要領（平成20年告示）における子育ての支援に関する規定

第1章 総則

第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備

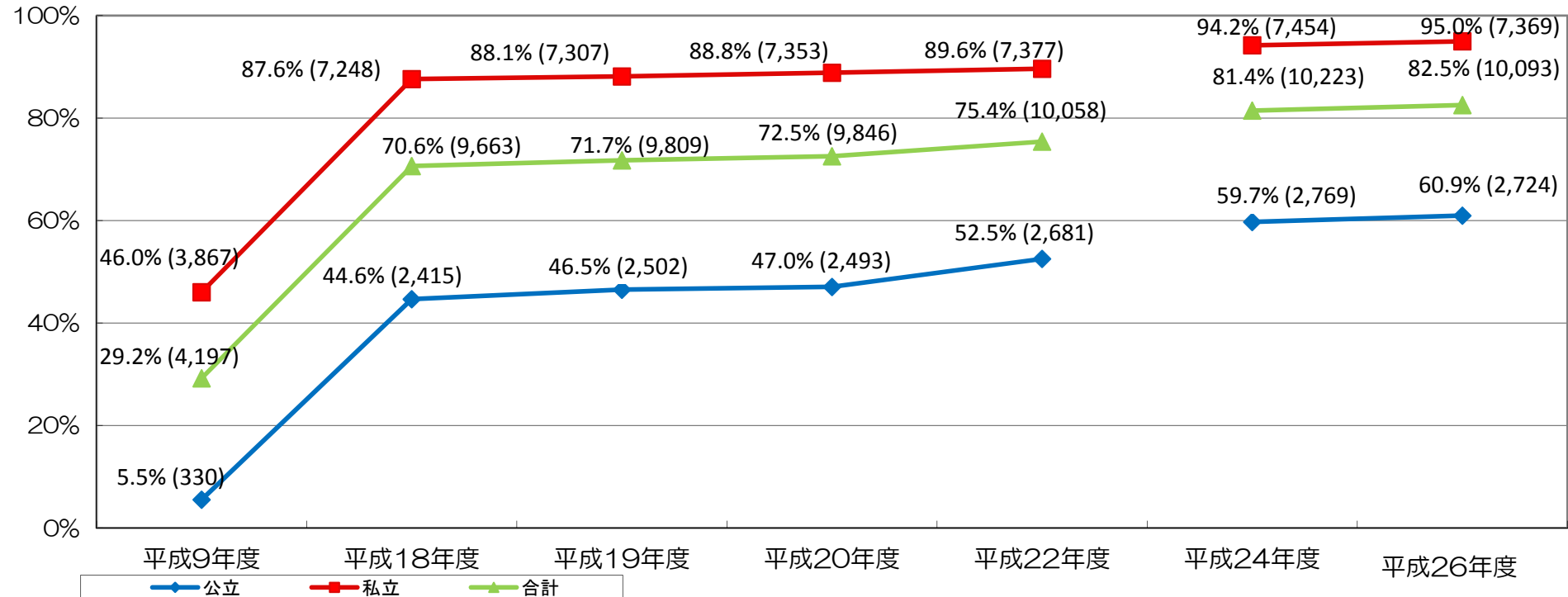
や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。

幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）①

（1）預かり保育の実施率

（平成26年6月1日現在）

- 預かり保育を実施している幼稚園は全体の82.5%であった。
（公立：60.9%、私立：95.0%）



平成22年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数
 平成24年度・平成26年度の母数：調査回答園数
 (H23 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)
 (H25 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)

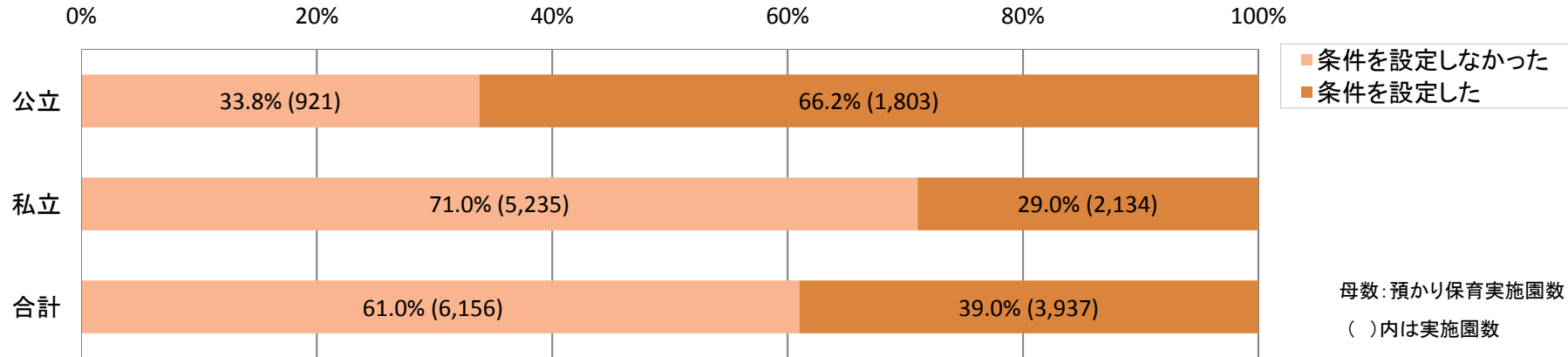
（単位：園）

	実施した園数 (A)	((A)のうち、私学助成(預かり保育補助)を受けて実施している園数)	(A)のうち一時預かり事業(一般型)の委託(又は補助)を市町村から受けて実施している園数
公立	2,724	—	167(6.1%)
私立	7,369	6,171(83.7%)	607(8.2%)
合計	10,093	—	774(7.7%)

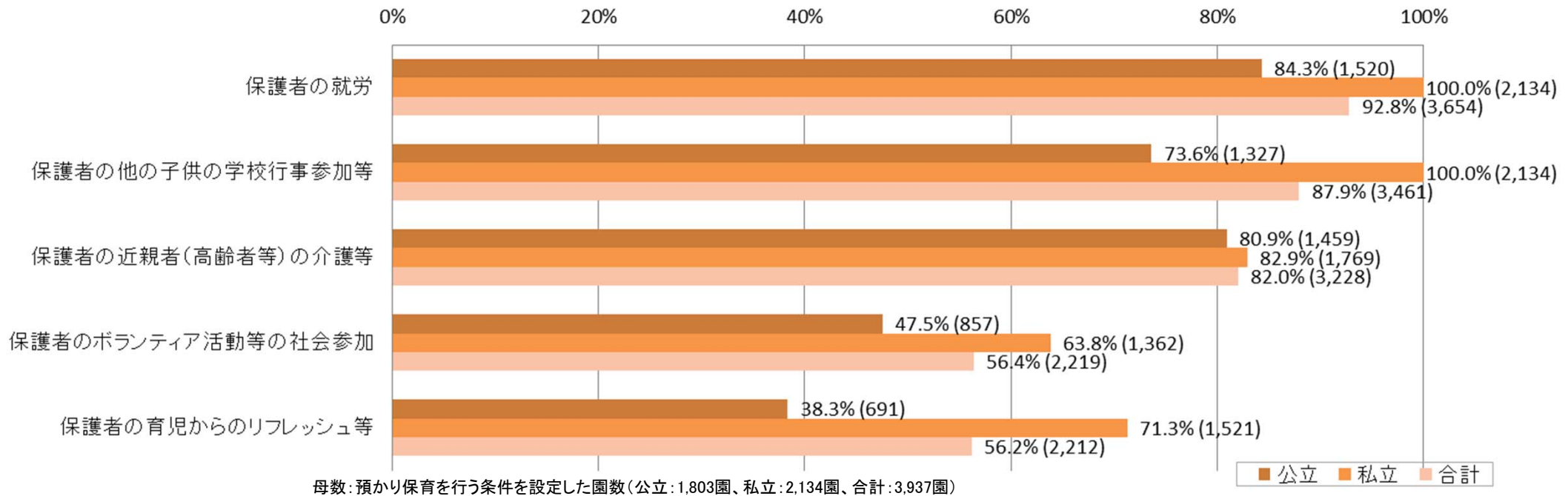
※ ()内は、各項目の実施した園数(A)を母数にした割合

（２）預かり保育を行う条件

① 条件設定の状況



② 預かり保育を行う条件（複数回答）



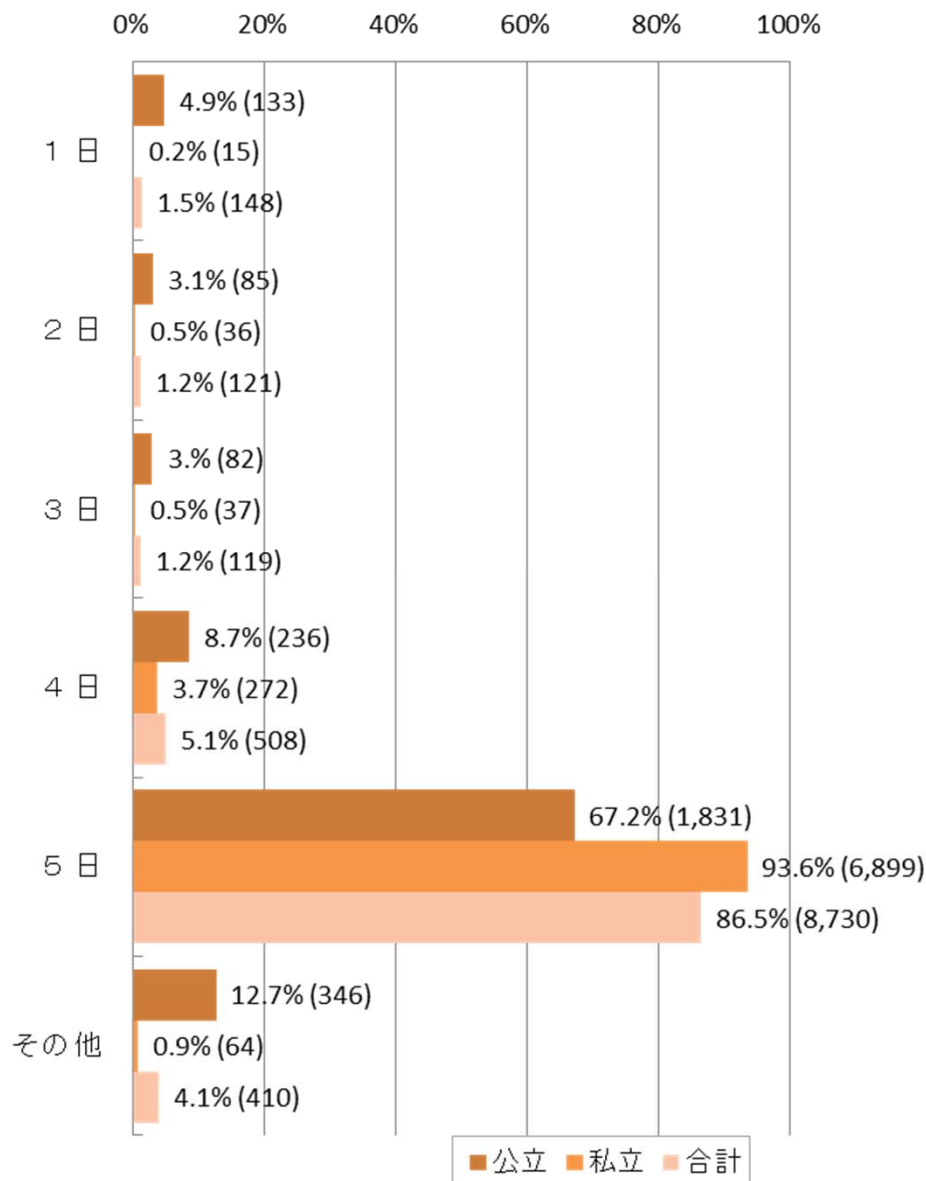
()内は実施園数

幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）③

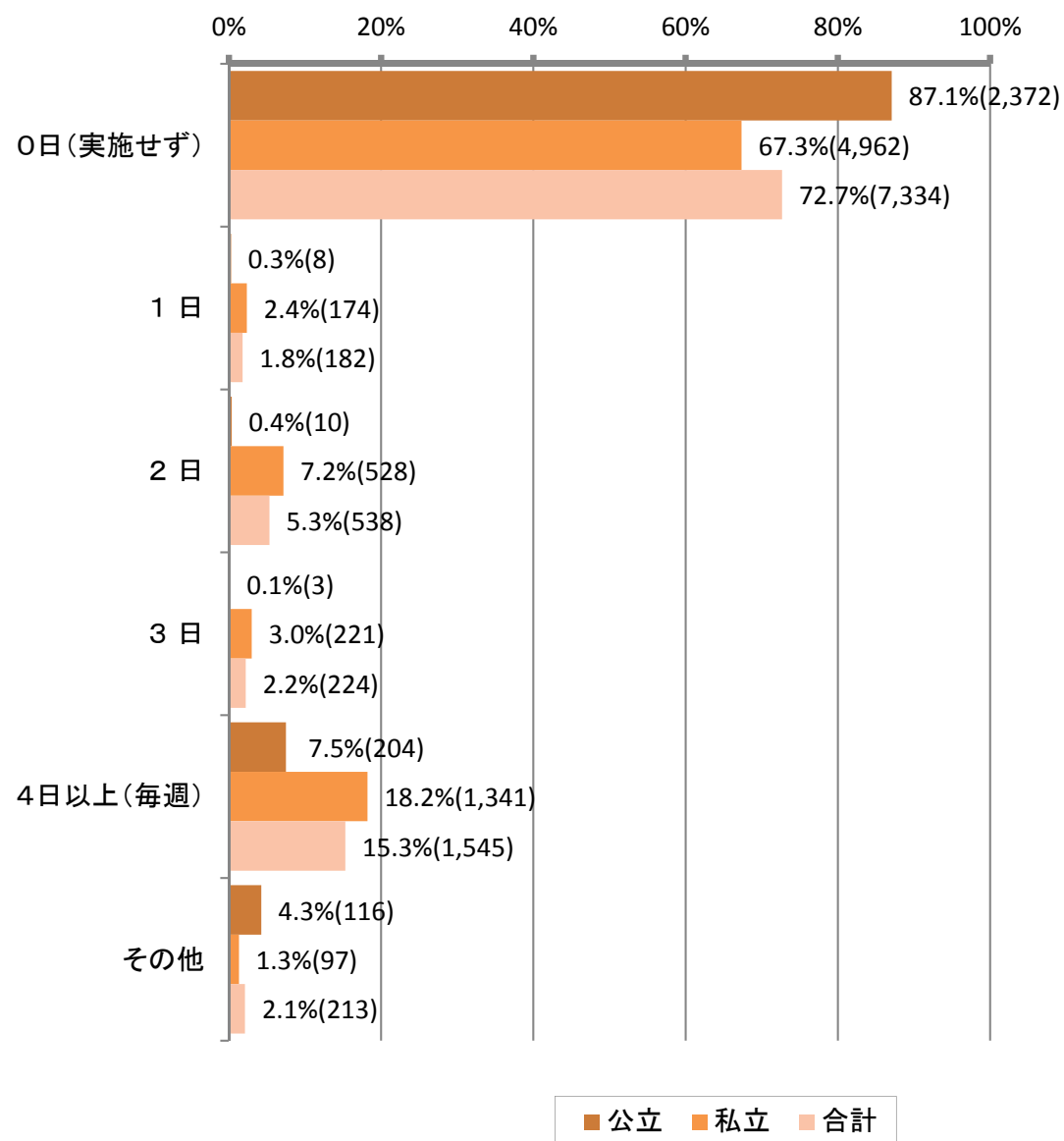
（3）預かり保育の実施日数等 ① 長期休業期間中以外の実施状況

（i）実施日数

平日（月～金曜日）週当たりの平均実施日数



土曜日 月当たりの平均実施日数

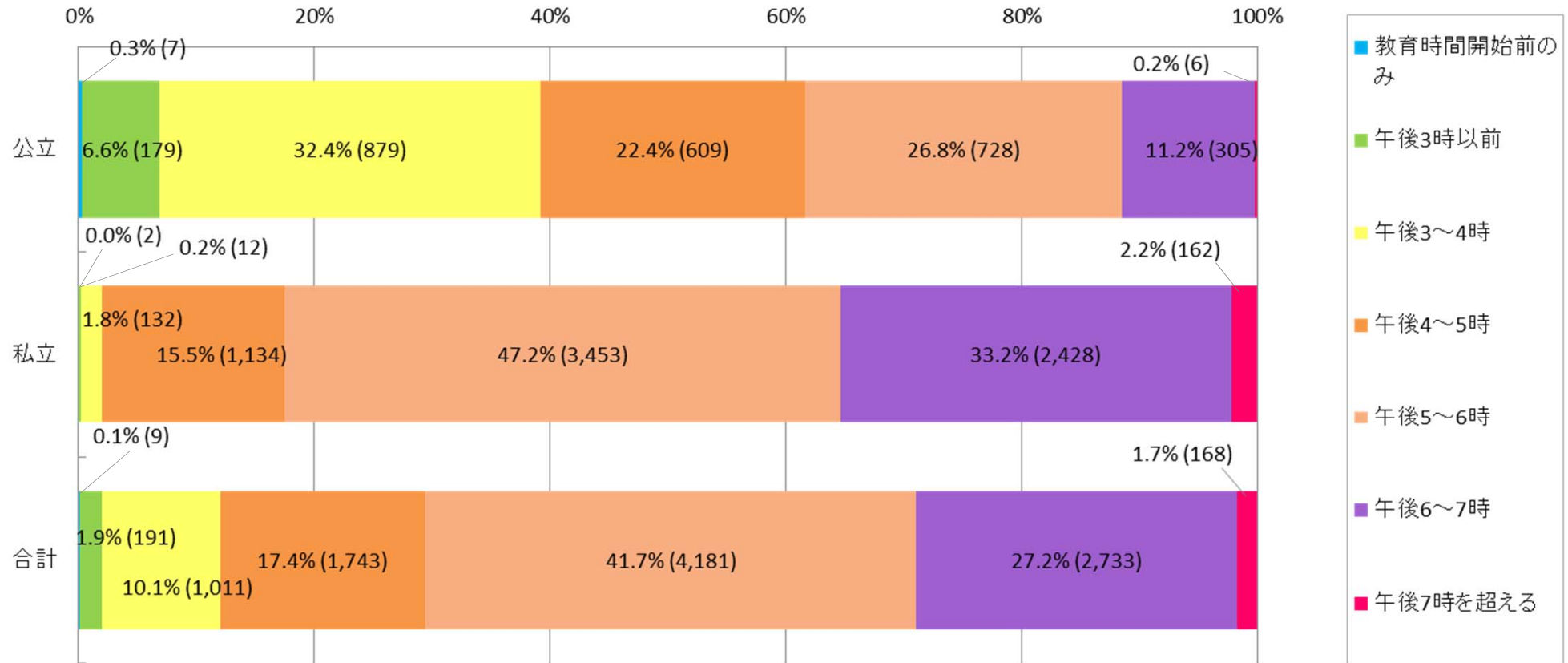


母数：預かり保育実施園数（公立：2,724園、私立：7,369園、合計：10,093園）

（ ）内は実施園数

（出典）文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」（平成27年10月）

（ii）預かり保育の終了時間

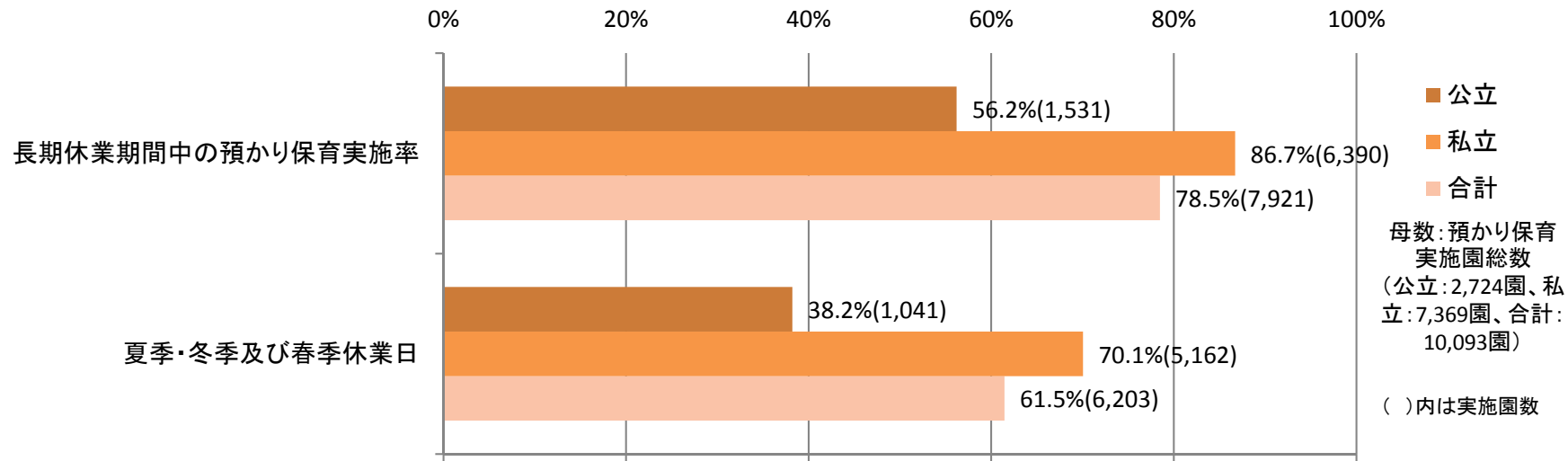


母数：長期休業期間中以外に預かり保育を実施している園の総数

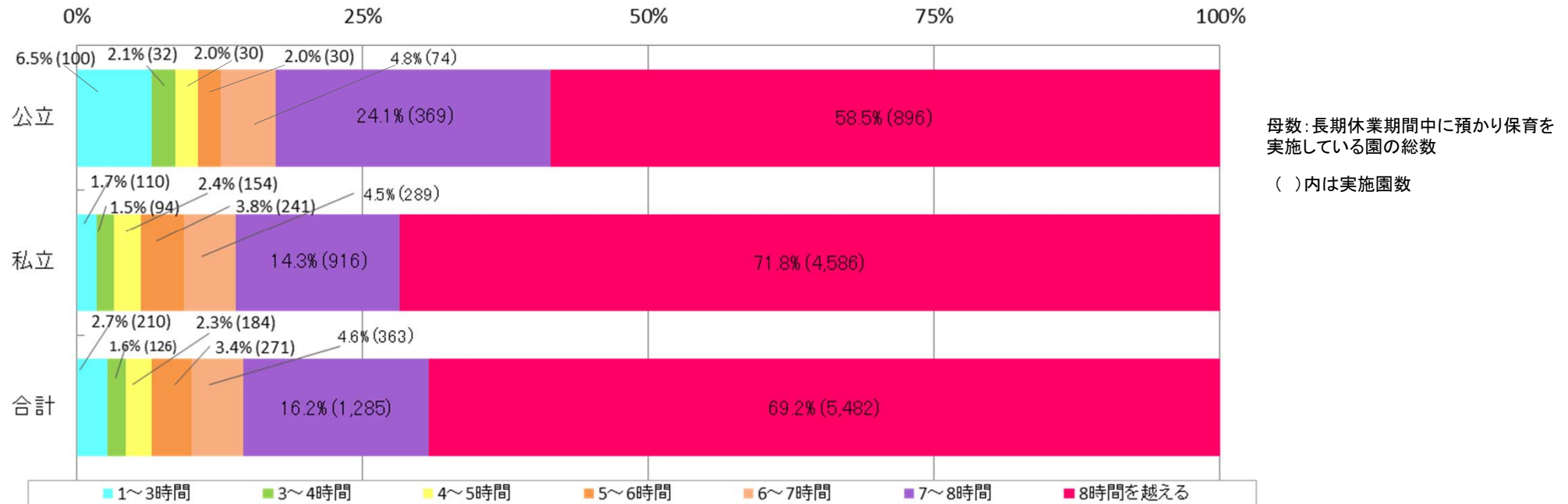
()内は実施園数

幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑤

（3）預かり保育の実施日数等 ② 長期休業期間中の実施状況 （i）実施状況



（ii）実施時間数



幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑥

（４）預かり保育受入れ幼児数

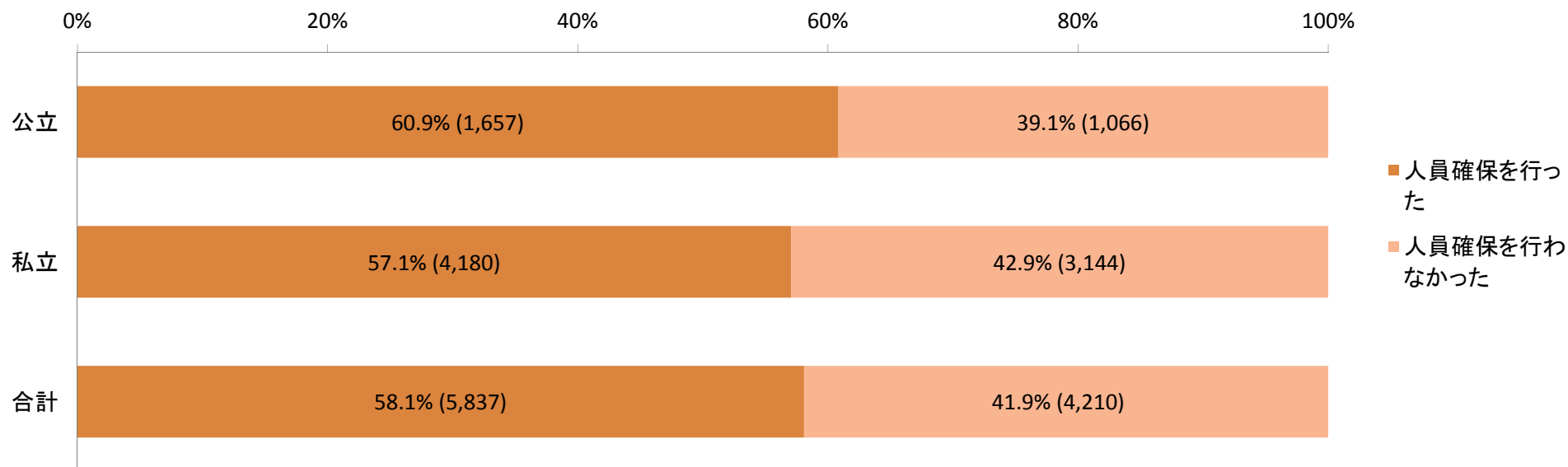
平日の預かり保育の受入れ幼児数（平成26年6月23日（月）～27日（金）の5日間）

	公立	私立	合計
受入幼児数(5日間)	144,298人	788,550人	932,848人
受入幼児数(1日間)※	28,860人	157,710人	186,570人
1園あたり（1日間）	10.6人/園	21.4人/園	18.5人/園

※実施園：公立：2,724園、私立：7,369園、合計：10,093園

※「受入幼児数(1日間)」については、「受入幼児数(5日間)」を5で割った値

（５）預かり保育における保育担当者の状況 ① 預かり保育のための人員確保状況



母数：預かり保育実施園のうち回答園数

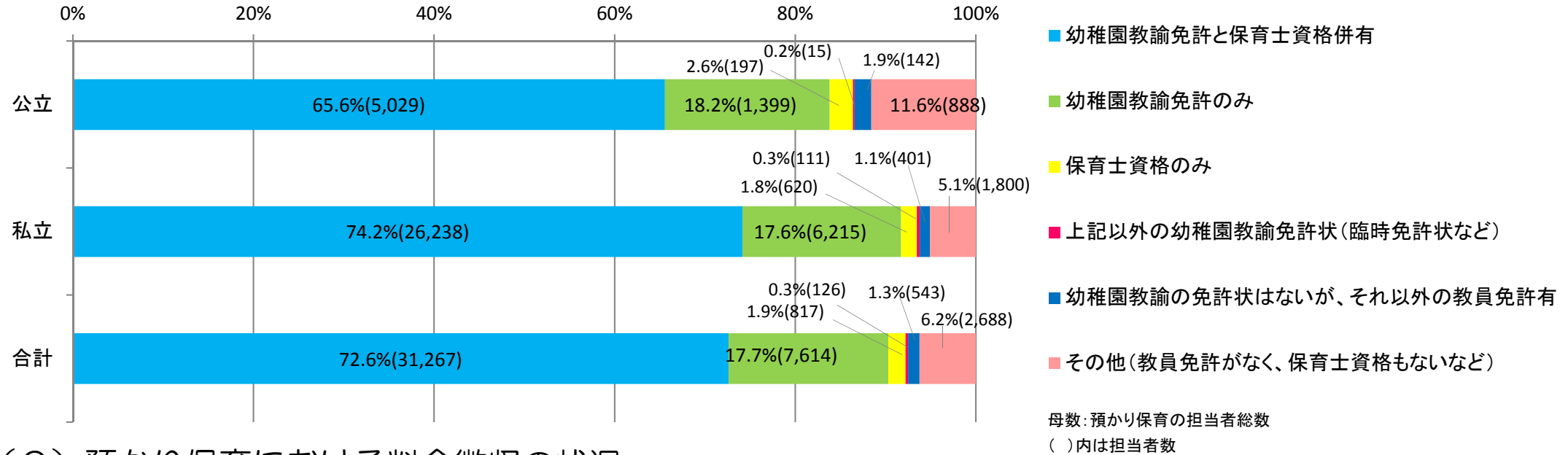
()内は無回答を除く実施園数

(出典)文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

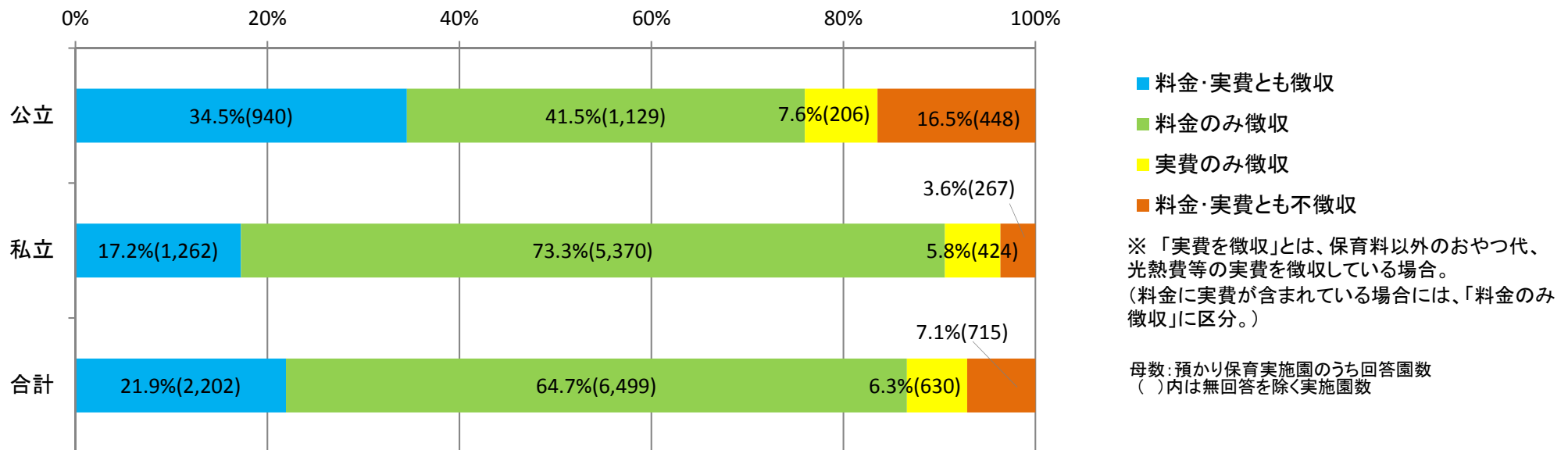
幼児教育実態調査（預かり保育に関する実施状況）⑦

（５）預かり保育における保育担当者の状況

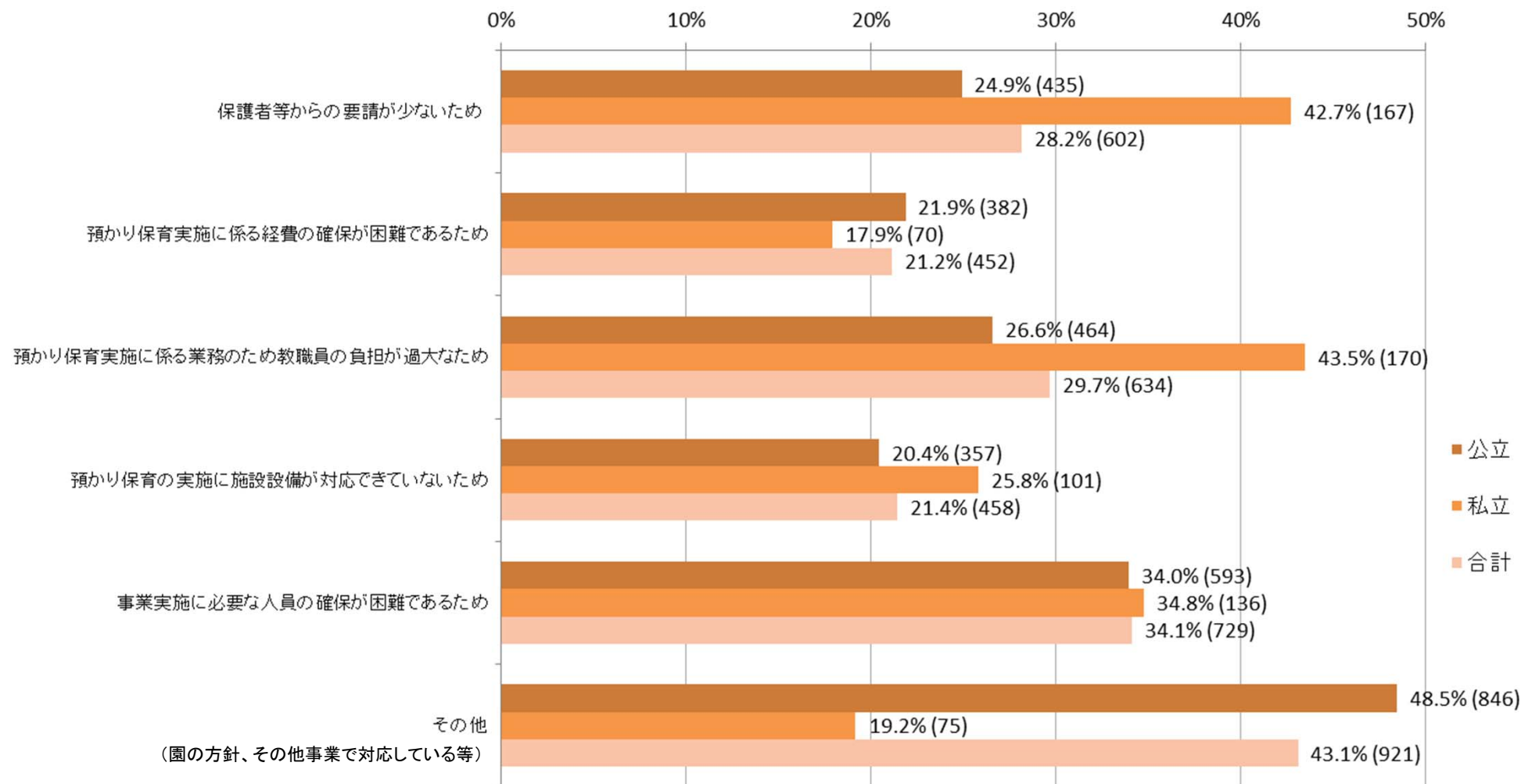
② 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況



（６）預かり保育における料金徴収の状況



（7）預かり保育を実施していない理由（複数回答）



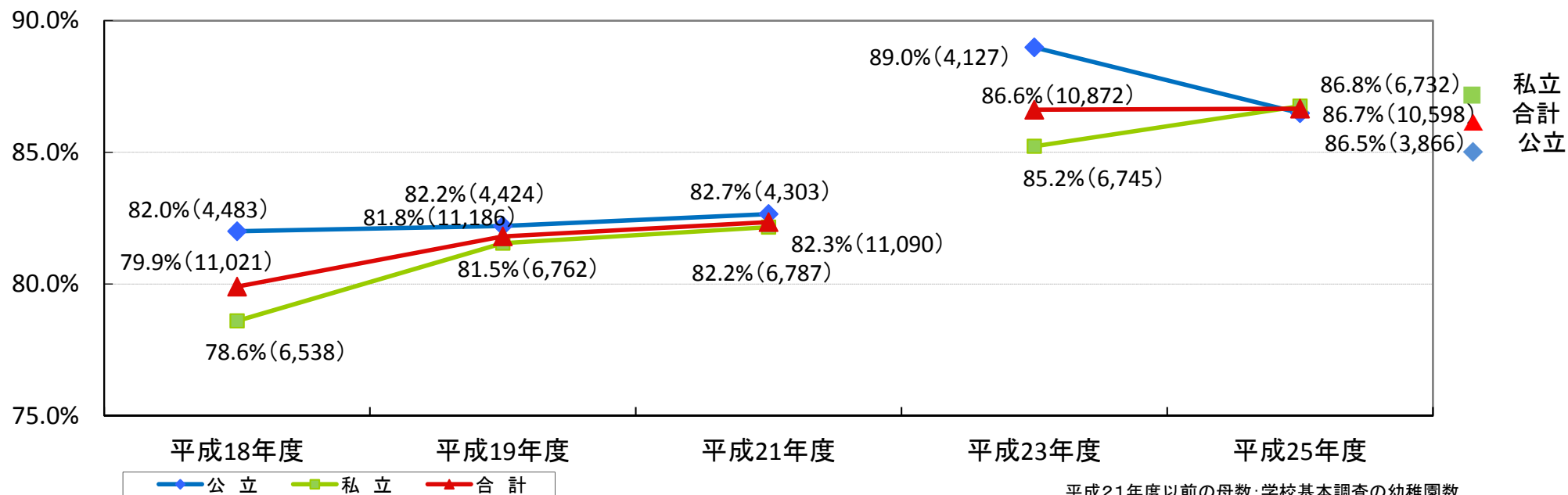
母数：預かり保育未実施園数（公立：1,746園、私立：391園、合計：2,137園）

（ ）内は未実施園数

幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況）①

（１）子育て支援活動の実施率（平成25年度実績）

- 子育て支援活動を実施している幼稚園は全体の86.7%であった。
（公立：86.5%、私立：86.8%）



平成21年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数
 平成23年度・平成25年度の母数：調査回答園数
 (H23 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)
 (H25 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)
 ()内は実施園数 (単位：園)

※ ()内は、各項目の実施した園数(A)を母数にした割合

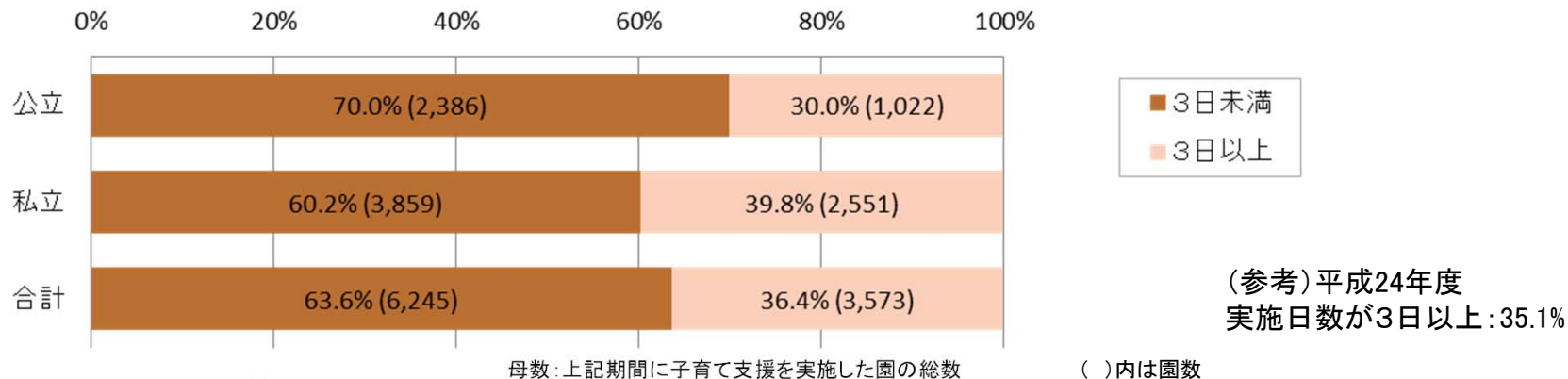
	実施した園数 (A)	((A)のうち子育て支援事業に対する私学助成(特別補助)を受けている園数)	((A)のうち、子育て支援事業に関する事業として市町村から委託(又は補助)を受けている園数)
公立	3,866	—	202 (5.2%)
私立	6,732	4,127 (61.3%)	641 (9.5%)
合計	10,598	—	843 (8.0%)

幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況） ②

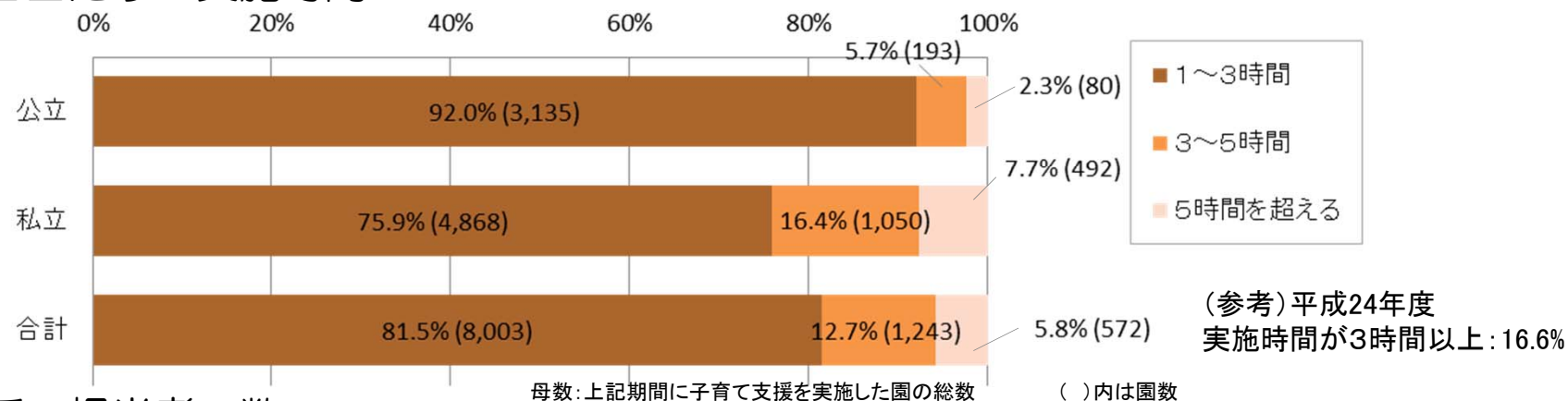
（２）子育て支援の実施状況

（平成26年6月1日～30日に実施した子育て支援事業（子育て情報の提供を除く。）の実施状況）

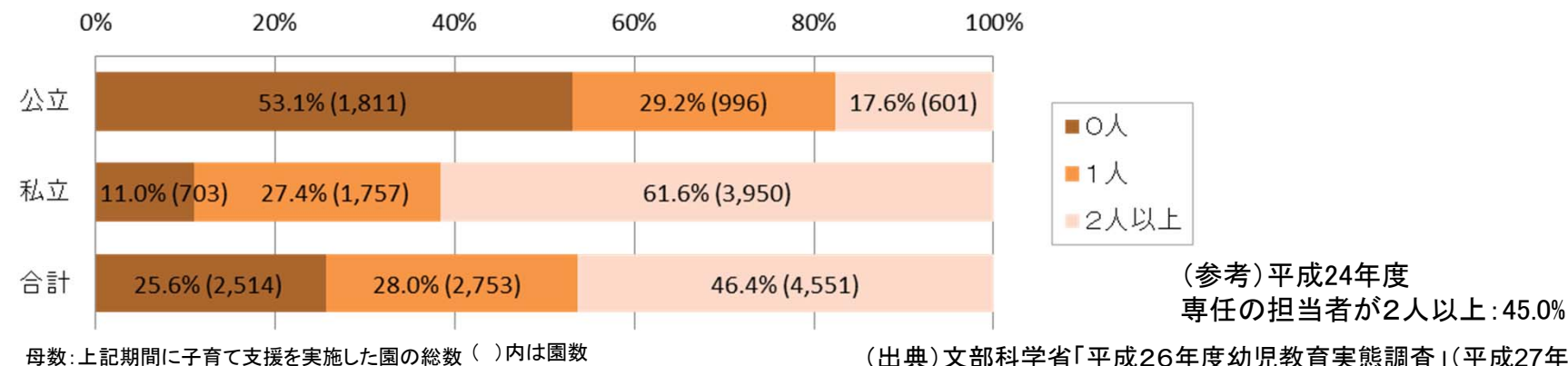
① 1週間当たりの実施日数



② 1日当たりの実施時間



③ 専任の担当者の数

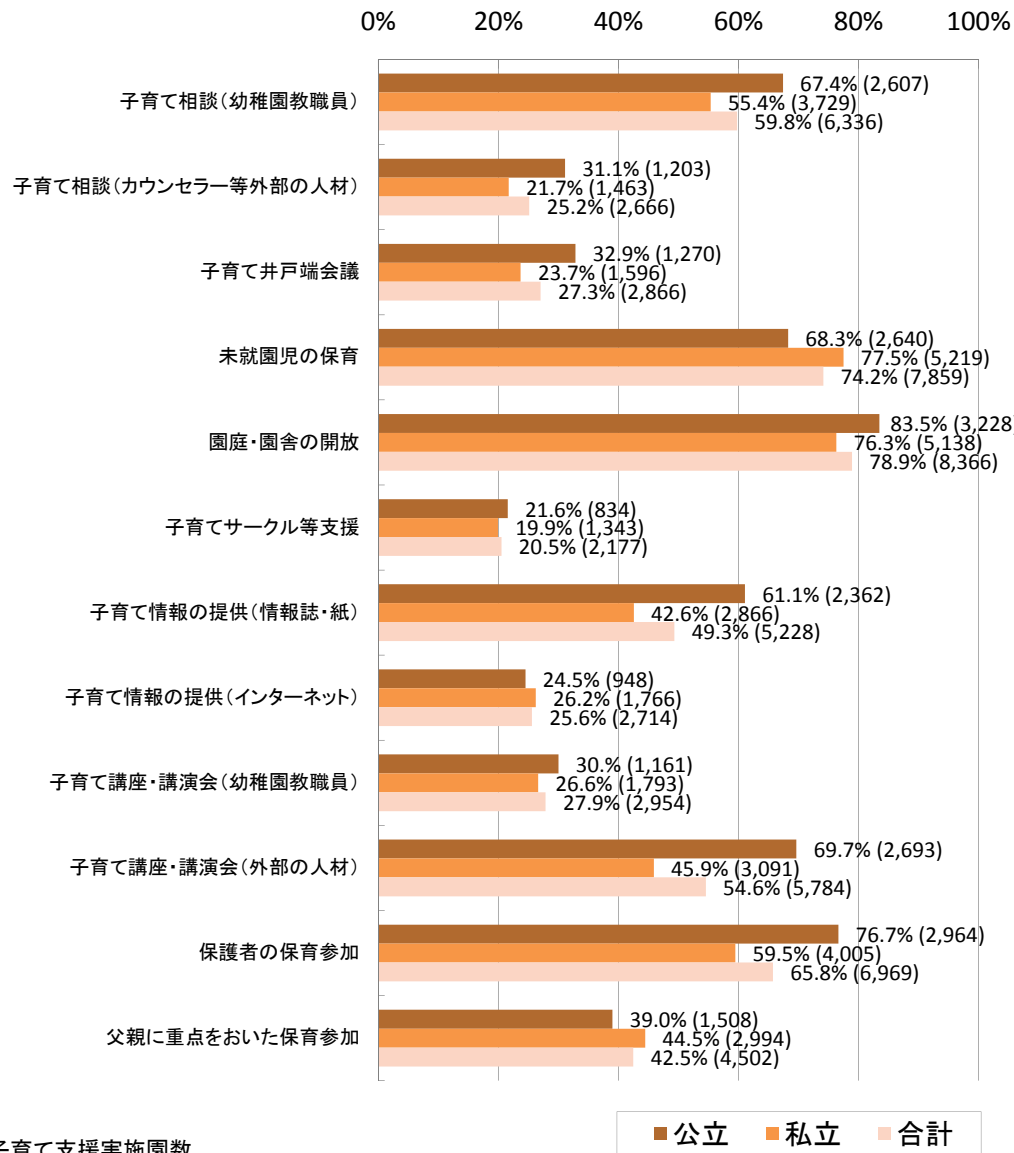


幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況） ③

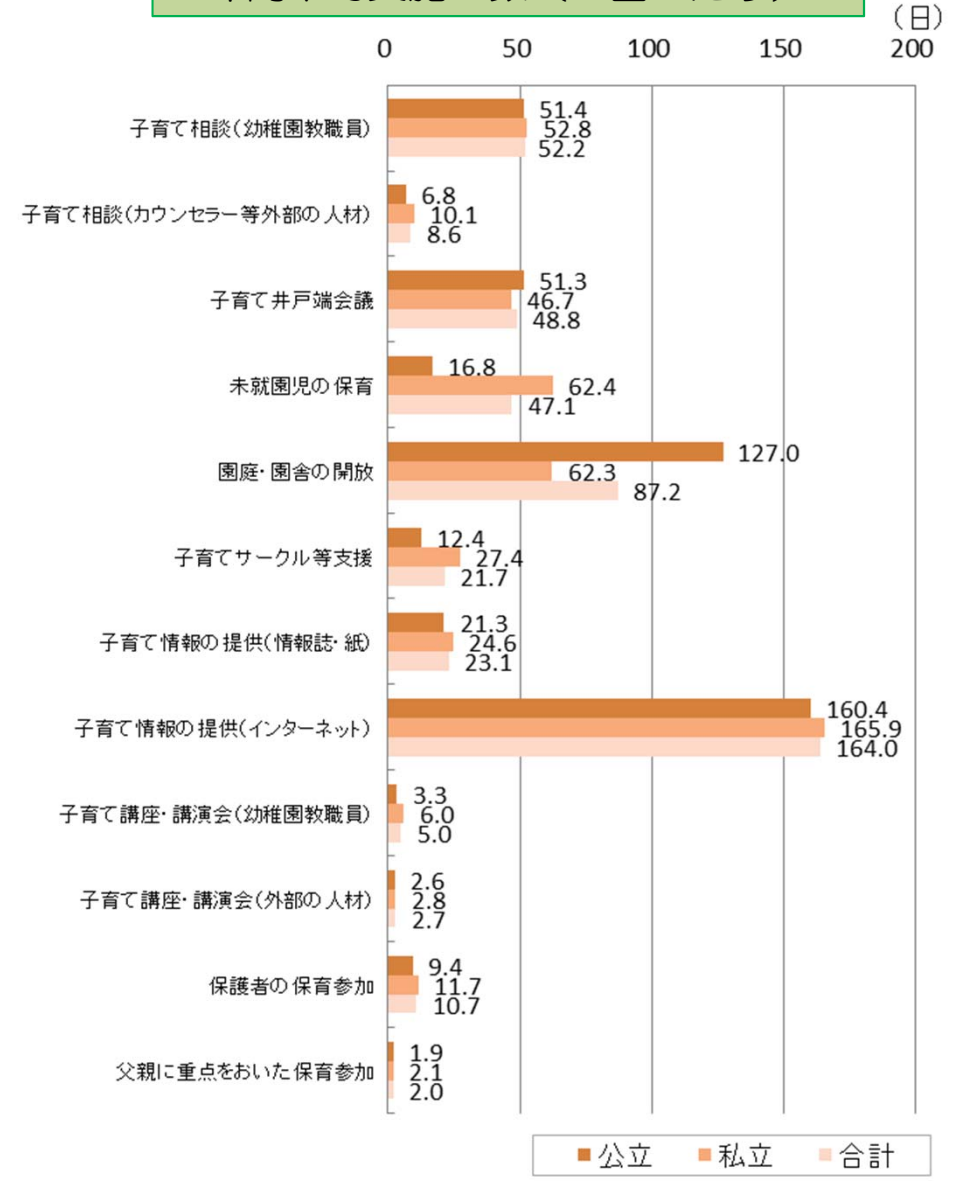
(3) 内容別の実施率・平均実施日数（複数回答）

① すべての幼児及びその保護者を対象とした事業

実施率



年間平均実施日数（1園当たり）



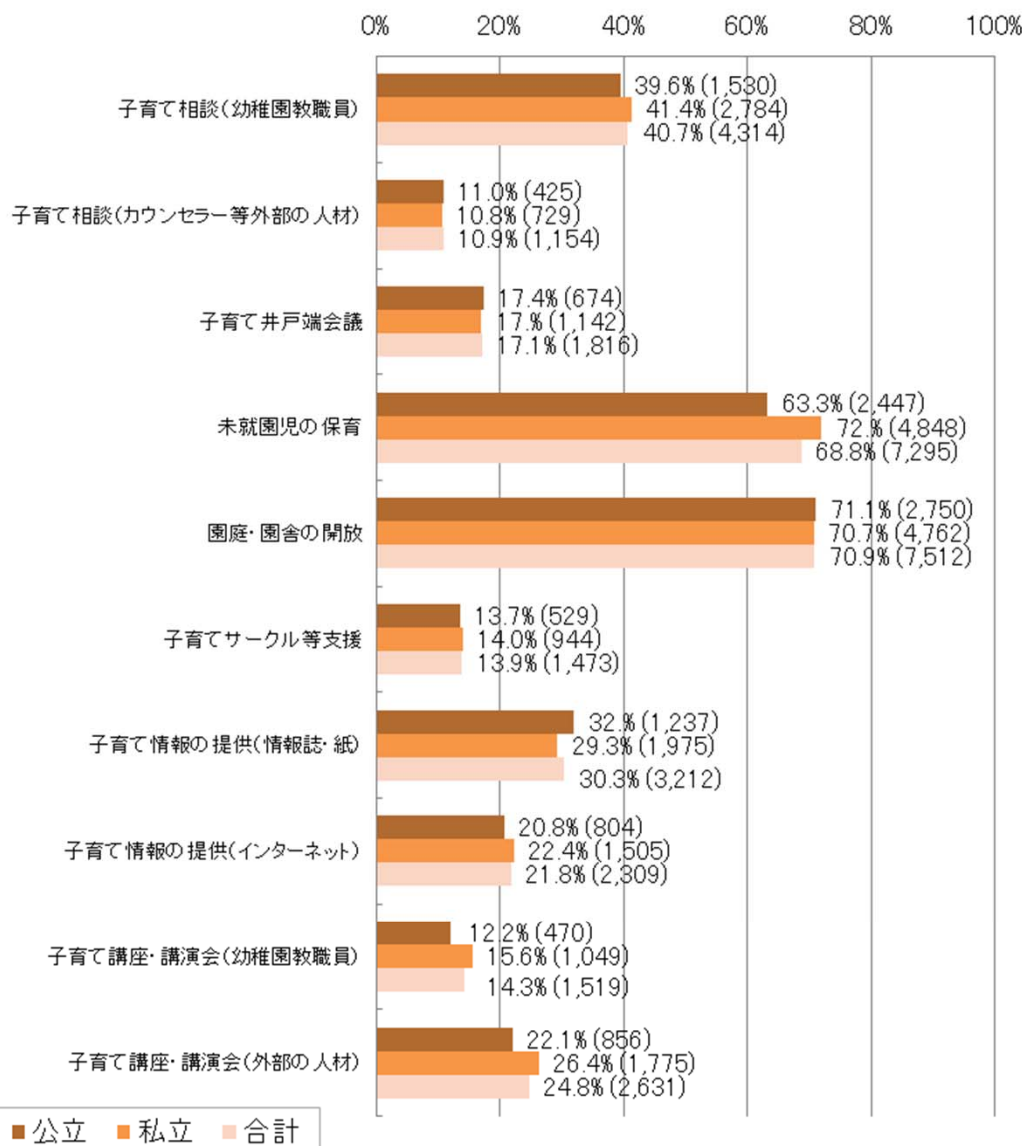
母数：子育て支援実施園数
 (公立：3,866園、私立：6,732園、合計：10,598園)
 ()内は実施園数

(出典)文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

幼児教育実態調査（幼稚園における子育て支援活動実施状況） ④

② ①のうち在園児以外の幼児及びその保護者を対象とした事業

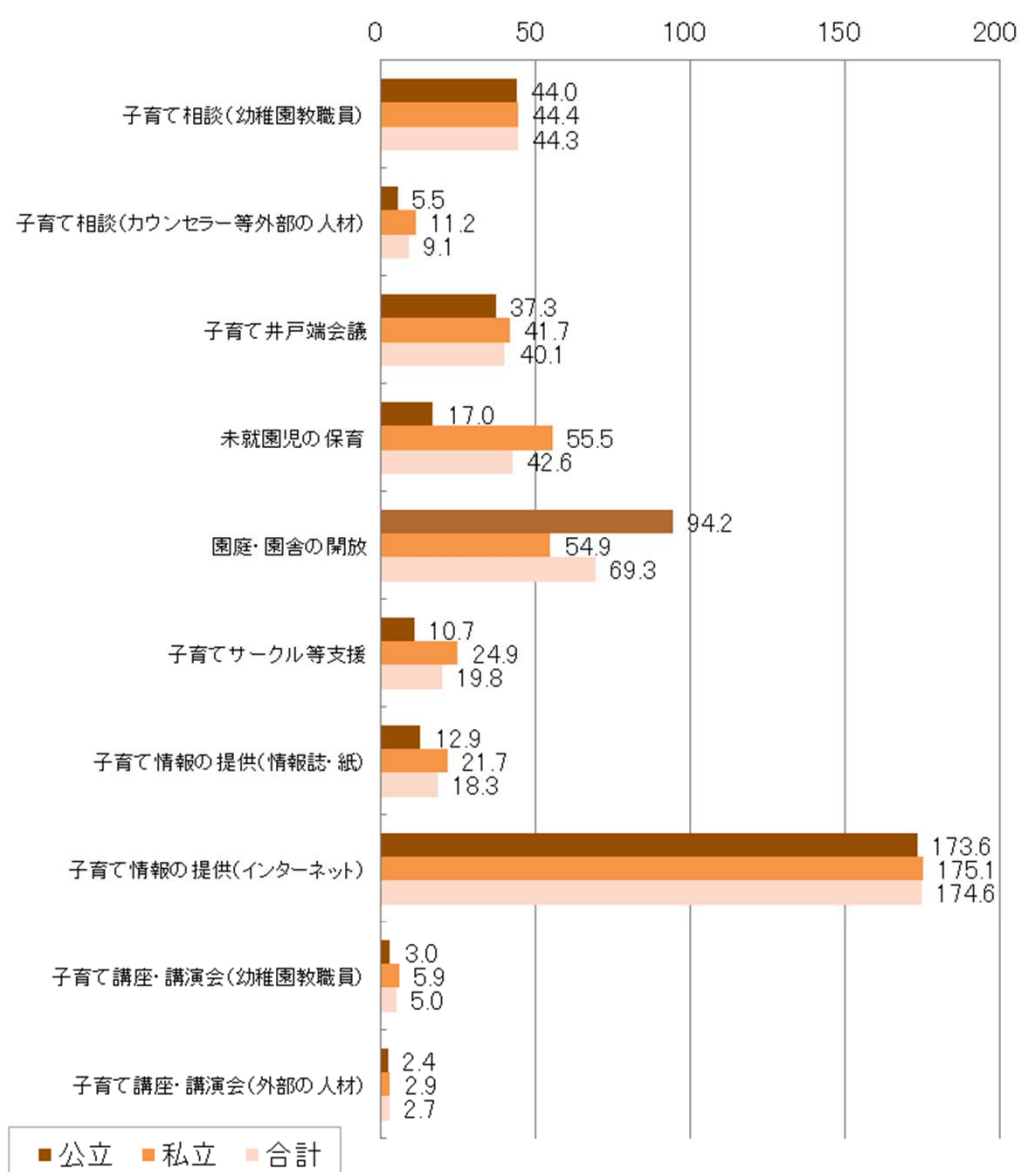
実施率



母数：子育て支援実施園数
(公立：3,866園、私立：6,732園、合計：10,598園)

年間平均実施日数（1園当たり）

(日)



(出典)文部科学省「平成26年度幼児教育実態調査」(平成27年10月)

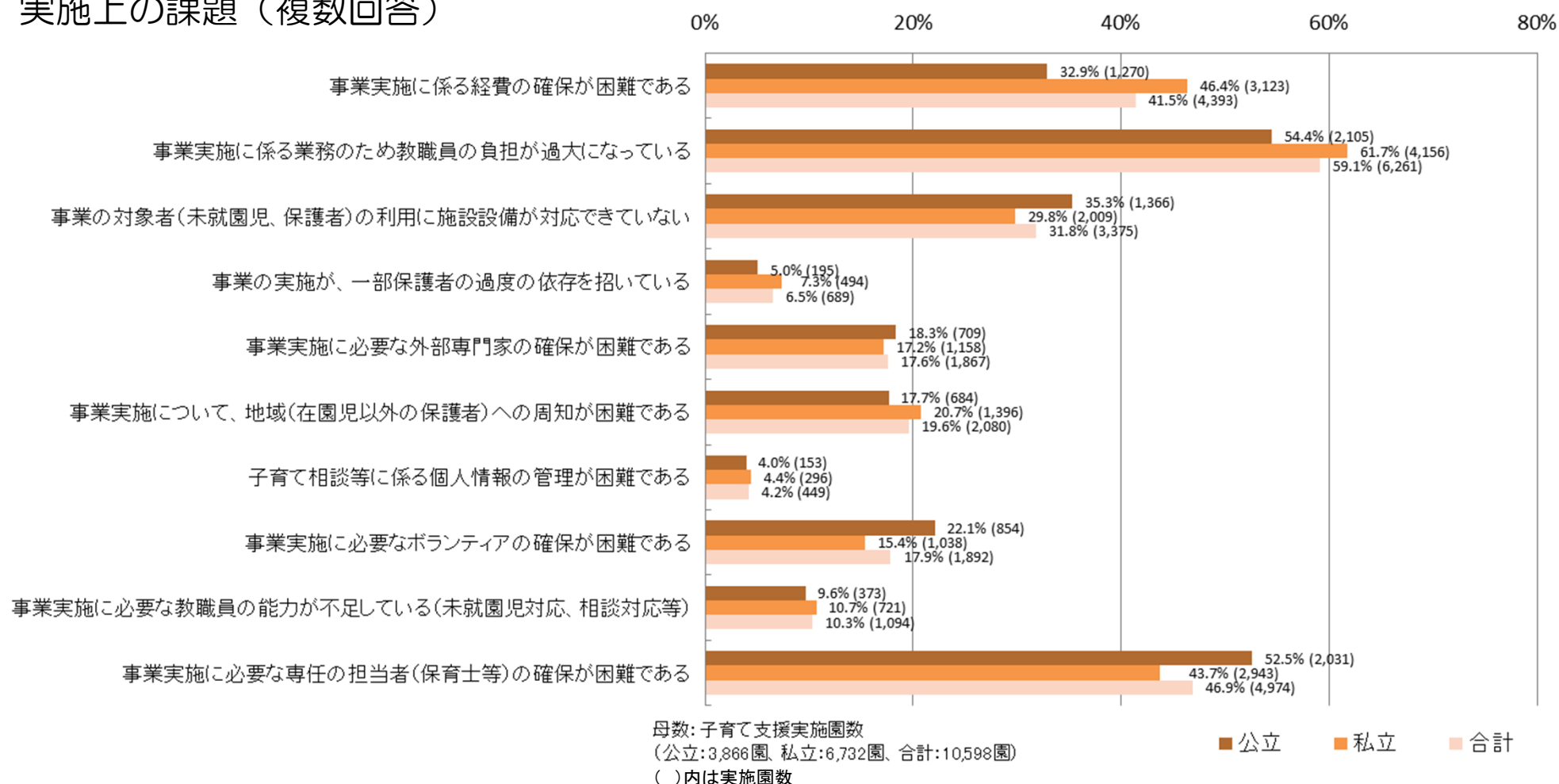
（４）幼稚園における未就園児の保育の受け入れ乳幼児数

平日の未就園児の保育の受け入れ乳幼児数（平成26年6月23日（月）～27日（金）の5日間）

	公立	私立	合計
受入乳幼児数(5日間)	24,363人	148,438人	172,801人
1園あたり(5日間)	24.3人/園	40.1人/園	36.8人/園

※実施園：公立：1,004園、私立：3,698園、合計：4,702園

（５）実施上の課題（複数回答）



參考資料

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- ①就学前の子供を、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成27年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2,836	1,931	524	328	53

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成27年4月1日現在))

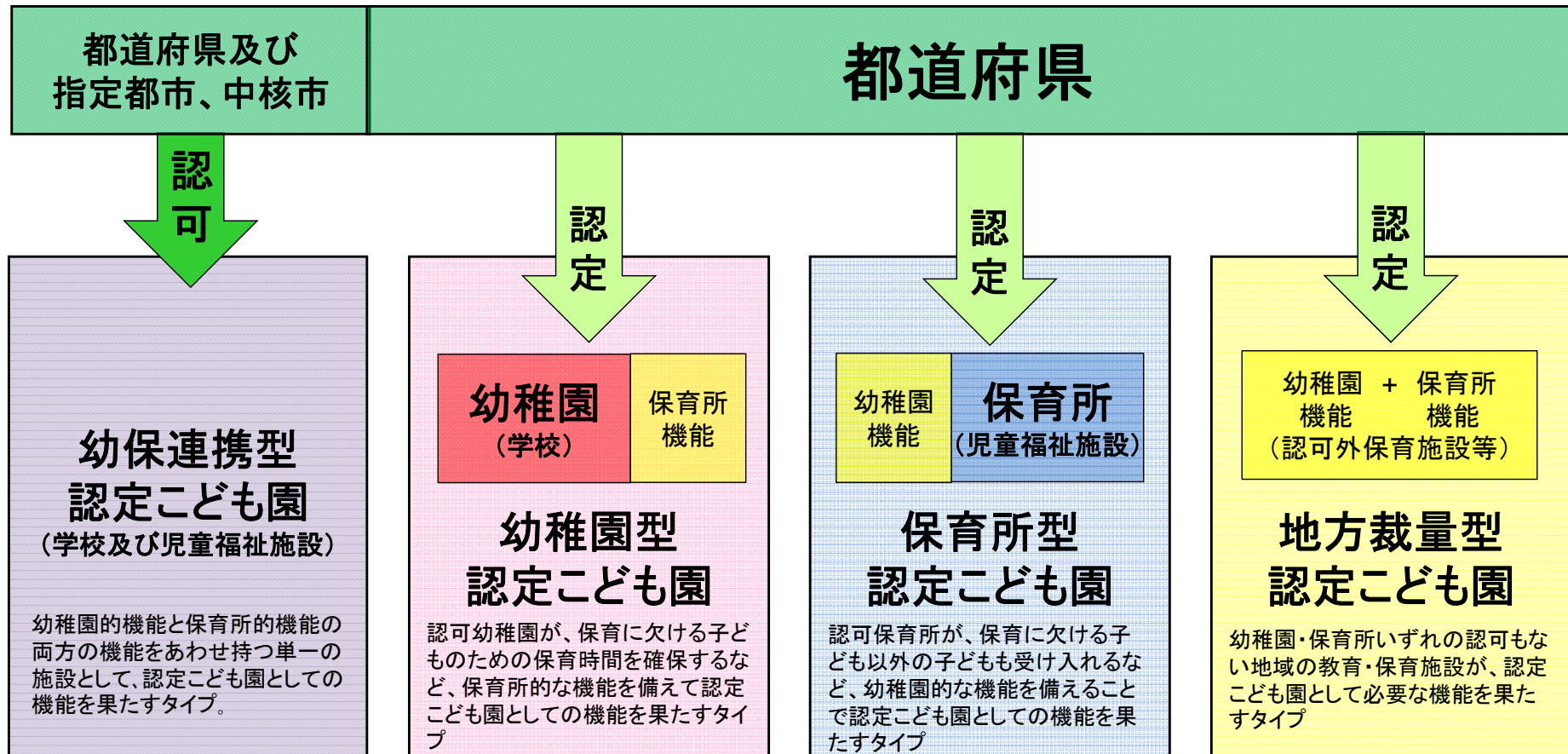
都道府県	園数	都道府県	園数	都道府県	園数
北海道	109	石川県	87	岡山県	32
青森県	158	福井県	39	広島県	56
岩手県	39	山梨県	26	山口県	33
宮城県	21	長野県	20	徳島県	30
秋田県	53	岐阜県	29	香川県	13
山形県	29	静岡県	120	愛媛県	32
福島県	35	愛知県	58	高知県	27
茨城県	164	三重県	8	福岡県	58
栃木県	56	滋賀県	45	佐賀県	48
群馬県	68	京都府	13	長崎県	85
埼玉県	40	大阪府	287	熊本県	52
千葉県	49	兵庫県	230	大分県	87
東京都	93	奈良県	27	宮崎県	82
神奈川県	56	和歌山県	21	鹿児島県	90
新潟県	51	鳥取県	29	沖縄県	5
富山県	34	島根県	12	合計	2,836

認定こども園の種類について

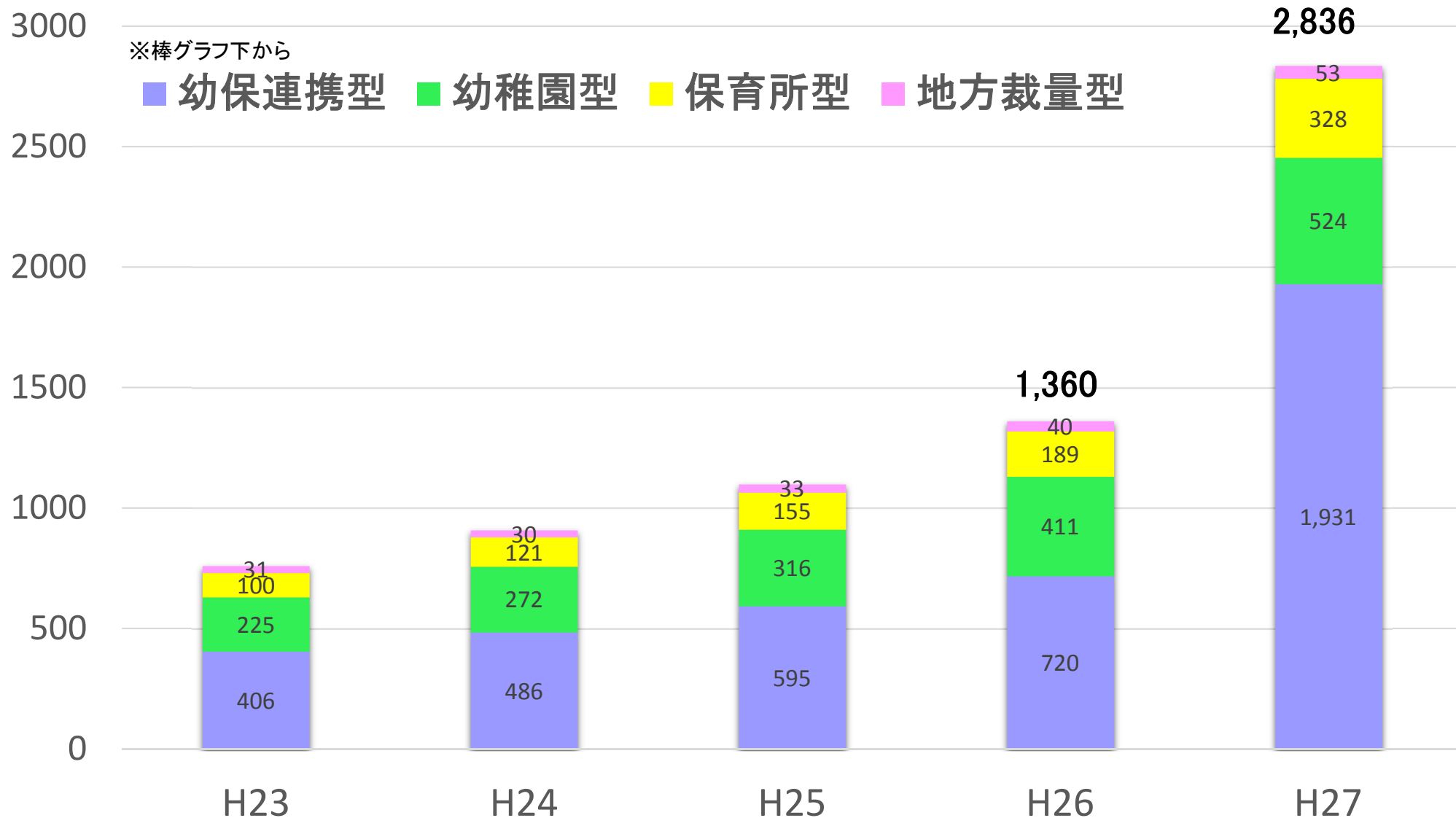
「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

- ①就学前の子供を、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育及び保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育て支援の機能



認定こども園数の推移



※ 平成26年度中に認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園639か所、保育所1,047か所、認可外施設38か所、認定こども園として新規開園したものが16か所(複数の施設が1つの施設に移行した場合等があるため、移行数と増加数は一致しない)

※ 認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが128か所、廃園した認定こども園が2か所

自治体計画と認定こども園の認可・認定の関係

○ 保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じ以下のとおり。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

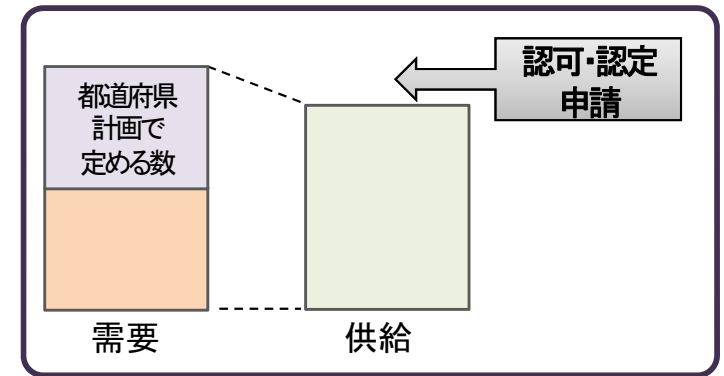
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

→ 需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たり、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○ 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量-需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

※平成26年7月2日付内閣府告示第159号で告示。(第三の四2(二)(2)ウ関係)

認定こども園等への財政支援

厚生労働省事業

保育所等整備交付金

55,431百万円

認定こども園整備事業

- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育所緊急整備事業

- 保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分含む)の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金

28,535百万円

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。等

職員の資質向上・人材確保等研修事業

1,573百万円

保育の質の向上のための研修支援

- 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。等

文部科学省事業

認定こども園施設整備交付金

11,757百万円

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。
(新增改築、大規模改修等)
 - ・幼保連携型認定こども園の幼稚園部分
 - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園施設整備費)
 - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
(保育所部分と一体的に行う幼稚園機能の施設整備)
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築)
 - ・私立幼稚園の耐震化経費
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

教育支援体制整備事業費交付金

1,727百万円

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。
 - ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

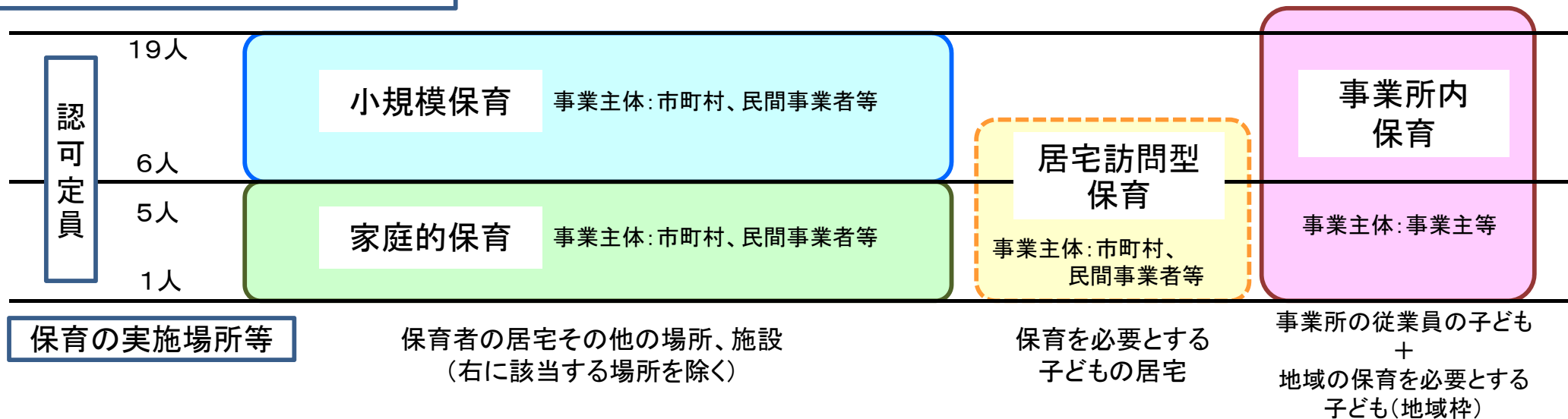
◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可件数(平成27年4月1日現在)

事業	件数 (※1)	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [%]				
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他 (※3)	
家庭的保育事業	931	157	774	28 [3.0]	11 [1.2]	725 [77.9]	167 [17.9]	
小規模保育事業(※2)	1,655	60	1,595	220 [13.3]	559 [33.8]	470 [28.4]	406 [24.5]	
	(A型)	(962)	(32)	(930)	(161 [16.7])	(319 [33.2])	(219 [22.8])	(263 [27.3])
	(B型)	(572)	(18)	(554)	(44 [7.7])	(215 [37.6])	(201 [35.1])	(112 [19.6])
	(C型)	(121)	(10)	(111)	(15 [12.4])	(25 [20.7])	(50 [41.3])	(31 [25.6])
居宅訪問型保育事業	4	0	4	0 [0]	2 [50.0]	0 [0]	2 [50.0]	
事業所内保育事業	150	3	147	39 [26.0]	50 [33.3]	2 [1.3]	59 [39.3]	
計	2,740	220	2,520	287 [10.5]	622 [22.7]	1,197 [43.7]	634 [23.1]	

(※1) 自治体が設置した件数及び認可した件数。

(※2) 小規模保育事業は以下の3類型を設定。

- ・ A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型（保育従事者の全てが保育士）
- ・ B型：A型とC型の中間の類型（保育従事者の2分の1以上を保育士として、保育士以外の保育従事者には研修の受講が必要）
- ・ C型：家庭的保育に近い類型（研修を受講した家庭的保育者を配置する場合には子供3人に対し保育従事者1人、その補助者を置く場合には子供5人に対し保育従事者2人）

(※3) 公立、NPO法人、学校法人、一般社団・財団法人、医療法人など

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

一時預かり事業(一般型)について

○事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（主として非在園児が対象）。

○負担率

国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

○基準額（1か所当たり年額単価）

1 運営費

① 基本分

(ア) 保育従事者が保育士又は1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下の施設において保育士とみなされた者が家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合

(イ) (ア)以外（地域密着Ⅱ型の経過措置を含む）の場合

(ア)	年間延べ利用児童数	基準額
	300人未満	1,473,000円
	300人以上900人未満	1,580,000円
	900人以上1,500人未満	2,840,000円
	1,500人以上2,100人未満	4,100,000円
	2,100人以上2,700人未満	5,360,000円
	2,700人以上3,300人未満	6,620,000円
	3,300人以上3,900人未満	7,880,000円
	3,900人以上	9,140,000円

(イ)	年間延べ利用児童数	基準額
	300人未満	1,331,000円
	300人以上900人未満	1,500,000円
	900人以上1,500人未満	2,700,000円
	1,500人以上2,100人未満	3,900,000円
	2,100人以上2,700人未満	5,100,000円
	2,700人以上3,300人未満	6,300,000円
	3,300人以上3,900人未満	7,500,000円
	3,900人以上	8,700,000円

② 基幹型施設加算（休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算） 1,010,000円

2 開設準備経費（1か所当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※ (1) (2)とも平成26年度中に支払われたものに限る。

一時預かり事業（幼稚園型）について

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う「一時預かり事業（幼稚園型）」を創設

「幼稚園型」の要件等

実施主体

市町村（子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施）

実施場所

幼稚園又は認定こども園

対象児童

主に在籍園児（教育標準時間認定（1号認定）の子ども）

※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象

※園児以外の子供については、一時預かり事業（一般型）により対応

・同一施設において、幼稚園型（園児を対象）と一般型（園児以外を対象）を併せて実施可能

（この場合、それぞれの類型の基準を満たすことが必要）

・ただし、園児以外の子供の利用がごく少数の場合には、幼稚園型において、当該子供の一時預かりを併せて実施することも可能

職員

職員数

認可保育所と同じ

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

2人以上の配置を求めるが、上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合で、かつ、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、**専任職員は1人で可**（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

資格

保育士、幼稚園教諭又は市町村長等が行う研修を修了した者

（ただし、担当職員の半数以上は、保育士又は幼稚園教諭）

設備・面積

保育室等

認可保育所と同じ

2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人
	ほふく室	3.3㎡/人 など

※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可

補助単価
（1人当たり日額）

○在籍園児

・基本分：平日の教育時間前後（標準的には4時間*）/日の実施を想定）及び長期休業日

－ 年間延べ利用者数2,000人超 **400円**

（*）各園の教育時間によって異なる

－ 年間延べ利用者数2,000人以下 **1,600円/年間延べ利用者数－400円（10円以下切り捨て）**

・休日分：土日祝日等（標準的には8時間/日の実施を想定） **800円**

・長時間加算：標準4時間/日（休日は標準8時間/日）を超える場合に加算 **100円**

○園児以外の子供

・8時間/日以下の利用 **800円**

・長時間加算：8時間/日を超える場合に加算 **100円**

実施形態

利用者の居住市町村が園に委託等して実施（当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする

（関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※施設型給付と同様の形態

地域子育て支援拠点事業

背景

- 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課題

- 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成26年度
実施か所数
(交付決定ベース)

6,538か所



地域で子育てを支える

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用	児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

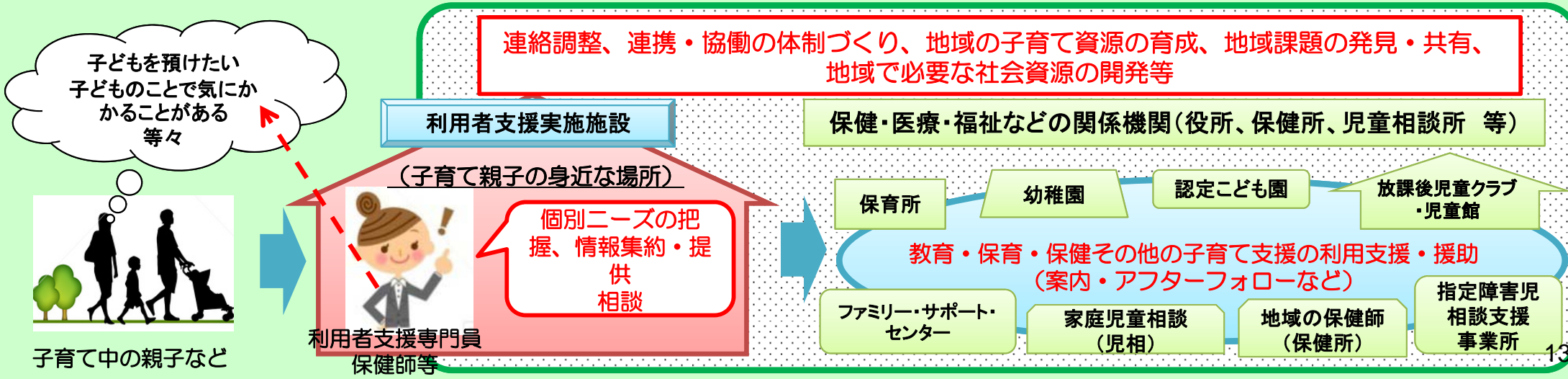
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域の子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。)
(例；横浜市「保育コンシェルジュ事業」)
- ③ 「母子保健型」：保健師等の専門職が全ての妊産婦等を対象に「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
※継続的な把握、支援プランの策定を実施
(主として、保健所・保健センター等を活用。)



子ども・子育て支援新制度の趣旨

- ・ 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、
- ・ 保護者の選択に基づき、
- ・ 多様な施設・事業者から、
- ・ 良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保する。

車の両輪

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。

(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

- ・ 地域全体の子育て家庭のニーズ（潜在的ニーズも含む）を基に「需要」を見込む。
- ・ 需要に応じて、多様な施設や事業を組み合わせた、「供給」体制を確保。

利用者支援事業

- ・ 個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるような支援。（「利用者支援」）
- ・ 利用者支援機能を果たすために、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークの構築、不足している社会資源の開発を実施。（「地域連携」）

地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現

利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①
「もう夜中だけど、親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③
「最近、子育てがしんどいです…」

利用者支援事業

子育て短期支援事業

一時預かり

など

指定障害児相談支援事業所

など

子育てサークル

保健センター（保健師）

など

相談対応（来所受付・アウトリーチ）

助言・利用支援

ネットワークの構築

社会資源の開発

日常的に対応

日常的に連携

個別ニーズの把握

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！

連携

連携

本事業が行われる施設等の職員

利用者支援専門員

本事業が行われる施設等の職員

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

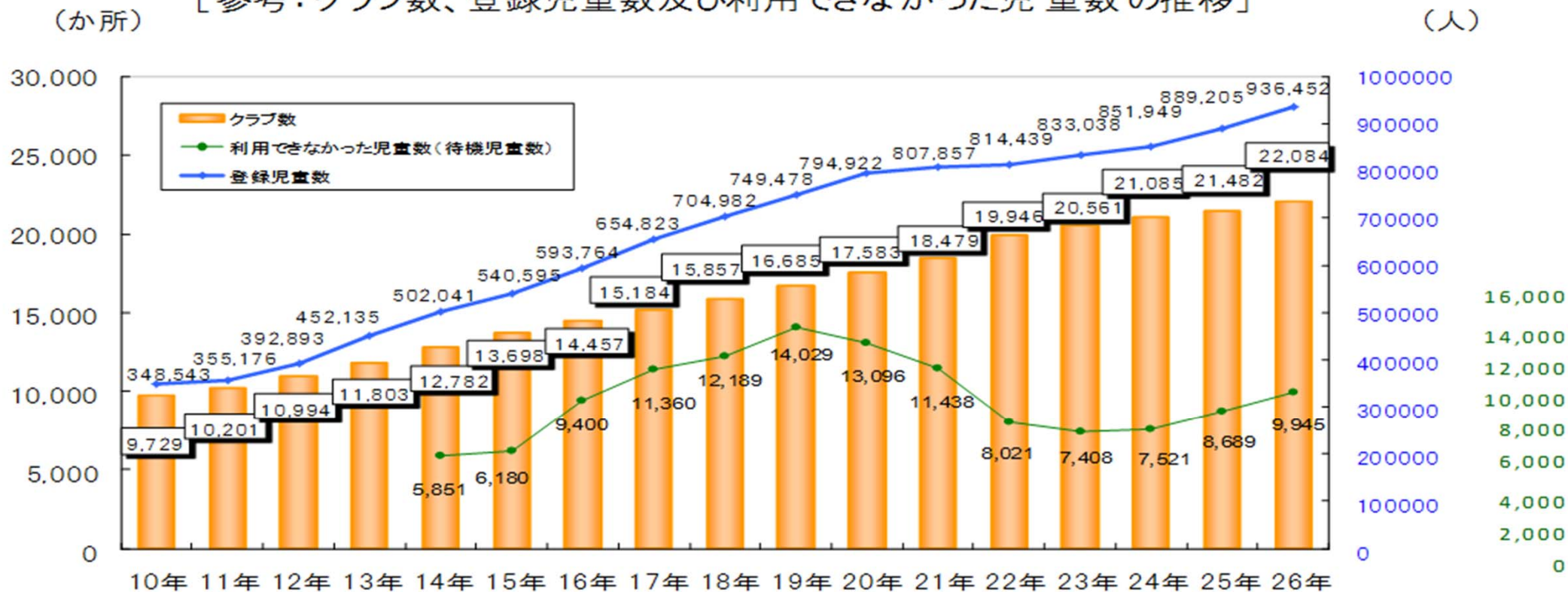
【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所
(参考:全国の小学校20,357校)
- 登録児童数 936,452人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人
〔利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所〕

【今後の展開】

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文科科学省と共同で策定)
- ⇒国全体の目標として、平成31年度末までに、
 - ・放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備
 - ・全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施

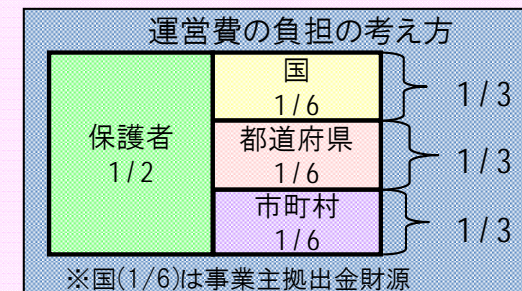
[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブ関係・平成27年度予算の概要

- 「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日文部科学省と共同で策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の受け皿を新たに整備することを旨として、平成27年度予算に「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援
- 放課後児童クラブ関係予算 575.0億円【対前年度比 191.3億円増】



平成27年度における改善事項

①受入児童数の拡大

936,452人(26年度)→1,105,656人(27年度)[約16.9万人増]

②10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大

③市町村への支援策の充実

ア 放課後子ども環境整備事業の充実

・幼稚園・認定こども園等の活用の促進:設備費等加算

イ 放課後児童クラブ運営支援事業の創設:賃借料補助

ウ 放課後児童クラブ送迎支援事業の創設:送迎経費補助

④学校敷地内等に整備する場合の補助基準額の新設

⑤放課後児童支援員等処遇改善等事業

・放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助

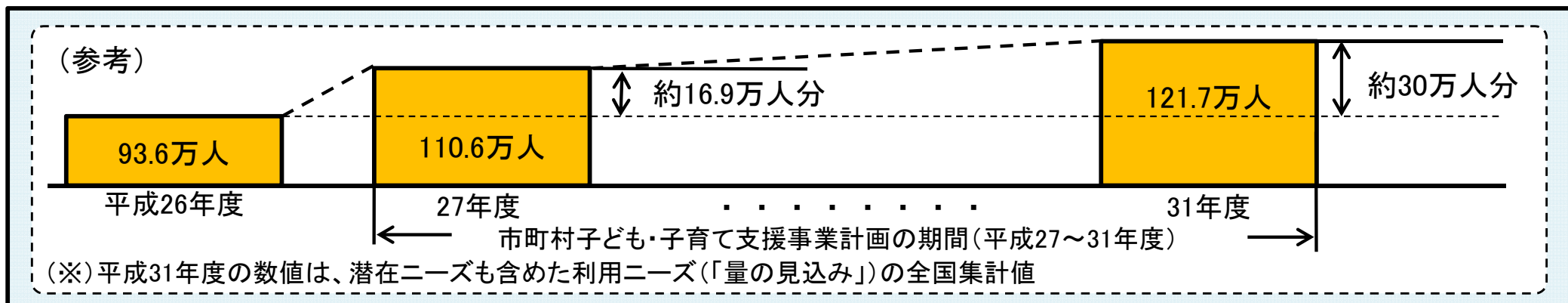
⑥障害児受入強化推進事業

・障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配

⑦小規模放課後児童クラブ支援事業

・19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置

など



放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

「放課後児童クラブ運営指針」策定の経緯

策定の必要性

- 放課後児童クラブについては、平成19年に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、運営するに当たって必要な基本的事項を示すことで、各市町村における質の向上を図るための取組を進めてきたところである。
- 平成24年の児童福祉法の改正により、市町村は、国が省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 平成27年4月からは、省令基準を踏まえて各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、放課後児童クラブガイドラインを見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた運営指針を策定することとし、平成27年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、地方自治体に通知した。

策定及び見直しの3つの視点

① 放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化

② 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認し、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で内容を整理

③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるのが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

省令基準及び運営指針に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 - などを記載し、計画的に整備
 - ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
 - 全ての児童が一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
 - 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討

